

平成 2 9 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 26 年財政援助団体等監査、平成 27 年定例監査、平成 27 年財政援助団体等監査、平成 27 年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）、平成 28 年定例監査、平成 28 年工事監査、平成 28 年財政援助団体等監査及び平成 28 年行政監査（財務に関する事務の内部統制について）の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成 29 年 6 月 1 日

東京都監査委員	鈴木 晶 雅
同	藤 井 一
同	友 渕 宗 治
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

目 次

第1 措 置 の 概 要	1
第2 通 知 の 内 容	
措置通知一覧	9
平成26年財政援助団体等監査	20
平成27年定例監査	21
平成27年財政援助団体等監査	22
平成27年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて） ..	24
平成28年定例監査	30
平成28年工事監査	37
平成28年財政援助団体等監査	52
平成28年行政監査（財務に関する事務の内部統制について）	80

第1 措置の概要

東京都の監査委員は、各種監査で指摘、又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等執行機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

平成29年第1回の措置状況は、表1のとおりである。

今回は、措置対象538件のうち、130件（指摘：116件、意見・要望：14件）が改善され、前回までに措置済みとなっている374件と合わせて、504件（93.7%）が措置済みとなった。残る34件については、執行部所において改善の取組途上又は改善策を検討中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数は表2のとおりである。

契約代金の返還・戻入など、是正・改善措置65件、要綱等の制定・改正など、再発防止の取組196件、合計261件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、以下のようなものがある。

- ・不適正な補助金の返還
- ・過大積算部分の契約代金減額や活用していない資産の適切な管理など、費用の節減
- ・新たな協定の締結や規則改正など、実態に合わせた事務処理の改善
- ・計上漏れとなっていた負債や物品の計上など、適正な会計処理
- ・ホームページの多言語化やバリアフリールートの設定など、都民サービスの向上
- ・基準に沿った工事の実施や工事における安全の確保 など

当報告書に記載されている事例を参考に、全庁共通して発生しうる課題や、繰り返し起こりうる問題点について、局横断的に再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等執行機関が講じた措置内容を公表することにより、都政に対する都民の理解が深められる一助となれば幸いである。

(表 1) 措置状況

(単位：件、%)

合 計	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善率 (B+C)/A×100	改善中 A-(B+C)
	指 摘	496	354	116	94.8	26
	意見・要望	42	20	14	81.0	8
	計	538	374	130	93.7	34

(単位：件、%)

年	監査種別	監査実施 期 間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善率 (B+C)/A×100	改善中 A-(B+C)
24	行政監査 (土地及び建物の運用・管理について)	平成24.9.18 ～ 平成25.1.31	指 摘	16	14	—	87.5	2
			意見・要望	—	—	—	—	—
			計	16	14	—	87.5	2
26	財政援助団体等監査	平成26.9.11 ～ 平成27.1.29	指 摘	63	62	1	100	0
			意見・要望	6	6	—	100	0
			計	69	68	1	100	0
27	定例監査 (平成26年度執行分)	平成27.1.9 ～ 平成27.9.2	指 摘	111	110	1	100	0
			意見・要望	4	4	—	100	0
			計	115	114	1	100	0
	財政援助団体等監査	平成27.9.4 ～ 平成28.2.4	指 摘	56	53	3	100	0
			意見・要望	2	2	—	100	0
			計	58	55	3	100	0
	行政監査 (庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて)	平成27.9.25 ～ 平成28.2.4	指 摘	24	18	5	95.8	1
			意見・要望	11	4	4	72.7	3
			計	35	22	9	88.6	4
28	定例監査 (平成27年度執行分)	平成28.1.8 ～ 平成28.9.2	指 摘	112	97	13	98.2	2
			意見・要望	4	4	—	100	0
			計	116	101	13	98.3	2
	工事監査	平成28.1.18 ～ 平成29.1.12	指 摘	31	—	29	93.5	2
			意見・要望	3	—	3	100	0
			計	34	—	32	94.1	2
	財政援助団体等監査	平成28.9.1 ～ 平成29.1.26	指 摘	83	—	64	77.1	19
			意見・要望	5	—	3	60	2
			計	88	—	67	76.1	21
	行政監査 (財務に関する事務の内部統制について)	平成28.9.1 ～ 平成29.1.26	指 摘	—	—	—	—	—
			意見・要望	7	—	4	57.1	3
			計	7	—	4	57.1	3

(表 2) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

監査種別 措置区分		2 6 年	2 7 年			2 8 年				計
		財援	定例	財援	行政	定例	工事	財援	行政	
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	—	—	—	—	—	5	1 2	—	1 7
		—	—	—	—	—	5	1 2	—	1 7
	イ 土地・建物等 資産管理	—	—	—	2	1	—	2	—	5
		—	—	—	2	1	—	4	—	7
	ウ 会計処理	—	—	—	—	—	—	4	—	4
		—	—	—	—	—	—	5	—	5
	エ 事務処理等	1	—	1	7	5	1	1 1	—	2 6
		1	—	1	7	8	1	1 4	4	3 6
	小計	1	—	1	9	6	6	2 9	—	5 2
		1	—	1	9	9	6	3 5	4	6 5
2 再発防止の取組	ア 要綱等の制定 ・改正	—	—	—	—	—	5	6	—	1 1
		—	—	—	5	1	6	1 2	—	2 4
	イ 契約・仕様等 の見直し	—	1	1	—	4	3	1 0	—	1 9
		—	1	2	—	5	4	1 1	—	2 3
	ウ ルール・体制 の構築	—	—	1	—	2	1 7	8	2	3 0
		1	—	1	2	3	2 3	3 0	2	6 2
	エ 研修等の実施	—	—	—	—	1	1	1 4	2	1 8
		—	—	—	1	1 1	3 1	4 2	2	8 7
	小計	—	1	2	—	7	2 6	3 8	4	7 8
		1	1	3	8	2 0	6 4	9 5	4	1 9 6
合 計		1	1	3	9	1 3	3 2	6 7	4	1 3 0
		2	1	4	1 7	2 9	7 0	1 3 0	8	2 6 1

(注 1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段(網掛あり):措置区分のうち主なものを1つ選定した場合の数値

下段(網掛なし):措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	事 項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大に交付した補助金・支出した契約代金等が返還されたもの (事例P. 5) 過大な契約代金を契約変更により減額したもの(事例P. 5) 都税・使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 土地・建物等 資産管理	土地・建物等の管理状況を改善したもの(事例P. 6) 土地・建物や物品等の占有・使用許可手続を是正したもの 建物・工作物・設備・物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの(事例P. 6) 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの(事例P. 7) 契約中の工事や事業内容を、要綱等に基づき是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定 ・改正	要綱・基準等を新たに制定したもの 要綱・基準等を現状に即した内容に改正したもの 事務処理のマニュアル等を作成したもの
イ 契約・仕様等の 見直し	同一・類似の事務事業について、契約等の方法を改めたもの (事例P. 8) 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制の 構築	事務処理ルールを改善、もしくは新たに構築したもの 委員会・PT等を新たに設置したもの 情報共有、チェック機能を強化したもの(事例P. 8)
エ 研修等の実施	関係職員を対象に研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議等を開催し、再発防止策を周知徹底したもの

1 是正・改善措置

ア 返還・戻入等

○ 学校法人に対し過大に交付した補助金が返還されたもの

平成28年財政援助団体等監査 学校法人 No. 60 (P. 52)

指摘の概要

生活文化局は、私立学校を運営する学校法人に対し、高校を本務とする職員の人件費支出等を対象とする補助金を交付している。

しかしながら、補助対象の法人職員1名の事務分担を見たところ、大学及び法人関係事務が大半であり、当該学校の業務が主たる業務とは認められなかった。この結果、平成26年度及び平成27年度で、補助金が合計861万余円過大に交付されていたため、その返還を求めた。

措置の概要

局は、当該学校法人から過大交付分の補助金の返還を受けた。

また、補助金審査に関する手引きの内容を見直し、法人本部職員の主たる業務の取扱いについて明確にした。

○ 工事における過大な契約代金を、契約変更により減額したもの

平成28年工事監査 環境局 No. 31 (P. 38)

指摘の概要

局積算基準では、土木工事、建築工事等の異なる種類の工事を併せて起工する場合は、工種ごとの諸経費率を用いて各工事価格を積算のうえ、合算し全体の工事費を算定することと定めている。

しかしながら、本工事は合併起工であるにもかかわらず、すべての工種で土木工事の諸経費率を用いて工事費を算定している。この結果、積算額約3,436万円が過大となっていたため、是正を求めた。

措置の概要

局は、工事費の過大積算分について契約変更を行い、減額対応し是正した。

また、職場研修を実施するとともに、工事関係課長会を開催し、監査結果の報告と再発防止の注意喚起を行った。

イ 土地・建物等資産管理

○ 都立公園の案内板にバリアフリールートの記載等を行ったもの

平成 27 年行政監査 建設局 公益財団法人東京都公園協会
アメニス東部地区グループ No. 8 (P. 26)

指摘の概要

都立公園における案内板等の設置状況を見たところ、車椅子での利用が可能な園路や施設を表示していない事例が認められた。案内板は、公園利用の利便性、安全性の向上を図る上で重要な施設であることから、局及び指定管理者に対し、適切な対応を求めた。

措置の概要

局は、公園利用者の視点に立った案内方法等に関するマニュアルを作成するとともに、上野恩賜公園の案内板にバリアフリールートの追記を行った。

また、指定管理者は、日比谷公園と宇喜田公園の案内版について、車いす対応施設やひらがな表記等の追記を行った。

ウ 会計処理

○ 計上漏れとなっていた診療報酬返還金を負債計上したもの

平成 28 年財政援助団体等監査
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター No. 94 (P. 66)

指摘の概要

法人は、医療行為を行ったものの、日報が作成されていないなどの理由により、社会保険診療報酬支払基金等から診療報酬 841 万 6,505 円の返還を求められている。

ところで、この返還金は、以前に収入した医業収益の返還に当たることから、会計基準では負債計上することとされているが、法人の平成 27 年度財務諸表には負債計上されていなかったため、適正に処理するよう求めた。

措置の概要

法人は、返還金について、平成 28 年度の未払金として計上した。

また、診療報酬返還金に関する会議を開き、経理部門と診療報酬所管部門で連携を図ること、会計基準を遵守し、適切な金額及び時期に未払金の計上を行うことを周知徹底した。

○ 保有の必要がなくなった保有個人情報を廃棄したもの

平成28年定例監査 教育庁 No. 27 (P. 36)

指摘の概要

都立学校における、個人情報が含まれる文書の保存状況を見たところ、保存期間を超えて、長期にわたり保存されているものが認められた。

保有の必要がなくなった個人情報は、速やかに廃棄しなければならないため、適切な廃棄を求めた。

措置の概要

指摘を受けた学校では、当該文書を平成29年2月14日までに廃棄した。

庁は、平成28年8月に全都立学校に通知を発出し、不要な個人情報を含む文書の廃棄状況の確認及び報告を求めるとともに、校長連絡会で注意喚起を行った。

○ 経済実態を反映した外国旅費規程に改めたもの

平成28年財政援助団体等監査

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター No. 109 (P. 71)

指摘の概要

都においては、職員の旅費に関する条例に基づき、地域によって単価が異なり諸外国の経済実態等を反映した旅費規程となっている。これに対して、法人の旅費規程では、外国旅費の日当及び宿泊料は、旅行先にかかわらず、都における最上位地域の金額となっている。

外国旅費は、旅行先によって経済実態が異なるため、同一の単価により支給されると実際の宿泊料とかい離した金額になる恐れが生じる。よって、経済実態等を考慮した旅費規程に改めるよう求めた。

措置の概要

法人は、都及び監理団体並びに国の研究機関における外国旅費規程を調査のうえ、平成29年3月に規程改正（平成29年4月1日付施行）を行い、地域ごとの単価を定めた外国旅費規程に改めた。

2 再発防止の取組

イ 契約・仕様等の見直し

○ 不要な職員住宅の契約を解消することで、費用の節減を図ったもの

平成28年財政援助団体等監査

公益財団法人東京都保健医療公社 No. 106 (P. 70)

指摘の概要

公社が運営する豊島病院は、職員住宅の不足を想定し、民間賃貸住宅6室を借り上げ、職員住宅の総数を119室とした。

しかしながら、入居状況を見たところ、毎月20室から30室が空室となることが認められた。入居率の実績を見れば、違約金を考慮しても適切な時期に借上げ契約を解消することが経済的であることから、借り上げ契約の見直しを求めた。

措置の概要

豊島病院では、平成29年度新規入寮希望者の状況を見たうえで、借上住宅6戸のうち空室となっている4戸については、平成29年3月末をもって解約した。

さらに、公社事務局では、庶務担当課長会において、職員住宅の適切な管理運用について周知した。

ウ ルール・体制の構築

○ 工事の安全管理について、チェック機能及び指導強化を行ったもの

平成28年工事監査 港湾局（島しょ） No. 38 (P. 42)

指摘の概要

都の建築工事標準仕様書及び建築基準法施行令では、深さ1.5m以上の掘削作業を行う場合は、原則として山留めを設けることと定められている。

しかしながら、本工事においては、深さ2.67mの掘削作業にも関わらず、山留めが行われていない。このような掘削作業は土砂崩壊事故の危険があるため、受注者への適切な指導・監督を求めた。

措置の概要

東京港建設事務所は、監督員用のチェックリストを策定した。

また、関係法令を遵守するよう受注者を指導するとともに、安全対策を明記した施工要領書の提出を求めた。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表3（監査種別）及び表4（指摘区分別）のとおりであり、表3及び表4の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表3、表4及び個別の概要にある「措置区分」は、4ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一、もしくは類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表3）措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
平成 2 6 年財政援助団体等監査											
【指摘事項】											
1	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	収納事務の適正性を確保すべきもの				◎			○		20
平成 2 7 年定例監査											
【指摘事項】											
2	病院経営本部	物流管理業務委託に係る契約方法の見直しを検討すべきもの						◎			21
平成 2 7 年財政援助団体等監査											
【指摘事項】											
3	福祉保健局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	給食材料購入契約における従業員細菌検査等に係る事務を適切に行うべきもの							◎		22
4	オリンピック・パラリンピック準備局（一般財団法人東京マラソン財団）	警備員の積算及び履行確認を適切に行うべきもの						◎			23
5	オリンピック・パラリンピック準備局（一般財団法人東京マラソン財団）	協賛企業との契約を適切に締結すべきもの				◎		○			23
平成 2 7 年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）											
【指摘事項】											
6	福祉保健局	全ての人が円滑に施設を利用できるよう適切な運用管理及び整備を行うべきもの		◎						○	24
7	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ、西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ、東京臨海副都心グループ、西武造園株式会社・株式会社NHKアート共同体）	公園利用のための必要な情報を簡便かつ効率的に入手できるようにすべきもの					◎	○			25
8	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ）	案内板等について移動等円滑化基準に適合させるべきもの		◎				○			26
9	建設局（東京臨海副都心グループ）	緊急対応等経費の適切な計画策定及び執行を図り、利用者の安全性・快適性を確保すべきもの				◎	○				26
10	港湾局（東京港埠頭株式会社、アメニス海上南部地区グループ、東京臨海副都心グループ、公益財団法人東京都公園協会）	公園利用のための必要な情報を簡便かつ効率的に入手できるようにすべきもの				◎			○		27

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
【意見・要望事項】												
11	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ、西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ、東京臨海副都心グループ、西武造園株式会社・株式会社NHKアート共同体）	管理所における情報提供の充実について					◎	○			28	
12	建設局	バリアフリールートの設定及び案内の促進について					◎	○			28	
13	港湾局	バリアフリールートの設定及び案内の促進について					◎			○	29	
14	港湾局	局ホームページにおける海上公園の多言語対応の拡大について					◎				29	
平成２８年定例監査												
【指摘事項】												
15	都市整備局	移転資金貸付金に係る滞納整理事務を適切に行うべきもの					◎		○		30	
16	都市整備局	単価契約の予定数量管理を適切に行うべきもの							◎	○	30	
17	都市整備局	単価契約の指示及び検査を適正に行うべきもの							◎	○	31	
18	都市整備局	単価契約の適正な執行を確保すべきもの							◎	○	32	
19	福祉保健局	個人情報の廃棄を適切に行うべきもの					◎			○	32	
20	福祉保健局	個人情報に係るデータの消去を適切に行うべきもの					◎	○		○	32	
21	福祉保健局	エックス線撮影装置の取扱いを適切に行うべきもの		◎						○	33	
22	福祉保健局	廃棄物を適正に区分し、適切な単価で処理すべきもの							◎	○	33	
23	福祉保健局	処分方法を見直し、廃棄物の減量に努めるべきもの					◎			○	34	
24	病院経営本部	ＵＳＢメモリを適切に管理すべきもの					○			◎	34	
25	建設局	道路占用工事に伴う事務手続を適正に行うべきもの					○				◎	35
26	建設局	道路占用工事に伴う事務手続の適正化について指導すべきもの					○			◎	○	36
27	教育庁	個人情報を含む文書の管理を適切に行うべきもの					◎				○	36
平成２８年工事監査												
【指摘事項】												
28	総務局（島しょ）	照明用電気ケーブルの単価設定を適正に行うべきもの								◎	○	37
29	都市整備局	施工体制台帳の作成及び提出について受注者を適切に指導・監督すべきもの									◎	37
30	環境局	盛土の積算を適正に行うべきもの	◎							○	○	38
31	環境局	合併起工工事の工事費算定を適正に行うべきもの	◎							○	○	38
32	福祉保健局	昇降機設備工事における共通費の積算を適正に行うべきもの								◎	○	39
33	病院経営本部	活線近接作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの								◎	○	39
34	産業労働局	のり面保護工の設計を適正に行うべきもの					◎	○		○	○	40
35	産業労働局（島しょ）	蓄電池の積算を適正に行うべきもの								◎	○	40
36	建設局	建設副産物処分費の単価設定を適正に行うべきもの								◎	○	41
37	建設局	観測工の積算を適正に行うべきもの								◎	○	41

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分									
			1				2					
			アイウエ	アイウエ	アイウエ	アイウエ						
38	港湾局（島しょ）	掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	42	
39	東京消防庁	蓄電池の単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	42	
40	交通局	作業効率に応じた単価設定を適正に行うべきもの					◎		○	○	42	
41	交通局	仮囲い設置費の積算を適正に行うべきもの	◎							○	43	
42	交通局	汚泥処理を適正に行うべきもの						◎		○	43	
43	水道局	モルタル防食工の単価設定を適正に行うべきもの					◎		○	○	44	
44	水道局	専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	44	
45	水道局	コンクリートの配合について受注者を適切に指導・監督すべきもの						◎		○	44	
46	水道局	埋戻し復旧後の強度試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	45	
47	水道局	工法変更に際し、適切に協議させるよう受注者を指導・監督すべきもの							◎	○	45	
48	水道局	土砂運搬における車両過積載防止について受注者を適切に指導・監督すべきもの						◎	○		○	46
49	水道局	汚泥処理を適正に行うべきもの							◎		○	46
50	下水道局	覆工板開閉工の積算を適正に行うべきもの								◎	○	47
51	下水道局	コンクリート削孔工の積算を適正に行うべきもの	◎								○	47
52	下水道局	境石の積算を適正に行うべきもの								◎	○	48
53	下水道局	コンクリート打設の積算を適正に行うべきもの	◎							○	○	48
54	教育庁	ウレタン塗膜防水の単価設定を適正に行うべきもの								◎	○	49
55	教育庁	諸経費の積算を適正に行うべきもの								◎	○	49
56	教育庁	諸経費の積算を適正に行うべきもの								◎	○	49
【意見・要望事項】												
57	交通局	特命随意契約委託業務の履行の在り方について								◎		50
58	下水道局	圧送管設計マニュアル等の運用方法について						◎			○	50
59	下水道局	合体工事における交通誘導員の計上の在り方について						◎			○	51
平成 2 8 年財政援助団体等監査												
【指摘事項】												
60	生活文化局（学校法人明星学園）	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	◎							○	○	52
61	生活文化局（学校法人大成学園）	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	◎							○	○	52
62	生活文化局（学校法人 9 0 団体）	授業料減免補助に係る減免実績額の算出方法を明確に定めるべきもの					◎			○	○	53
63	生活文化局（学校法人 9 0 団体）	補助金の交付にかかる審査を適正に行うべきもの									◎	53
64	生活文化局（学校法人 9 0 団体）	複数者の見積書等を徴取し交付額を決定すべきもの					◎			○	○	54
65	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	委託業務内容の変更を適切に行うべきもの									◎	54
66	生活文化局の（公益財団法人東京都歴史文化財団）	積算を適正に行うべきもの									◎	55
67	リハビリ・パラリンピック準備局（公益社団法人東京都体育協会）	分担金の交付に当たり事業の収益を事業経費から差し引くべきもの	◎					○				55

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
68	オリンピック・パラリンピック準備局 （公益社団法人東京都体育協会）	補助金の実績報告書を経理内容に基づき適正に作成すべきもの	◎							○	56
69	オリンピック・パラリンピック準備局 （公益社団法人東京都体育協会）	競技用備品の所有、貸与及び譲渡について適正に定めるべきもの					◎			○	56
70	オリンピック・パラリンピック準備局 （公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	売上管理を適切に行うべきもの							◎		56
71	オリンピック・パラリンピック準備局 （公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	プリペイドカードの券売機の販売記録と残枚数との照合を行うべきもの							◎		57
72	オリンピック・パラリンピック準備局 （公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	駐車場料金の売上金について適正に取り扱うべきもの	◎							○	57
73	オリンピック・パラリンピック準備局 （公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	使用料の売上金について適切に取り扱うべきもの						◎	○		57
74	オリンピック・パラリンピック準備局 （公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	実績報告書の内容を確認すべきもの				◎			○		58
75	オリンピック・パラリンピック準備局 （公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	テクニカルサポート事業について様式等を定め、証拠書類に基づく精査を行うべきもの					◎				58
76	都市整備局（一般社団法人東京都トラック協会）	契約書の作成等を適切に行うべきもの								◎	59
77	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	役員公用車運行管理業務委託の契約手続を適正に行うべきもの						◎	○	○	59
78	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	工事敷地周辺道路清掃費の積算を適正に行うべきもの（技術面からの監査）							◎	○	60
79	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	塗膜厚の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの（技術面からの監査）						◎		○	60
80	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	共通仮設の施工条件の明示と契約変更を適切に行うべきもの（技術面からの監査）							◎	○	61
81	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	産業廃棄物処理の委託契約について受注者を適切に指導・監督すべきもの（技術面からの監査）						◎		○	61
82	福祉保健局（社会福祉法人滝乃川学園）	実績が確認できる記録を残すべきもの								◎	62
83	福祉保健局（社会福祉法人東京恵明学園）	補助金の返還を求めるべきもの	◎							○	62
84	福祉保健局（社会福祉法人子供の家）	補助金の返還を求めるべきもの	◎							○	62
85	福祉保健局（社会福祉法人生光会）	補助金の返還を求めるべきもの	◎						○		62
86	福祉保健局（社会福祉法人聖明福祉協会）	補助金の返還を求めるべきもの	◎						○		63
87	福祉保健局（社会福祉法人池上長寿園）	補助金の返還を求めるべきもの	◎						○		63
88	福祉保健局（社会福祉法人博泉会）	補助金の返還を求めるべきもの	◎						○		63
89	福祉保健局（社会福祉法人生光会など30団体）	補助金交付要綱を見直すべきもの				○	◎				64
90	福祉保健局（社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会）	財産管理を適切に行うべきもの			○				◎	○	64
91	福祉保健局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	医業未収金の債権管理を適正に行うべきもの				◎			○	○	65
92	福祉保健局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	研究未収金における債権管理を適正に行うべきもの				◎			○	○	65
93	福祉保健局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	医業未収金の管理を適正に行うべきもの			◎				○		65
94	福祉保健局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	医業収益における診療報酬返還金を未払金に計上すべきもの			◎					○	66
95	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	敬老室の運営管理を適切に行うべきもの								◎	66
96	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	適切な形で支払を行うべきもの						◎			66

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
97	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	履行状況等を確認し適切な体制で業務が行われるよう指導すべきもの								◎		67
98	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	適正な区分で処分すべきもの									◎	67
99	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	不要品の処分に当たって再資源化に努めるべきもの									◎	67
100	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	再委託に係る手続を適正に行うべきもの								◎		68
101	福祉保健局（公益財団法人東京都保健医療公社）	補助事業の実績報告を適切に行うべきもの				○					◎	68
102	福祉保健局（公益財団法人東京都保健医療公社）	委託事業を適切に行うよう指導すべきもの								◎	○	69
103	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	非常食等の管理を適切に行うべきもの		○						◎	○	69
104	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	研修委託に係る支出を適正に行うべきもの							◎		○	69
105	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	契約事務を適切に行うべきもの									◎	70
106	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	公社病院の職員住宅を経済的に運用すべきもの								◎		70
107	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	貸付物品に係る手続きを適正に行うべきもの		○				◎		○		70
108	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	補助事業の実績報告を適切に行うべきもの				○					◎	71
109	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	外国旅費について経済実態等を反映した旅費を支給すべきもの					◎	○				71
110	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	タクシーチケットの利用実績について調査し、必要に応じた対応を講じるべきもの	◎					○			○	71
111	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	図書室管理業務の委託を適正に実施すべきもの					◎			○		72
112	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	図書資料に係る不明資料の調査を実施し、最速に基づく除籍処理を適正に行うべきもの					◎			○		72
113	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	郵券の管理を適正に行うべきもの					◎				○	72
114	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	委託契約により取得した物品の管理を適正に行うべきもの				◎				○		73
115	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	委託契約により取得した工作物の公有財産台帳整備を適正に行うべきもの				◎				○		73
116	港湾局（東京港埠頭株式会社）	産業廃棄物の処理委託を適正に行うべきもの							◎		○	73
117	港湾局（東京港埠頭株式会社）	産業廃棄物の処理委託に係るマニフェストの交付を適正に行うべきもの									◎	74
118	港湾局（東京港埠頭株式会社）	管理許可を受けた施設の管理を適切に行うべきもの		◎						○		74
119	港湾局（東京港埠頭株式会社）	東京港内清掃作業委託契約に係る契約事務を適正に行うべきもの							◎			75
120	交通局（東京交通サービス株式会社）	再委託契約の積算事務を適切に行うべきもの						◎		○		75
121	交通局（東京交通サービス株式会社）	契約事務を適正に行うべきもの						○	○		◎	76
122	交通局（東京トラフィック開発株式会社）	土地賃貸契約を遵守及び検討すべきもの		◎						○	○	77
123	教育庁（宗教法人氷川神社）	補助事業に係る関係書類を適切に整理保管すべきもの									◎	77
【意見・要望事項】												
124	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	道路上工事の埋戻材における試験基準の在り方について（技術面からの監査）							◎			78
125	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	材料費及び労務費の設定方法に関する検討について（技術面からの監査）					◎	○				78
126	交通局（東京交通サービス株式会社）	外注費見積書を使用する場合の取扱いについて					◎	○			○	79

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
平成 2 8 年行政監査（財務に関する事務の内部統制について）											
【意見・要望事項】											
127	会計管理局	問合せ・相談・協議に対する回答・指導内容の記録、継承について				○			◎		80
128	財務局	無体財産権の管理について				○			◎		80
129	財務局	出えん金の管理について				○				◎	81
130	財務局	業務委託契約及び企画提案方式の履行管理について				○				◎	81

(表4) 措置通知一覧(指摘区分別)

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
【会計処理（歳入、収入）】												
1	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	26財援	収納事務の適正性を確保すべきもの				◎			○		20
25	建設局	28定例	道路占用工事に伴う事務手続を適正に行うべきもの				○				◎	35
26	建設局	28定例	道路占用工事に伴う事務手続の適正化について指導すべきもの				○			◎	○	36
71	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	28財援	プリペイドカードの券売機の販売記録と残枚数との照合を行うべきもの							◎		57
73	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	28財援	使用料の売上金について適切に取り扱うべきもの						◎	○		57
93	福祉保健局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	28財援	医業未収金の管理を適正に行うべきもの			◎				○		65
【債権管理】												
15	都市整備局	28定例	移転資金貸付金に係る滞納整理事務を適切に行うべきもの				◎			○		30
91	福祉保健局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	28財援	医業未収金の債権管理を適正に行うべきもの				◎			○	○	65
92	福祉保健局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	28財援	研究未収金における債権管理を適正に行うべきもの				◎			○	○	65
【契約（仕様・積算）】												
4	オリンピック・パラリンピック準備局（一般財団法人東京マラソン財団）	27財援	警備員の積算及び履行確認を適切に行うべきもの						◎			23
65	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	28財援	委託業務内容の変更を適切に行うべきもの								◎	54
66	生活文化局の（公益財団法人東京都歴史文化財団）	28財援	積算を適正に行うべきもの								◎	55
77	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	28財援	役員公用車運行管理業務委託の契約手続を適正に行うべきもの						◎	○	○	59
78	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	28財援	工事敷地周辺道路清掃費の積算を適正に行うべきもの（技術面からの監査）							◎	○	60
80	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	28財援	共通仮設の施工条件の明示と契約変更を適切に行うべきもの（技術面からの監査）							◎	○	61
96	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	28財援	適切な形で支払を行うべきもの						◎			66
119	港湾局（東京港埠頭株式会社）	28財援	東京港内清掃作業委託契約に係る契約事務を適正に行うべきもの						◎			75
120	交通局（東京交通サービス株式会社）	28財援	再委託契約の積算事務を適切に行うべきもの					◎		○		75
124	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	28財援	道路上工事の埋戻材における試験基準の在り方について（技術面からの監査）						◎			78
125	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	28財援	材料費及び労務費の設定方法に関する検討について（技術面からの監査）				◎	○				78
126	交通局（東京交通サービス株式会社）	28財援	外注費見積書を使用する場合の取扱いについて				◎	○			○	79
【契約（履行確認）】												
3	福祉保健局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	27財援	給食材料購入契約における従業員細菌検査等に係る事務を適切に行うべきもの							◎		22
17	都市整備局	28定例	単価契約の指示及び検査を適正に行うべきもの						◎		○	31
70	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	28財援	売上管理を適切に行うべきもの							◎		56
72	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	28財援	駐車場料金の売上金について適正に取り扱うべきもの	◎							○	57
79	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	28財援	塗膜厚の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの（技術面からの監査）						◎		○	60

番号	対象局（団体）	監査種別	事 項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
81	都市整備局（東京地下鉄株式会社）	28財援	産業廃棄物処理の委託契約について受注者を適切に指導・監督すべきもの（技術面からの監査）						◎		○	61
95	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	28財援	敬老室の運営管理を適切に行うべきもの								◎	66
97	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	28財援	履行状況等を確認し適切な体制で業務が行われるよう指導すべきもの							◎		67
111	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	28財援	図書室管理業務の委託を適正に実施すべきもの				◎				○	72
118	港湾局（東京港埠頭株式会社）	28財援	管理許可を受けた施設の管理を適切に行うべきもの		◎						○	74
【契約（その他）】												
2	病院経営本部	27定例	物流管理業務委託に係る契約方法の見直しを検討すべきもの						◎			21
5	オリンピック・パラリンピック準備局（一般財団法人東京マラソン財団）	27財援	協賛企業との契約を適切に締結すべきもの				◎		○			23
16	都市整備局	28定例	単価契約の予定数量管理を適切に行うべきもの						◎		○	30
18	都市整備局	28定例	単価契約の適正な執行を確保すべきもの						◎		○	32
22	福祉保健局	28定例	廃棄物を適正に区分し、適切な単価で処理すべきもの						◎		○	33
98	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	28財援	適正な区分で処分すべきもの								◎	67
99	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	28財援	不要品の処分に当たって再資源化に努めるべきもの								◎	67
100	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	28財援	再委託に係る手続を適正に行うべきもの						◎		○	68
104	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	28財援	研修委託に係る支出を適正に行うべきもの						◎		○	69
105	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	28財援	契約事務を適切に行うべきもの								◎	70
116	港湾局（東京港埠頭株式会社）	28財援	産業廃棄物の処理委託を適正に行うべきもの						◎		○	73
117	港湾局（東京港埠頭株式会社）	28財援	産業廃棄物の処理委託に係るマニフェストの交付を適正に行うべきもの								◎	74
121	交通局（東京交通サービス株式会社）	28財援	契約事務を適正に行うべきもの					○	○		◎	76
130	財務局	28行政	業務委託契約及び企画提案方式の履行管理について				○				◎	81
【会計処理（歳出、支出）】												
94	福祉保健局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	28財援	医業収益における診療報酬返還金を未払金に計上すべきもの			◎					○	66
110	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	28財援	タクシーチケットの利用実績について調査し、必要に応じた対応を講じるべきもの	◎					○		○	71
113	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	28財援	郵券の管理を適正に行うべきもの				◎				○	72
【補助金等】												
60	生活文化局（学校法人明星学苑）	28財援	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	◎							○	52
61	生活文化局（学校法人大成学園）	28財援	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	◎							○	52
62	生活文化局（学校法人９０団体）	28財援	授業料減免補助に係る減免実績額の算出方法を明確に定めるべきもの				◎				○	53
63	生活文化局（学校法人９０団体）	28財援	補助金の交付にかかる審査を適正に行うべきもの								◎	53
64	生活文化局（学校法人９０団体）	28財援	複数者の見積書等を徴取し交付額を決定すべきもの				◎				○	54
67	オリンピック・パラリンピック準備局（公益社団法人東京都体育協会）	28財援	分担金の交付に当たり事業の収益を事業経費から差し引くべきもの	◎					○			55

番号	対象局（団体）	監査種別	事 項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
68	オリンピック・パラリンピック準備局（公益社団法人東京都体育協会）	28財援	補助金の実績報告書を経理内容に基づき適正に作成すべきもの	◎							○	56
69	オリンピック・パラリンピック準備局（公益社団法人東京都体育協会）	28財援	競技用備品の所有、貸与及び譲渡について適正に定めるべきもの					◎			○	56
74	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	28財援	実績報告書の内容を確認すべきもの				◎			○		58
75	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	28財援	テクニカルサポート事業について様式等を定め、証拠書類に基づく精査を行うべきもの					◎				58
76	都市整備局（一般社団法人東京都トラック協会）	28財援	契約書の作成等を適切に行うべきもの								◎	59
82	福祉保健局（社会福祉法人滝乃川学園）	28財援	実績が確認できる記録を残すべきもの								◎	62
83	福祉保健局（社会福祉法人東京恵明学園）	28財援	補助金の返還を求めるべきもの	◎							○	62
84	福祉保健局（社会福祉法人子供の家）	28財援	補助金の返還を求めるべきもの	◎							○	62
85	福祉保健局（社会福祉法人生光会）	28財援	補助金の返還を求めるべきもの	◎						○		62
86	福祉保健局（社会福祉法人聖明福祉協会）	28財援	補助金の返還を求めるべきもの	◎						○		63
87	福祉保健局（社会福祉法人池上長寿園）	28財援	補助金の返還を求めるべきもの	◎						○		63
88	福祉保健局（社会福祉法人博泉会）	28財援	補助金の返還を求めるべきもの	◎						○		63
89	福祉保健局（社会福祉法人生光会など30団体）	28財援	補助金交付要綱を見直すべきもの				○	◎				64
101	福祉保健局（公益財団法人東京都保健医療公社）	28財援	補助事業の実績報告を適切に行うべきもの				○				◎	68
102	福祉保健局（公益財団法人東京都保健医療公社）	28財援	委託事業を適切に行うよう指導すべきもの							◎	○	69
108	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	28財援	補助事業の実績報告を適切に行うべきもの				○				◎	71
123	教育庁（宗教法人氷川神社）	28財援	補助事業に係る関係書類を適切に整理保管すべきもの								◎	77
【財産管理】												
6	福祉保健局	27行政	全ての人が円滑に施設を利用できるよう適切な運用管理及び整備を行うべきもの		◎						○	24
21	福祉保健局	28定例	エックス線撮影装置の取扱いを適切に行うべきもの		◎						○	33
23	福祉保健局	28定例	処分方法を見直し、廃棄物の減量に努めるべきもの				◎			○	○	34
90	福祉保健局（社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会）	28財援	財産管理を適切に行うべきもの			○				◎	○	64
115	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	28財援	委託契約により取得した工作物の公有財産台帳整備を適正に行うべきもの			◎				○		73
122	交通局（東京トラフィック開発株式会社）	28財援	土地賃貸契約を遵守及び検討すべきもの		◎					○	○	77
128	財務局	28行政	無体財産権の管理について				○			◎		80
129	財務局	28行政	出えん金の管理について				○				◎	81
【物品管理】												
103	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	28財援	非常食等の管理を適切に行うべきもの		○					◎	○	69
107	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	28財援	貸付物品に係る手続きを適正に行うべきもの		○			◎		○		70
114	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	28財援	委託契約により取得した物品の管理を適正に行うべきもの			◎				○		73

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
【工事（設計）】												
34	産業労働局	28工事	のり面保護工の設計を適正に行うべきもの				◎	○		○	○	40
58	下水道局	28工事	圧送管設計マニュアル等の運用方法について					◎			○	50
【工事（単価設定）】												
28	総務局（島しょ）	28工事	照明用電気ケーブルの単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	37
30	環境局	28工事	盛土の積算を適正に行うべきもの	◎						○	○	38
35	産業労働局（島しょ）	28工事	蓄電池の積算を適正に行うべきもの							◎	○	40
36	建設局	28工事	建設副産物処分費の単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	41
39	東京消防庁	28工事	蓄電池の単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	42
40	交通局	28工事	作業効率に応じた単価設定を適正に行うべきもの					◎		○	○	42
41	交通局	28工事	仮囲い設置費の積算を適正に行うべきもの	◎							○	43
43	水道局	28工事	モルタル防食工の単価設定を適正に行うべきもの					◎		○	○	44
50	下水道局	28工事	覆工板開閉工の積算を適正に行うべきもの							◎	○	47
51	下水道局	28工事	コンクリート削孔工の積算を適正に行うべきもの	◎							○	47
52	下水道局	28工事	境石の積算を適正に行うべきもの							◎	○	48
53	下水道局	28工事	コンクリート打設の積算を適正に行うべきもの	◎						○	○	48
54	教育庁	28工事	ウレタン塗膜防水の単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	49
【工事（諸経費等）】												
31	環境局	28工事	合併起工工事の工事費算定を適正に行うべきもの	◎						○	○	38
32	福祉保健局	28工事	昇降機設備工事における共通費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	39
37	建設局	28工事	観測工の積算を適正に行うべきもの							◎	○	41
44	水道局	28工事	専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	44
55	教育庁	28工事	諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	49
56	教育庁	28工事	諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	49
59	下水道局	28工事	合体工事における交通誘導員の計上の在り方について					◎			○	51
【工事（施工）】												
29	都市整備局	28工事	施工体制台帳の作成及び提出について受注者を適切に指導・監督すべきもの								◎	37
33	病院経営本部	28工事	活線近接作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの								◎	39
38	港湾局（島しょ）	28工事	掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの								◎	42
45	水道局	28工事	コンクリートの配合について受注者を適切に指導・監督すべきもの						◎		○	44
46	水道局	28工事	埋戻し復旧後の強度試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの								◎	45
47	水道局	28工事	工法変更に際し、適切に協議させるよう受注者を指導・監督すべきもの								◎	45

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
48	水道局	28工事	土砂運搬における車両過積載防止について受注者を適切に指導・監督すべきもの					◎	○		○	46
57	交通局	28工事	特命随意契約委託業務の履行の在り方について							◎		50
【工事（その他）】												
42	交通局	28工事	汚泥処理を適正に行うべきもの						◎		○	43
49	水道局	28工事	汚泥処理を適正に行うべきもの						◎		○	46
【情報管理】												
19	福祉保健局	28定例	個人情報の廃棄を適切に行うべきもの				◎				○	32
20	福祉保健局	28定例	個人情報に係るデータの消去を適切に行うべきもの				◎	○			○	32
24	病院経営本部	28定例	ＵＳＢメモリを適切に管理すべきもの				○			◎		34
27	教育庁	28定例	個人情報を含む文書の管理を適切に行うべきもの				◎				○	36
【その他】												
7	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ、西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ、東京臨海副都心グループ、西武造園株式会社・株式会社NHKアート共同体）	27行政	公園利用のための必要な情報を簡便かつ効率的に入手できるようにすべきもの				◎	○				25
8	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ）	27行政	案内板等について移動等円滑化基準に適合させるべきもの		◎			○				26
9	建設局（東京臨海副都心グループ）	27行政	緊急対応等経費の適切な計画策定及び執行を図り、利用者の安全性・快適性を確保すべきもの				◎	○				26
10	港湾局（東京港埠頭株式会社、アメニス海上南部地区グループ、東京臨海副都心グループ、公益財団法人東京都公園協会）	27行政	公園利用のための必要な情報を簡便かつ効率的に入手できるようにすべきもの				◎			○		27
11	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ、西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ、東京臨海副都心グループ、西武造園株式会社・株式会社NHKアート共同体）	27行政	管理所における情報提供の充実について				◎	○				28
12	建設局	27行政	バリアフリールートの設定及び案内の促進について				◎	○				28
13	港湾局	27行政	バリアフリールートの設定及び案内の促進について				◎			○		29
14	港湾局	27行政	局ホームページにおける海上公園の多言語対応の拡大について				◎					29
106	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	28財援	公社病院の職員住宅を経済的に運用すべきもの						◎		○	70
109	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	28財援	外国旅費について経済実態等を反映した旅費を支給すべきもの				◎	○				71
112	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	28財援	図書資料に係る不明資料の調査を実施し、最速に基づく除籍処理を適正に行うべきもの				◎			○		72
127	会計管理局	28行政	問合せ・相談・協議に対する回答・指導内容の記録、継承について				○			◎		85

〔平成２６年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
1	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	収納事務の適正性を確保すべきもの	1－エ	2－ウ	各霊園管理事務所及び協会本社公園事業部霊園課の窓口では、使用料・手数料を収納した際に、領収証及び収入金処理票を作成し、領収証を納入者に交付している。 しかしながら、収入金処理票の取扱いについて見たところ、以下の状況が見受けられた。 a 一部の業務では、システムから領収証等を発行できないため、各窓口は手書きで発行するための白紙の領収証等を用意している。しかしながら、手書き発行分については連番管理を行っていないことから、何通発行されたかが不明であり、収入処理が漏れなく行われていることが確認できない。 b システムの設計では、同一内容の領収証等を複数枚システムから印刷することが可能となっている。また、取消処理後には領収証等の印刷を行えないが、取消処理により領収証発行の履歴が残らないため、領収証印刷後の取消か印刷前の取消かの判別ができなくなっている。 各窓口では、書損となった領収証の保管や理由書の記載等を通して連番管理を図っているが、システムがこのような設計であるため、実際の収納状況が保管書類と一致していることを保証できない。 以上のように、領収証等の連番管理について、その目的が十分に果たされていないことから、事務処理上の過誤や亡失を防止し、収納事務の適正性を担保できない状況となっており、適切でない。	局は、手書きで発行する領収書について、平成２６年１２月１日から管理簿を用いて、連番を付した手書き用領収証の使用枚数、残枚数の管理を確実にしている。【２－ウ】 また、システムによる各種使用料等の領収証について、発行時に加えて、再発行及び取消しの際も履歴が残るようシステムの改修を行い、平成２９年３月に運用を開始した。【１－エ】

〔平成 27 年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
2	病院経営本部	物流管理業務委託に係る契約方法の見直しを検討すべきもの	2-イ	—	病院経営本部は、特命随意契約となっている業務委託については、毎年度、業務の履行状況に関する評価を行い、評価結果が良好な受託者については、最長5年まで特命随意契約の継続を認め、5年経過時には競争入札により受託者を決定する運用を行っている。 ところで、墨東病院の物流管理業務委託を見たところ、この業務の委託を開始した平成11年度以来同じ受託者と特命随意契約により契約を締結していることが認められた。 病院は、物品管理システムの所有及び物流管理業務委託に係る考え方を整理し、契約方法の見直しを検討されたい。	平成27年12月に開催した指名業者選定委員会において、平成29年度の物流管理業務委託について、総合評価方式による入札を行うことに決定し、これに基づき、平成29年度の物流管理業務委託において、総合評価方式による契約手続きを行った。 また、今後の契約更新時にも、総合評価方式による入札手続きを行う。【2-イ】

〔平成２７年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
3	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	給食材料購入 契約における従 業員細菌検査等 に係る事務を適 切に行うべきも の	2-ウ	—	七生福祉園は、給食材料の購入に当たり、食材の種別ごとに購入契約を締結している。契約では、納入業者に対し、①全ての契約で「従業員細菌検査」を月1回以上、②特定の給食材料については「原材料の微生物学的検査」を契約期間中に2回実施し、その結果を園に提出することを求めている。 ところで、これらの検査結果の提出状況について見たところ、検査結果を提出していない業者が多数存在することが認められた。 また、園が検査結果の提出状況を記録する「業者別細菌検査結果[児童調理]」には、監査日現在、確認印欄に押印がされておらず、さらに、原材料の微生物学的検査については提出状況の記録がないなど、確認の手続も十分なものとなっていない。	監査日(平成27年9月18日)以降、以前から適切に検査結果を提出している1者を除く19者に指導を行った。 また、「従業員細菌検査」の確認表とは別に「原材料の微生物学的検査」の確認表を作成するなど、仕様書で定めている確認手続を適切に行った上で、支払いを行うことを徹底した。【2-ウ】 平成28年度においても、引き続き、検査結果の確認及び納入業者への指導を適切に行っており、「従業員細菌検査」及び「原材料の微生物学的検査」ともに未提出の業者はなくなった。 今後も業者からの検査結果提出が継続してなされるよう、納入業者への指導及び検査結果の確認を適切に行っていく。

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
4	オリンピック・パラリンピック準備局（一般財団法人東京マラソン財団）	警備員の積算及び履行確認を適切に行うべきもの	2-イ	—	財団は、東京マラソンの運営・企画について、①「大会運営管理等業務委託契約」により、Aに特命で委託している。また、警備強化対策のため、②「警備強化対策運営等業務委託について」により、Aと別途契約している。 契約書を見たところ、下記の状況が認められた。 （ア）①の仕様書では、「制服警備員」数のみが記載され、警備及び安全対策計画案を期日までに作成し提出するよう求めている。 警備全体の人数、係員と警備員の内訳、配置基準を満たす検定合格警備員の人数を確認しようとしたところ、委託内容の内訳が不明確であるため、履行確認が適切か不明である。 （イ）警備員単価について、公共工事設計労務単価と比べて高額であり、金額の根拠を適切に確認しているか不明である。 （ウ）財団は、マラソン実施の前に検定合格警備員の配置を確認するため、Aに対し名簿、検定合格証明書の写し等の提出を求めるべきところ、行っていない。また、マラソン実施後、出勤確認や予定人員の変更がわかる名簿等の写しの提出を求めて履行確認を行うべきところ、行っていない。 （エ）財団は、契約において受託者Aと再委託先等との責任関係を明確化していないため、各警備業者の責任分担範囲等を把握できていない。 以上のことから、財団が適切に積算及び履行確認を行っているかどうか確認できず、適切でない。	財団は、東京マラソン2017の警備契約について、下記のとおり締結し、その履行確認を行った。 （ア）仕様書上で警備員、係員等の種別の配置数及び内訳を明記した。 （イ）受託者が提出した警備員単価について、積算内容をヒアリングするとともに、同種のランニングイベントの単価とも比較し、積算内容の妥当性について担保した。 （ウ）仕様書上で、大会実施前に配置予定の警備員等の名簿や検定合格証明書の写し等及び大会実施後に出勤確認や予定した人員の変更がわかる名簿等の提出を求めることを明記した。 （エ）仕様書上で、再委託を行う場合には、受託者及び再委託先のそれぞれの責任分担範囲（主な業務内容）を明記した。【2-イ】
5	オリンピック・パラリンピック準備局（一般財団法人東京マラソン財団）	協賛企業との契約を適切に締結すべきもの	1-エ	2-イ	財団は、指定した広告代理店数社に、東京マラソンへの協賛企業の発掘を依頼している。指定広告代理店が協賛企業を発掘した場合は、財団、指定広告代理店、協賛企業の三社で契約を締結し、協賛金額及び付与する権利の内容を定めている。 平成25年度及び平成26年度の協賛金提供契約を確認したところ、以下の状況が認められた。 （ア）契約書を締結していない協賛企業が複数認められた。協賛金の受入、協賛企業への権利付与内容を明確にするため、書面で協賛契約を締結すべきであり、適切でない。 （イ）いずれの協賛契約においても、協賛金のうち300万円は財団への賛助会費として扱っていると明記されているが、賛助会員の内容が不明であり、適切でない。	平成27年度の協賛契約において、弁護士のチェックを受けながら契約書を作成し、協賛企業28社と書面による協賛契約を締結した。 複数年契約が平成27年度満了の協賛企業1社については、平成28年度契約締結時に賛助会員に関する条文を削除し、適切な協賛契約を締結した。【1-エ】 今後は、広告代理店が包括的に協賛企業との契約を請け負う場合において、財団・広告代理店・協賛企業の三者による契約を締結していく方針であることを、平成28年2月4日の臨時幹部会において確認している。【2-イ】

〔平成２７年行政監査（庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
6	福祉保健局	全ての人が円滑に施設を利用できるよう適切な運用管理及び整備を行うべきもの	1-イ	2-エ	「東京都福祉のまちづくり条例」は、ユニバーサルデザインの理念の下、高齢者や障害者を含めた全ての人が円滑に施設を利用できるよう整備基準を定め、施設に適合を求めている。 ところで、監査対象事業所において、主に敷地入口から受付までの動線、駐車施設等について基準等の適合状況を見たところ、監査日現在、以下のとおり適切でない状況が見受けられた。 ＜視覚障害者誘導用ブロック＞ ・多摩府中保健所、多摩児童相談所：視覚障害者誘導用ブロック上に靴拭きマットが設置されている。 ・北児童相談所：視覚障害者誘導用ブロック上に長椅子の端がのっている。 ＜スロープ＞ 多摩児童相談所：ロープ上部の上がり口に灰皿スタンドが設置されている。 ＜手すり＞ 小平児童相談所：手すり全面にポスターが貼られている。 ＜車椅子使用者用駐車施設＞ ・障害者福祉会館：必要な幅（350cm）はあるものの、車椅子用駐車施設として必要な表示がされていない。 ・北児童相談所：車椅子使用者用駐車施設の表示がある区画の幅が不足している（220cm程度しかない）。	全ての項目について、以下のとおり改善された。【1-イ】 ＜視覚障害者誘導用ブロック＞ ・多摩府中保健所では、視覚障害者誘導用ブロック上にかからない靴拭きマットを設置した。 ・多摩児童相談所では、靴拭きマットを撤去した。 ・北児童相談所では、視覚障害者誘導用ブロック上に長椅子の端がのらないよう改善した。 ＜スロープ＞ ・多摩児童相談所では、スロープからの導線に影響のない位置に灰皿を移動させた。 ＜手すり＞ ・小平児童相談所では、手すりに貼られていたポスターの掲示場所やポスターの貼り方を改善した。 ＜車椅子使用者用駐車施設＞ ・障害者福祉会館では、利用者等の意見を徴取の上、車椅子使用者用駐車場施設の表示を適切に行った。 ・北児童相談所では、区画幅の拡張を行った（旧区画：約220cm、新区画：約430cm）。 平成28年2月3日に開催された事業所長会において、指摘事項を報告するとともに同様な誤りが繰り返し発生しないよう、今後の取組と再発防止について周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
7	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ、西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ、東京臨海副都心グループ、西武造園株式会社・株式会社NHKアート共同体）	公園利用のための必要な情報を簡便かつ効率的に入手できるようにすべきもの	1－エ	2－ア	都立公園における、バリアフリー化情報の提供状況を見たところ、 ① ベビーベッド・ベビーチェアの設置状況は、平成26年度末において、ベビーベッドは58公園、計233基、ベビーチェアは39公園、計231基であるが、監査日現在、「都立公園ガイド」、「都立公園・庭園案内」に掲載されていない。また、一部の指定管理者の都立公園に関するホームページにも掲載されていない ② だれでもトイレについては、「都立公園ガイド」に掲載されている一覧表の数と実数とが異なっている、位置が異なっている、音声案内装置付きであるものの位置が異なっている ③ 高齢者、障害者等対応飲用水栓（水飲場）については、「都立公園ガイド」に掲載されている一覧表の数と実数とが異なっている、位置情報がない（小山内裏公園を除く）。また、高齢者、障害者等対応としているものの、バリアフリールートから外れているものがある ④ 点字案内板については、芝公園を除いて、「都立公園ガイド」にはその有無及び位置情報がない ⑤ 授乳室については、「都立公園ガイド」には表示がない ⑥ 武蔵国分寺公園など4公園では、一般駐車場のほかに障害者等専用の駐車場が設けられているが、小山内裏公園を除いて、「都立公園ガイド」には表示がない など、バリアフリー化の情報について、掲載されていない又は正確でない、あるいは分散して掲載されているものがある。高齢者や障害者を含めた全ての人が公園を円滑に利用するために、必要かつ有益な情報を簡便かつ効率的に入手できない状況となっている。	局は、平成28年8月に改定した「バリアフリーマニュアル」において、バリアフリー化情報の提供方法等、各媒体において掲載すべき情報の項目を整理した。また、各指定管理者に対して、各所管施設の情報を改めて確認し、必要に応じて修正をするよう同年8月10日付けで指示した。【2－ア】 局ホームページにおける各公園の案内については、指定管理者のホームページへ直接リンクを貼ることにより、変更等があった場合に迅速な対応が図れるよう措置した。【1－エ】 都立公園ガイドについては、マニュアルに基づき各指定管理者からの報告を受けた上で対応するため、同年8月30日に報告を依頼した。報告結果に基づき、都立公園ガイドの「高齢者、障害者等が利用できる施設」の表について、項目を追加するなど全面的に改定し、平成29年1月に挟み込みの対応を行った。【1－エ】 今後発行する都立公園ガイドについては、バリアフリーマニュアルに基づき、情報を分かりやすく掲載して発信していくこととした。

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
8	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ）	案内板等について移動等円滑化基準に適合させるべきもの	1-イ	2-ア	移動等円滑化条例には、特定公園施設（園路、広場、休憩所、駐車場、便所、管理事務所、掲示板、標識等）の新設、増設又は改築を行う際に公園管理者等が従うべき基準（移動等円滑化基準）が定められている。 ところで、都立公園の案内板等の状況を見たところ、条例施行後に設置したものであっても、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示しておらず、移動等円滑化基準に適合していない事例が認められた。 局及び指定管理者は、それぞれが管理する都立公園における案内板等の設置に当たっては、移動等円滑化基準に適合させられたい。 また、局は、当該事案の設置に当たっては、指定管理者から協議又は報告を受けていることから、指定管理者に対し、案内板等について、移動等円滑化基準に適合させるよう指導されたい。	局は、平成28年4月（平成28年8月一部改定）に、公園利用者の視点に立った案内、掲示方法と、必要な情報内容等について説明した「バリアフリーマニュアル」を作成し、案内板等を改修する際にはマニュアルを参考に移動円滑化基準に適合させるよう指導した。【2-ア】 直営公園である上野恩賜公園の案内板については、既存板面にシールでバリアフリールートを追記する等により平成29年1月31日に改修を完了した。【1-イ】 東京都公園協会は、日比谷公園の案内板表示について、車いす対応水飲み等の追記をシールにより対応した。【1-イ】 アメニス東部地区グループは、宇喜田公園の案内板表示について、ひらがな表記等の追記をシールなどにより対応した。【1-イ】 局は、今後、掲示板、案内板及び標識を改修する際には、マニュアルに基づき、移動円滑化基準に適合させるよう徹底することとした。
9	建設局（東京臨海副都心グループ）	緊急対応等経費の適切な計画策定及び執行を図り、利用者の安全性・快適性を確保すべきもの	1-エ	2-ア	潮風公園では、緊急対応等経費執行計画において、具体的に補修を行うべき事案として、①園路舗装補修が第1四半期、②公園管理事務所外壁破損箇所補修及び地盤沈下復旧工事が第3四半期に計画されている。 しかしながら、この執行状況について見たところ、これらの事案も含む全ての執行が第4四半期となっていた。 当該公園を所管する東部公園緑地事務所は、緊急対応等経費が計画的に執行されない状況について協議を受けていたが、早期に行うよう指導を行っていない。 この結果、危険な部分については指定管理者が直営施工にて緊急補修した箇所もあるものの、約1年もの間、主要園路の一部の不陸が解消されていない状態であった。この状態が継続することは、再び欠損が生じるなど、安全性が損なわれる可能性もあり、早期の対応が必要である。	局は、再発を防止するため、平成28年3月に「緊急対応経費執行の手引き」を改定し、利用者等の安全・安心に係る緊急性を要する補修修繕業務は、執行計画承認後速やかに実施するよう指定管理者に対して指導を行った。【2-ア】 東京臨海副都心グループは、改定された手引きに基づいた緊急対応等経費の執行計画を策定した。執行にあたっては、日々の巡回時の点検を通じて不具合箇所を早期に把握するとともに、各案件の緊急度や優先順位の検証を行い、その結果に基づき迅速かつ適切な補修を行った。【1-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
10	港湾局（東京港埠頭株式会社、アメニス海上南部地区グループ、東京臨海副都心グループ、公益財団法人東京都公園協会）	公園利用のための必要な情報を簡便かつ効率的に入手できるようにすべきものの	1-エ	2-ウ	局は、ホームページ、海上公園の総合的な案内である「海上公園ガイド」（平成27年3月発行）などにより海上公園に係る情報提供を行っている。 なお、指定管理者においても、海上公園に関するホームページを作成し、情報提供を行っている。 しかしながら、これらの内容について見たところ、バリアフリー化に係る情報提供・発信の概況に加え、 ① だれでもトイレについては、「海上公園ガイド」に位置情報を記載しているが、音声案内装置付きであるものの表示がない ② 高齢者、障害者等対応飲用水栓（水飲場）については、「海上公園ガイド」には、大井ふ頭中央海浜公園及び城南島海浜公園を除き記載がない ③ ベビーベッド・ベビーチェア、授乳室については、「海上公園ガイド」には記載がない ④ 車椅子の配備について記載がないなど、バリアフリー化の情報について、掲載されていないものがある、あるいは分散して掲載されていることなどから、高齢者や障害者を含めた全ての人が公園を円滑に利用するために、必要かつ有益な情報を簡便かつ効率的に入手できない状況となっていることが認められた。 このため、バリアフリー化の情報について、公園ごとに内容を精査し、その情報を一元化した上で、広く発信する必要がある。	バリアフリー化に係る情報については、海上公園の特性、利用形態に応じて簡便かつ効率的に入手できるよう、海上公園ガイド（2016年4月現在）に追記し、ホームページも平成28年4月に追記を行った。 バリアフリールート等の情報については、各公園管理事務所が問合せ対応する旨を海上公園ガイドやホームページに追記し、各公園管理事務所での案内体制の強化を行った。 平成28年9月には、全指定管理者の公園案内ホームページに、各公園の特性に応じて周知すべきバリアフリー情報（案内図、問合せ先等）を掲載した。【1-エ】 今後は、海上公園ガイドにFree Wi-Fiの設置がある公園の案内を追記し、利便性を向上させるとともに、海上公園ガイド等の更新の際には、指定管理者とともに内容や記載方法を見直すなど、ニーズに応じた情報発信に努めていく。【2-ウ】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
11	建設局（公益財団法人東京都公園協会、アメニス東部地区グループ、西武・狭山丘陵パートナーズ、西武・武蔵野パートナーズ、東京臨海副都心グループ、西武造園株式会社・株式会社NHKアート共同体）	管理所における情報提供の充実について	1－エ	2－ア	都立公園のバリアフリー化は、一度の整備や改修により全てを実現することは困難であることから、障害等の程度や利用方法により利用できない又は利用困難な箇所なども含めたバリアフリー化状況を利用者に広く提供していくことが重要である。また、案内板等は、簡単には新設・更新できないことから、各公園において配布する公園パンフレット、バリアフリーマップなど、簡便かつ早急に対応できる情報提供手段を最大限活用して、バリアフリー化状況について、効果的・効率的に情報提供することが有効である。 このため、バリアフリー化状況についての情報提供を行っていない都立公園においては、これを行い、既に実施している都立公園にあつては、未提供の情報について提供の是非を検討するなど、更なる充実が求められる。 局及び指定管理者は、管理所における情報提供の充実を図ることが望まれる。	局は、公園利用者の視点に立った案内、掲示方法と、必要な情報内容等について説明した「バリアフリーマニュアル」を平成28年8月に一部改定した。マニュアルでは、管理所における情報提供の充実を図れるよう、バリアフリー化状況の情報提供手段（公園パンフレット、バリアフリーマップ等）や掲載すべき情報の項目について定め、事務所及び指定管理者等へ通知して指導を行った。【2－ア】 局及び指定管理者は、管理所における情報提供の充実を図れるよう、バリアフリーマップを作成して管理所で配布するなど、情報提供の充実を図った。【1－エ】 今後、バリアフリーマニュアルに基づき、管理所における情報提供の充実に努めていくこととした。
12	建設局	バリアフリールートの設定及び案内の促進について	1－エ	2－ア	都立公園におけるバリアフリールートの設定及び情報提供について見たところ、 ① バリアフリールートを設定していない ② 案内を行っていない などの事例が認められた。 高齢者、障害者を含む全ての人の移動や施設利用の利便性、安全性を向上させるためには、都立公園の出入口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設に至るまでの経路を確保し、当該経路をバリアフリー化することが重要である。 局は、バリアフリールートの設定及び案内の促進に向けた検討を行うことが望まれる。	局は、全公園のバリアフリールート設定や案内方法等の現況調査を実施し、現状における課題の把握と対策方法を検討し、平成28年4月（平成28年8月一部改定）に、公園利用者の視点に立った案内、掲示方法と、必要な情報内容等、公園のバリアフリーへの取り組みに関する「バリアフリーマニュアル」に反映させ、周知を図った。【2－ア】 また、井の頭恩賜公園については平成28年3月に、東大和公園については平成29年2月に、バリアフリールートを設定し、案内所やホームページで案内を促進している。【1－エ】 今後、マニュアルに基づき、公園ごとにバリアフリールートの設定や、案内の促進に取り組んでいくこととした。

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
13	港湾局	バリアフリー ルートの設定及 び案内の促進に ついて	1-エ	2-ウ	海上公園におけるバリアフリールートの設定及び情報提供について見たところ、大井ふ頭中央海浜公園では、バリアフリールート（車椅子用ルート）を設定し案内板に表示するなどしており、また、葛西海浜公園では、当該公園特有の立地条件（砂地）において、砂地用ワイドタイヤ車椅子の導入を検討するなどの取組を行っている。 このような状況を踏まえ、これまでバリアフリールートの設定及び案内を行っていない海上公園においては、公園の地形等の立地条件や自然環境だけでなく、周辺地域における高齢者、障害者等の関連施設の立地状況も勘案し、公園の特性や位置付けに応じて、どのような公園利用をバリアフリーで提供するか、どのようなルートを確保し、どの施設をバリアフリー化するか検討し、これが困難な場合は、施設整備のみならず人的支援や機器貸出等による利用サポートを含めた当該公園の特性に応じたバリアフリー化の促進が必要である。	平成28年度末までに、大井ふ頭中央海浜公園ほか2公園で東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場等の整備に向けた設計を進めるとともに、お台場海浜公園ほか3公園でも、現況公園施設のバリアフリー基準への適合性についての調査を実施した。 また、平成27年度の直営による園路勾配の実測調査結果を踏まえつつ、公園の特性に応じたバリアフリールートの設定検討のため、平成29年度から平成31年度の3か年に分けて現況の調査・検討を実施し、結果に応じて順次整備を行う。 なお、案内については、バリアフリールートの整備に合わせて、園内掲示板、リーフレット、ホームページによる情報提供を行っていく。【1-エ】 今後は、「福祉のまちづくり推進計画」を踏まえ、オリンピック競技会場周辺整備や防災公園整備等、他の整備計画に連動させながら、確実な執行を図っていく。現況のバリアフリーマップの提供等も行い、案内の充実に努める。【2-ウ】
14	港湾局	局ホームページにおける海上公園の多言語対応の拡大について	1-エ	—	局のホームページでは、所管する38海上公園の情報を概括的に閲覧できるようになっており、公園別の情報は、各公園を管理する指定管理者のホームページにリンクし、閲覧する仕組みとなっている。 これについて、英語等の多言語表示への対応について見たところ、監査日現在、4公園（お台場海浜公園、シンボルプロムナード公園、辰巳の森海浜公園、有明テニスの森公園）については4か国5言語、1公園（葛西海浜公園）については、日本語、英語の2か国語対応となっているものの、その他の海上公園は、日本語以外では検索できない状況であることが認められた。 他方、各指定管理者のホームページは、概ね多言語対応されており、未対応である一部海上公園についても、平成28年度を目途に対応予定となっている。 局ホームページにおいても、指定管理者のホームページへのリンクの活用などにより、多言語対応を拡大することが望まれる。	指定管理者のホームページは、平成28年9月に全ての海上公園について多言語化対応を終了した。 これらへのリンクを活用するなどし、港湾局ホームページにおける海上公園情報の多言語対応についても、平成29年1月に多言語対応を終了した。【1-エ】 今後も利用者ニーズを反映したホームページの運営に努めていく。

〔平成２８年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
15	都市整備局	移転資金貸付金に係る滞納整理事務を適切に行うべきもの	1-エ	2-イ	市街地整備部は、移転資金貸付金について委託契約を締結し、受託者に滞納整理事務を行わせている。当該事務について、高額滞納上位10件を見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。 (ア) 分割納付の承認について 契約では、受託者は、滞納者から分割納付の申し出があった場合、分割納付願と世帯全員の収支証明書類を徴取し、返済能力判定表を添えて、部に承認を求めることとしている。しかしながら、5件の滞納案件について、① 分割納付願の提出がないもの又は記載が不十分なもの、② 世帯全員の収支証明書類を徴取していないもの、③ 返済能力判定表が添付されていないものが認められた。 (イ) 交渉の進捗管理について 部及び受託者は各四半期に一度以上、委託業務調整会議を開催し、受託者は進捗状況の報告をし、各滞納者との交渉方針等について部と協議している。しかしながら、部は5件について、分納金額の増額や、担保物件売却も視野に入れた交渉を行う方針としているが、監査日現在、滞納者等への交渉が不十分である。 高額案件は、滞納の長期化に伴い、回収が困難となることが多いため、部は受託者に対し適切に指示する必要がある。	部は、平成28年6月14日、7月28日、9月13日、10月27日及び12月20日に受託者との調整会議を開催し、今回指摘のあった5件の滞納案件について、滞納者から分割納付願や収支証明書類を徴取し、返済能力判定表を添えて、承認の手続きを行った。 また、高額案件については、受託者から具体的な滞納整理方針を提案させた上で必要な措置を指示するなど、契約内容の適切な履行と滞納整理の促進に向けて指示・指導を行った。【1-エ】 再発防止の取組としては、適切な履行と滞納整理事務の一層の促進を図るため、平成29年度収納等業務委託仕様書内容を見直した。具体的には、「委託業務調整幹部会議」の新設、契約期間中の「委託業務調整会議」の開催回数の増加（年4回から年6回）を仕様化するとともに、必要書類の徴取や各種調査事務など、滞納整理につながる事務手続きについて報酬体系を見直した。 これらの見直しに基づき、平成29年度以降は、専門家である債権回収会社の能力をより一層引き出すとともに、部としての受託者に対する関与の度合いを強め、各滞納者に対する交渉・手続きなど、時期を逸することなく適切なタイミングで指示・監督することにより、委託契約の適切な履行と滞納整理の促進を図る。【2-イ】
16	都市整備局	単価契約の予定数量管理を適切に行うべきもの	2-イ	2-エ	単価契約は、単価ごとに予定数量を定めて契約するものであり、これを超過して執行してはならず、予定数量を超過する場合は、当該単価の契約を打ち切り、新規契約により処理するものである。 ところで、建築物等調査事務の単価契約を見たところ、予定数量を超過して執行しているものがあり、適正でない。 これは、① 特定整備路線等整備事業に係る契約の一部について、適切な予定数量管理を行っていないこと、② 契約主管課が、適切な予定数量管理を行っていないこと及び予定数量を超過して執行することについて了承していたことによる。よって、単価契約の適正な執行のため、予定数量管理を適切に行う必要がある。	所は、再発防止の取組として、平成28年9月以降に起案し締結した契約における特記仕様書には、予定数量に達した項目について発注を打ち切る旨を明記するとともに、新たに「物件別種別数量等一覧表」を作成し、予定数量を超過しないよう適切な管理を行っている。【2-イ】 また、本指摘の内容について契約主管課と委託事務担当課の双方で確認を行った上、再発防止について各課の課長代理会にて周知徹底した（補償課：平成28年6月14日及び7月8日、事業課：平成28年6月14日及び8月23日に開催）。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
17	都市整備局	単価契約の指示及び検査を適正に行うべきものの	2-イ	2-エ	(ア) 指示 所は、建築物等調査事務の単価契約の指示について、事業用地等維持管理実施要領に準じて行っている。 要領における指示方法は、 ① 主管課は指示内容を「指示記録簿」に記載し、受託者に指示内容を説明し、サインさせる ② 受託者は「施工内容確認申請書」を作成し、施工内容資料を添付して、主管課に提出する ③ 主管課は「施工内容確認申請書」を精査し、主管課長による指示決定をとる ④ 主管課は受託者へ「指示書」で通知するとなっている。 ところで、建築物等調査事務の単価契約の指示を見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。 a 「指示記録簿」について、建築物等調査事務の全契約において作成していない。 b 「指示書」について、特定整備路線等整備事業に係る1件の契約の全指示において、指示書による受託者への通知が行われていない。 c 数量の変更・確定について、特定整備路線等整備事業に係る8件の契約において、変更・確定後の作業対象が特定できず、また作業種別の数量が不明である。 (イ) 検査 所は、起工課以外の課の職員を検査員に指定し、検査を行っているが、関係書類により履行状況について確認したところ、 a (ア) のとおり、指示変更後の作業対象及び作業種別の数量が不明であることから、適切に検査ができない状況である b 土地区画整理事業に係る6件の契約において、指示日以前の履行となっている など、検査は適正に行れていない。	所は、再発防止の取組として、平成28年9月以降に起案し締結した契約から、新たに「指示記録簿」及び「物件別種別数量等一覧表」を作成し、従来の「業務内容確認申請書」「指示書」と併せ、指示及び検査が適正に行われるよう様式を整備した。なお、当該契約のうち履行完了した案件については、関係書類に基づき、指定検査員が適正に完了検査を行った。【2-イ】 また、本指摘の内容について関係課で情報を共有し、再発防止について各課の課長代理会にて周知徹底した（補償課：平成28年6月14日及び7月8日、事業課：平成28年6月14日及び8月23日に開催）。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
18	都市整備局	単価契約の適正な執行を確保すべきもの	2-イ	2-エ	土地区画整理事業及び特定整備路線等整備事業に係る建築物等調査事務を単価契約で実施する場合において、予定数量管理、指示及び検査について不適正事例が発生している。 これらは、 ① 予定数量管理などの契約事務に対して、契約主管課が適切な指導を行っていないこと ② 要領の趣旨及び指示手続を十分理解せずに、要領の様式の一部を使用していること ③ 指示及び検査に当たり、所内のチェック機能が十分に働いていないこと などによるものである。 また、他の業務委託について、昨年の定例監査で指摘し改善を求めたにもかかわらず、同様の指示方法をとっている本委託において、同様の不適正事例が発生している。 このため、所は、単価契約を再点検し、単価契約の適正な執行を確保するための仕組みを有効に機能させる必要がある。	所は、再発防止の取組として、平成28年9月以降に起案し締結した契約からは、新たに「指示記録簿」、「物件別種別数量等一覧表」を作成するなど、予定数量管理、指示及び検査が適正に行われるよう様式を整備するとともに、記載を見直した特記仕様書を使用し、単価契約の適正な執行を図っている。【2-イ】 また、各関係課においては、各課で情報を共有し、単価契約における予定数量管理、指示及び検査等、適正な執行を確保するための留意点について、各課の課長代理会にて周知徹底した（補償課：平成28年6月14日及び7月8日、事業課：平成28年6月14日及び8月23日に開催）。【2-エ】 さらに、契約主管課（管理課）は、単価契約の事務処理に関して、主管課各実務担当者への随時の指導のほか、平成28年8月22日及び10月4日の所内打合せ時に財務局の実務研修資料を配付し、各主管課での周知と契約の適正な執行の確保を促した。【2-エ】
19	福祉保健局	個人情報の廃棄を適切に行うべきもの	1-エ	2-エ	東京都個人情報保護条例においては、保有の必要がなくなった保有個人情報について、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならないとしている。 ところで、品川児童相談所における個人情報の保有状況を見たところ、平成26年3月以降、文書保存期間が経過している児童記録簿等の個人情報約600件（推計）を廃棄していないことが認められた。	廃棄対象文書615件について、平成28年11月25日に廃棄作業を完了した。【1-エ】 平成29年1月27日に少子社会対策部所管の事業所に対し説明会を開催し、監査報告書を配布し、本案件について周知徹底を行った。【2-エ】
20	福祉保健局	個人情報に係るデータの消去を適切に行うべきもの	1-エ	2-ア 2-エ	東京都個人情報保護条例においては、保有の必要がなくなった保有個人情報について、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならないとしている。 ところで、西多摩福祉事務所における個人情報の保有状況を見たところ、文書保存期間を経過した書類については廃棄されているものの、生活保護事務を管理している「生活保護システム」内にデータが残っていることが認められた。	削除対象データについて、平成29年1月31日に、職員立ち合いのもと委託により生活保護システムから削除した。【1-エ】 また、今後は年1回の文書廃棄日に合わせてデータを削除することとし、平成28年9月21日に削除に係る事務手続き等を明示したマニュアルを作成し、同日の所内保護担当者会議において周知した。【2-ア、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
21	福祉保健局	エックス線撮影装置の取扱いを適切に行うべきもの	1-イ	2-エ	動物愛護相談センターは、収容動物の治療のため、医務室にエックス線撮影装置を設置している。 しかしながら、X線装置の使用簿を見たところ、使用簿が保存されている平成22年度以降、一度も使用されていない。また、診療放射線取扱要領において3年に1度行うこととされているX線装置の定期点検を、平成23年度末以降行っていない状況が認められた。 センターは、X線装置を使用する場合は適切に定期点検を行い、使用しない場合は適切に廃棄を行われたい。	監査指摘後、当該X線撮影装置の必要性について検討を行い、平成29年3月22日付けで廃棄を行った。【1-イ】 所内の物品全般に関して、適正に使用し、十分に点検を行い、使用する見込みのないものについては適切に廃棄を行うよう、平成29年2月21日の3所（本所・支所・出張所）幹部・課長代理会で確認し、平成29年2月28日付事務連絡により全職員に周知徹底した。【2-エ】
22	福祉保健局	廃棄物を適正に区分し、適切な単価で処理すべきもの	2-イ	2-エ	医療政策部は、災害時の医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材等を都内各地に備蓄しており、期限切れとなった資器材等は委託契約により処分を行っている。 この契約を見たところ、廃棄された資器材等には、紙コップなどの一般廃棄物が、全体の処理量の3割以上も含まれていることが認められた。 ところで、廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理業者は、一般廃棄物の処理につき、当該区市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないと定められている。 このため、当該資器材等の処理経費を試算すると、少なくとも27万6,813円が過大支出となっている。	平成28年度の契約では、廃棄物を適正に区分し、処分を行った（平成28年11月25付28福保医救第956号にて実施）。【2-イ】 また、廃棄物の適正な区分を確実にを行うため、医療資器材等の買入れ契約（平成29年1月6日付28福保医救1081号にて実施）について、入替えにより生じた廃棄物を産業・一般廃棄物に区分した上で、集約場所である備蓄倉庫に持ち込むよう仕様書の見直しを実施した。【2-イ】 平成28年8月10日に環境局が実施した「産業廃棄物処理委託契約の適正化講習」に部契約担当者3名が参加した。 また、平成28年9月15日及び平成29年2月20日に各課の監査担当者を通じ部内周知を行い、今後の廃棄物処理においては、廃棄物を適正に区分するとともに、一般廃棄物について自治体の条例に基づき適正な単価で処理するよう周知徹底した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
23	福祉保健局	処分方法を見直し、廃棄物の減量に努めるべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	医療政策部は、災害時の医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材等を都内各地に備蓄しており、期限切れとなった資器材等は委託契約により処分を行っている。 この契約を見たところ、廃棄された資器材等には、タオルなど、未使用の状態であれば定められた耐用年数が満了となっても引き続き使用可能なものが複数認められた。 備蓄資器材は良好な状態で保管されていることから、災害時の医療用として使用するには支障があるとしても、他の用途での有効利用が可能である。 部は、耐用年数に基づき更新したとしているが、有効利用が可能であるにもかかわらず廃棄することは適切でない。	耐用年数が過ぎた資器材等のうち有効利用が可能なものについて、防災訓練等で活用するとともに、平成28年12月21日付事務連絡により、都立看護専門学校に対し活用意向調査を行い、平成29年3月に資器材等を提供した。これにより、有効利用可能な資器材等については、全て活用された。【1-エ】 毎年度、更新により不用となった資器材等について、看護専門学校等へ調査を実施し、有効に活用していく。 また、廃棄物について、事業所等での活用が可能かの調査や情報提供を実施し、有効活用を行っていくことについて、平成29年2月20日に各課監査担当者を通じて部内周知を行った。【2-ウ、2-エ】
24	病院経営本部	USBメモリを適切に管理すべきもの	2-ウ	1-エ	病院経営本部では、情報資産の適切な管理を行うため安全管理措置を定め、携帯可能なUSBメモリなどの外部記録媒体については、現物の目視確認を年2回以上行うこととしている。 ところで、墨東病院においてUSBメモリの管理台帳を見たところ、①最終確認日の記載がなく、目視確認を年2回以上行った実績が確認できない、②91個のUSBメモリについて平成27年10月以降監査日（平成28. 5. 17）現在まで目視確認が行われていないなど適切でない状況が見受けられた。	USBメモリの目視確認は、1回目を平成28年9月に、2回目を平成29年3月に、年2回実施した。【1-エ】 また、USB管理台帳の様式について、平成28年6月から目視確認実施日を過去3回分記載するように改め、年2回以上行った実績が確認できるようにした。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
25	建設局	道路占用工事に伴う事務手続を適正に行うべきもの	2-エ	1-エ	道路掘さく復旧工事監督事務費の徴収に関する事務手続を定めた道路管理部通知において、建設事務所の事務手続の流れは、 ① 工事監督部署は、道路占用工事の工事完了後2週間以内に、占有者からしゅん功届を提出させ、提出がない場合には催告を行うこと ② 工事監督部署は、しゅん功検査後しゅん功届を受理し、受理後2週間以内に管理課に送付すること ③ 管理課は、速やかに監督事務費の調定を行うこととしている。 ところで、道路占用工事に伴う関係書類を見たところ、次のとおり適正でない事例が認められた。 (ア) しゅん功届について、 ① 第六建設事務所は、しゅん功届を徴していないまま、工事完了後1年以上経過している ② 第三建設事務所は催告していないこと、第六建設事務所は提出状況の管理が不十分なことから、しゅん功届を徴するまでに、工事完了後6か月以上経過している ③ 第六建設事務所は、管理課への引継ぎが7か月以上経過している など、長期間事務が遅滞している。 (イ) 監督事務費の調定について、 ① 第二建設事務所及び北多摩南部建設事務所は、しゅん功届を受理していたにもかかわらず、調定を行っていない ② 第三建設事務所及び北多摩北部建設事務所は、しゅん功届の受理後、調定を行うまでに6か月以上が経過している など、速やかに調定を行っていない。	(ア) しゅん功届について、 ① 第六建設事務所は、しゅん功届未徴取案件2件について、しゅん功届を平成28年3月14日、同年4月19日に徴し、監督事務費の調定を平成28年4月18日及び同年5月17日に行い、占有企業者に対して、進捗管理状況表の確実な提出を指導した。【1-エ】 ② 第三建設事務所は、しゅん功届が遅滞した69件について平成28年3月4日までに監督事務費の調定を行い、占有企業者に対して、工事完了後の速やかなしゅん功届の提出を指導した。また、提出がない場合には、催告を行うことを再確認した。【1-エ、2-エ】 ③ 第六建設事務所は、工事監督部署から管理課への引継ぎについて、平成28年4月12日に関係課長等の打合せを行い、所内の工事監督部署に対して、しゅん功届の送付について再確認した。【2-エ】 (イ) 監督事務費の調定について、 ① 第二建設事務所は、調定を行っていなかった2件について平成28年3月2日に、北多摩南部建設事務所は、調定を行っていなかった1件について平成28年3月1日に調定を行い、しゅん功届受理後の事務手続きについて再確認した。【1-エ、2-エ】 ② 第三建設事務所については、平成28年4月7日に、北多摩北部建設事務所については同月14日に、しゅん功届受理後、速やかに調定を行うことを再確認した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
26	建設局	道路占用工事に伴う事務手続の適正化について指導すべきものの	2-ウ	1-エ 2-エ	道路管理部は、道路掘さく復旧工事監督事務費の徴収に関する事務手続を定めた通知において、占用者に提出させた「進捗管理状況表」により、しゅん功届提出状況を把握し、遅延等がある場合は催告内容を記録し、進行管理に活用することとしている。 しかしながら、しゅん功届に関する不適正事例が発生しており、これらの要因は、催告内容の記録がないことから、しゅん功届の提出が完了したか否かの管理が不十分となったことである。 また、区部においては、道路管理システムの進捗状況検索機能を活用することにより、しゅん功届未提出案件等を特定することが可能となる。 部は、所に対し、システム機能の活用も含め、改めて道路占用工事に伴う事務手続の適正化について指導されたい。	道路管理部は、平成28年4月27日に占用・監察合同課長代理会で各建設事務所に今後の方針について周知し、5月下旬には、各建設事務所の課長代理（占用担当・道路管理担当）に対して今後の取扱いの詳細について再徹底を図った。 【2-エ】 また、区部道路工事調整会議及び多摩部道路工事調整会議において占用企業者に周知を図った。【2-エ】 平成28年8月1日付28建道管監第99号「道路占用工事に伴う事務手続の適正化について」にて、道路管理システムの検索機能を活用した「月別進捗管理チェックシート」など、新たな進行管理の取扱内容を各建設事務所及び企業者に対して指導した。【1-エ、2-ウ】
27	教育庁	個人情報を含む文書の管理を適切に行うべきものの	1-エ	2-エ	都立学校における、個人情報が含まれる文書の保存状況を見たところ、保存期間を超えて、長期にわたり保存されているものが認められた。 これらの文書は、施錠管理のもとに保管され、情報が漏えいするリスクは低いものの、必要がなくなった個人情報は、事故防止の観点からも適切に廃棄することが必要である。	指摘を受けた学校では、当該紙文書について平成29年2月14日までに廃棄した。【1-エ】 教育庁では平成28年8月に全都立学校に対し通知を発出し、廃棄状況の確認及び報告を求めるとともに、同年9月の校長連絡会で注意喚起を行った。引き続き、校長連絡会や通知等機会を捉えて注意喚起を行い、個人情報の適正な管理に取り組んでいく。【2-エ】

〔平成２８年工事監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
28	総務局（島しょ）	照明用電気ケーブルの単価設定を適正に行うべきもの	2－ウ	2－エ	八丈植物公園温室改修工事は、経年劣化した温室の改修を行うものである。 このうち、温室内照明用の電気ケーブルの単価についてみると、断面積3.5mm²の単価を適用すべきところ、誤って断面積325mm²の単価を用いている。 このため、積算額約587万円が過大となっている。	支庁では、再発防止の取組として、照査担当を1名追加した5名体制（設計担当者、照査担当者2名、課長代理、課長の計5名）とし、事務処理ルールを改善することでチェック機能を強化した。【2－ウ】 さらに、新たに単価のチェックリストを作成し、設計書単価と単価表に相違がないか確認するとともに、既存の財務局チェックリストを用いた照査も実施することとした。【2－ウ】 また、工事監査の指摘を受け、5月25日に土木課内において会議を開催し、指摘案件の周知徹底を図った。【2－エ】 また、5月31日の支庁内部課長会において、指摘事項の周知徹底及び上記再発防止策を報告し、支庁全体における情報共有を行った。【2－エ】
29	都市整備局	施工体制台帳の作成及び提出について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2－エ	—	区街5号線修景工事（27汐留－9）は、汐留土地区画整理事業区域内において、道路舗装等を行うものである。 ところで、建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、平成27年4月1日以降に契約した公共工事については、施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大された。 しかしながら、本工事においては、受注者から下請負届が提出されていたにもかかわらず、施工体制台帳の作成及び提出が行われていない状況が認められた。 施工体制台帳の作成及び提出について受注者を適切に指導・監督されたい。	工事監督を行った第二市街地整備事務所は、局で作成した「工事施行の適正化点検表」の活用が不十分であったことから、同点検表を改めて活用し、入契法の趣旨を踏まえて受注者に対する指導の適正化を図った。 局は、平成27年度工事について施工体制台帳の提出状況を調査し、未提出案件は当該工事1件のみであることを8月22日に確認した。また、9月27日に各工事関係課長が参加する技術情報連絡会工事関係技術部会で監査指摘の周知と再発防止の徹底を図った。 所は、12月6日に「所内研修（工事）」を開催し、工事担当のほか契約担当や建築担当を含む職員を対象とし、入契法改正と監査指摘について理解を深め、再発防止の徹底を図った。【2－エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
30	環境局	盛土の積算を適正に行うべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	平成27年度中防外側処分場浸出水送水施設改修工事は、中潮橋の撤去及び臨港道路南北線の整備に伴い、配管類の移設等を行うものである。 このうち、盛土の積算についてみると、局積算基準の路床盛土を採用している。 しかしながら、施工箇所には道路計画がないため、路体盛土を採用することが適正である。 このため、積算額約148万円が過大となっている。	過大に積算した約148万円については、路体盛土に設計変更し、平成28年7月27日付けで受注者と変更契約を締結した。【1-ア】 廃棄物埋立管理事務所内に技術担当課長を委員長とする積算チェック委員会を立ち上げ（平成28年4月）、新たな重点チェック内容リストを作成し、委員会でそれに基づく確認を工事・委託案件毎に実施し、体制の強化と精度向上に努めた。 所内にて平成28年5月18日、9月21日、平成29年1月6日に職場研修を実施し、指摘内容を報告するとともに、積算基準の判断が困難な場合は、基準を所管する局への適宜相談、確認することを周知徹底し、その他工事に係る基準等についてもあわせて周知徹底を図った。【2-ウ、2-エ】 平成28年12月12日に局の工事関係課長会を開催し、監査結果の報告と再発防止の注意喚起を行った。【2-エ】
31	環境局	合併起工工事の工事費算定を適正に行うべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	平成27年度中防揚陸施設撤去その他工事は、中防揚陸施設を撤去するものである。 ところで、局積算基準では、土木工事、建築工事等の異種の工事を合併起工する場合は、各工事の直接工事費に対してそれぞれの間接費を計上し、工事価格を積算した後に合算して工事費を算定することと定めている。 しかしながら、本工事は、異種の工事の直接工事費を合算した金額に対して土木工事の間接費を計上し、工事費を算定している。 このため、積算額約3,436万円が過大なものとなっている。	過大に積算した約3,436万円については、設計変更することで、受注者と協議完了し、平成29年3月受注者と変更契約を締結した。【1-ア】 廃棄物埋立管理事務所内に技術担当課長を委員長とする積算チェック委員会を立ち上げ（平成28年4月）、新たな重点チェック内容リストを作成し、委員会でそれに基づく確認を工事・委託案件毎に実施し、体制の強化と精度向上に努めた。 所内にて平成28年5月18日、9月21日、平成29年1月6日に職場研修を実施し、指摘内容を報告するとともに、積算基準の判断が困難な場合は、基準を所管する局への適宜相談、確認することを周知徹底し、その他工事に係る基準等についてもあわせて周知徹底を図った。【2-ウ、2-エ】 平成28年12月12日に局の工事関係課長会を開催し、監査結果の報告と再発防止の注意喚起を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
32	福祉保健局	昇降機設備工事における共通費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	東京都東村山ナーシングホーム（H27）昇降機設備（2号機）改修工事は、老朽化した昇降機の改修を行うものである。 ところで、局積算基準では、昇降機設備工事の共通費を積算にするに当たり、昇降機設備工事用の算出式が定められている。 しかしながら、本工事の積算についてみると、給排水衛生設備や空調設備などの工事で使用する機械設備工事の算出式を用いている。 このため、積算額約220万円が過大となっている。	東村山ナーシングホームは、工事設計に際して、新たに作成した工種別チェックリストを活用し、再発防止を図ることとした。 また、規模の大きな工事、不慣れな工事等の積算に当たっては、工事技術協力依頼書により総務部契約管財課に技術協力を求められる仕組みを作り、チェック体制を強化した。 【2-ウ】 局は、平成29年1月12日に開催された部長会において、指摘事項を報告するとともに同様な誤りが繰り返し発生しないよう、各部担当者に、今後の取組と再発防止について周知した。【2-エ】
33	病院経営本部	活線近接作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-ウ	2-エ	都立墨東病院（27）病棟屋上ヘリポート整備工事は、ヘリコプターの夜間救急離発着を行うため照明等の電気設備を整備するものである。 ところで、労働安全衛生規則では、事業者は、絶縁用防具の装着又は取りはずしの作業を労働者に行わせるときは、当該作業に従事する労働者に、絶縁用保護具を着用させ、又は活線作業用器具を使用させなければならないと定めており、本工事の作業計画書では絶縁用保護具を着用して実施としている。 しかしながら、活線近接作業の工事記録写真についてみると、絶縁用防具の装着時に保護帽の不着用が認められた。	墨東病院は、今後全ての工事について受注者との最初の打合せ時には、工事の安全管理の徹底について通知を行い、その際、作業計画書の安全管理に関する事項の記載を確実に遵守するよう指導を強化することとした。【2-ウ】 本部は各病院に対し、平成29年2月6日の施設担当者会において、工事の安全管理DVDや安全管理のポイントを用いて適切な工事に係る安全管理方法について周知を行った。 また、工事担当になった課長代理（施設担当）は、財務局で平成29年に開催される「新採・転入者技術研修」を受講し、知識の習得を図り、工事の安全管理を適切に行うように努めた。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
34	産業労働局	のり面保護工の設計を適正に行うべきもの	1-エ	2-ア 2-ウ 2-エ	梅沢寸庭林道開設工事は、森林の適切な保育管理等を行うため、林道を開設するものである。 このうち、のり面保護工の設計についてみると、一部の切土のり面に種子散布工を採用している。 しかしながら、局選定基準に基づき、本工事の切土のり面が礫質土であることなどを考慮して選定すると、植生基材吹付工を採用することが適正である。	所は、平成28年3月2日付の契約変更により植生基材吹付工に是正した。【1-エ】 部は、平成28年3月23日付けで「平成28年度森林土木工事設計基準（林道編）（平成28年4月）」を改訂し、局選定基準の位置付けを明確化した。 また、平成28年4月14日開催の平成28年度林道事業打合せ会議において、同基準の改訂について周知した。【2-ア、2-エ】 所は、平成28年度起工案件から、同基準に照らして重点的にチェックを行うこととし、チェックリストを新たに作成した。 また、平成28年3月16日開催の林道打合せ会議において、本指摘を踏まえ、のり面保護工の設計を適正に行うよう周知した。【2-ウ、2-エ】 局は、平成28年4月19日に「局契約事務担当者会議」、同年7月6日に局実務研修「契約事務」を開催し、本指摘を踏まえ、適正に事務を行うよう周知した。【2-エ】
35	産業労働局 (島しょ)	蓄電池の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	平成27年度島しょ農林水産総合センター無線設備設置工事は、大島漁業無線局と八丈漁業無線局の統合化に伴い、無線設備を再整備するものである。 ところで、局積算基準では、積算標準単価表に定めのないものについては、次のアからウの順位で採用することとしている。 ア 建設資材定期刊行物 イ 公表価格（カタログ価格） ウ 見積価格 しかしながら、本工事の蓄電池の積算についてみると、建設資材定期刊行物に記載されているにもかかわらず、見積価格を採用しており適正でない。 このため、積算額約685万円が過大となっている。	島しょ農林水産総合センターは、規模の大きな工事について、新たに財務局の積算チェックリストを活用し、複数の職員で設計内容を確認するとともに、これを起工書へ添付し、起工部署のみならず契約担当者が添付を確認することで、チェック体制を強化した。 また、これらの工事について、総務部の施設担当に相談・確認を行うこととした。【2-ウ】 さらに、平成28年7月13日及び10月4日開催の所内事業所長会において、適正な積算の徹底を周知した。【2-エ】 局は、同年7月6日に局実務研修「契約事務」を開催し、本指摘を踏まえ、適正に事務を行うよう周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
36	建設局	建設副産物処分費の単価設定を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	代々木公園便所改築工事（1号・8号・10号）は、代々木公園内の老朽化した便所を改築するものである。 ところで、局積算基準では、建設副産物処分費は「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を活用し、受入処分費と運搬費の合計が最低額となる処分場を選定し、単価設定することと定めている。 しかしながら、本工事では、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を活用せず、建設資材定期刊行物により単価設定したため、積算額約181万円が過大なものとなっている。	部では、平成29年度より新たに事務所起工案件について年1回設計書チェックを実施し、再発防止に努めることとした。 また、平成29年1月25日付の通知により、東西公園緑地事務所に対し、基準等に準拠した積算業務を実施する旨周知するとともに、平成29年2月3日開催の予算説明会において、再発防止について説明を行った。【2-ウ、2-エ】 所では、技術担当者会議を平成29年1月27日に開催し、積算チェックリストの活用を徹底を周知した。 また、平成28年12月13日実施の課内会議において、副産物処分費の単価設定について、重点的に注意喚起を行った。【2-ウ、2-エ】
37	建設局	観測工の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	井の頭恩賜公園護岸補強工事（27-2）は、井の頭恩賜公園内の弁天池の既設護岸を補強するものである。 ところで、局積算基準では、工事の施工に伴って発生する事故損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用は、共通仮設費のうち積み上げにより積算するものと定めている。 しかしながら、本工事の観測工の積算についてみると、共通仮設費率の対象となる直接工事費に計上している。 このため、共通仮設費率分及び関連する諸経費を含め積算額約104万円が過大なものとなっている。	所では、平成28年9月1日、「土木積算のチェック表」を改訂し、確認項目を追加した。 また、平成28年9月8日に課内会議を開催し、本指摘内容に係る解説を行い、チェックリストの活用を再徹底を確認するとともに、平成27年度に作成した法令・基準集に当該項目を追加し、周知徹底した。【2-ウ、2-エ】 部では、平成29年度より新たに事務所起工案件について年1回設計書チェックを実施し、再発防止に努めることとした。 また、平成29年2月3日開催した予算説明会で本内容の再発防止について、東西公園緑地事務所へ周知・徹底した。【2-ウ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
38	港湾局（島しょ）	掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-ウ	2-エ	平成26年度神湊港海岸日除け新築及び神湊漁港便所建替工事は、神湊港海岸に日除け施設及び神湊漁港に便所の建替工事を行うものである。 ところで、東京都建築工事標準仕様書及び建築基準法施行令では、深さ1.5m以上の根切り工事を行う場合においては、地盤が崩落するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないと定めている。 しかしながら、本工事における神湊漁港便所浄化槽設置の掘削作業の工事記録写真についてみると、地盤面より深さ2.67mの根切り掘削作業が発生しているにもかかわらず、掘削面崩壊防止に必要なのり面勾配が取れておらず、山留めも行われていない。また、掘削面が一部崩落している状況の中、掘削底面で作業を行っていることが認められた。 このような掘削作業は、土砂崩壊事故につながりかねない危険なものであることから、掘削作業について受注者を適切に指導・監督されたい。	東京港建設事務所は、再発防止策として、①掘削作業を行う際の監督員用の「チェックリスト」を策定した。②打合せ時に受注者へ関係法令や規準を遵守するとともに、安全対策を明記した施工要領書の提出を求める「指示書」を渡すこととし、適正な施工を確保し安全性を高めることとした。【2-ウ】 なお、平成29年1月31日の港湾局工事安全委員会、同年2月27日の第4回離島港湾部所管工事の進行管理会議において、指摘事項を報告し、指摘内容を踏まえた掘削作業を行うよう周知徹底を図った。【2-エ】 また、平成28年9月及び平成29年2月開催の所課長会において、再発防止に関して周知徹底を図った。【2-エ】
39	東京消防庁	蓄電池の単価設定を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	立川消防署合同庁舎（27）交流無停電電源装置改修工事は、交流無停電電源装置を改修するものである。 ところで、庁積算基準では、積算標準単価表に定めのないものについては、複数の建設資材定期刊行物に掲載された調査価格を参考として単価を設定するものとしており、庁では調査価格のうち最低価格を採用するものと定めている。 しかしながら、本工事の蓄電池の単価についてみると、最低価格を採用していない。 このため、積算額約419万円が過大となっている。	部は、単価設定に際し、建設資材定期刊行物を使う場合、新たに比較表を作成し、最低価格を採用することとした。 また、平成28年3月24日、平成28年工事監査検討会を開催し、監査結果を報告し、指摘事項の周知を行った。 さらに、平成28年5月11日に監査事務局職員を講師とした研修を実施し、積算事務に関する知識向上を図った。【2-ウ、2-エ】
40	交通局	作業効率に応じた単価設定を適正に行うべきもの	2-ア	2-ウ 2-エ	浅草線及び新宿線構築補修工事工種別単価請負工事は、トンネル内の漏水等に対処するため行うものである。 ところで、亀裂止水工は、施工姿勢により作業効率が異なるため、横向・上向に区分し、単価を設定しなければならない。 しかしながら、本工事の亀裂止水工の単価設定をみると、横向・上向の区分がなく同一の単価としている。 このため、積算額約120万円が過大となっている。	部は、新たに横向・上向に区分した単価を設定し、平成29年度工事から適用することとした。 平成28年5月19日、6月30日に開催した保線課課内会議及び同年6月8日に開催した施設区長会において、指摘事項の周知徹底及び平成29年度工事における単価設定の変更を説明した。 また、平成28年8月26日に開催した計画改良課主催の基準類説明会の中でも、指摘事項の周知と見積もりチェックリストの活用徹底に努めた。【2-ア、2-ウ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
41	交通局	仮囲い設置費の積算を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	東京外かく環状道路新宿線交差部建設工事は、都営地下鉄新宿線の上に東京外かく環状道路を建設するものである。このうち、仮囲い設置費の積算についてみると、供用日数を1,150日とすべきところ、誤って1,350日として単価設定している。 このため、積算額約159万円が過大となっている。	指摘の件については、平成28年8月30日付け契約変更により、過大額については是正した。【1-ア】 部は、平成28年2月10日の計画改良課課内会議で指摘事項を情報共有した。そして、5月11日には指摘事項説明会で、再発防止策の議論を通し積算技術の向上を図った。 さらに、平成28年8月26日、29日に実施した基準類説明会で周知した。【2-エ】
42	交通局	汚泥処理を適正に行うべきもの	2-イ	2-エ	東雲庁舎設備運転管理委託は、東雲庁舎設備の運転管理及び保守を行うものである。 ところで、廃棄物処理法によれば、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和46年厚生省）によれば、し尿を含む汚泥は一般廃棄物、し尿を含まない汚泥は産業廃棄物として運搬・処分することと定めている。 しかしながら、本委託の汚水槽及び雑排水槽清掃の際に発生した汚泥の処理についてみると、次のような不適正な点が認められた。 ア 設備運転管理委託受託者が廃棄物処理業者に委託し、処理している。 イ 汚水槽のし尿を含む汚泥と、雑排水槽のし尿を含まない汚泥を区別せず、産業廃棄物として運搬・処分している。 本来これらの汚泥の運搬・処分は、本委託とは別に、排出者である局が事業者として一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者に委託し、それぞれ区別して適正に処理しなければならない。	部は、履行中の平成27年度同様委託について契約変更を行い、汚泥処理を別に契約した処理業者に委託した。平成28年度委託は、契約後速やかに契約変更を行い同様に処理した。また、平成29年度委託では、仕様書を見直し、「汚水槽清掃時に発生したし尿を含む汚泥（一般廃棄物）と雑排水槽清掃時に発生したし尿を含まない汚泥（産業廃棄物）を区別し、局が別途契約しているそれぞれの処理業者に引き渡すこと」と追記した。【2-イ】 局は、監査説明会を平成29年3月3日に開き、各部の監査事務担当者に指摘事項と適正な汚泥処理について周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
43	水道局	モルタル防食工の単価設定を適正に行うべきもの	2-ア	2-ウ 2-エ	練馬給水所配水池（2号池）耐震補強工事は、練馬給水所配水池の耐震補強を行うものである。 ところで、局積算基準では、原則として、単価設定を以下の順で決定することとしている。 ア 東京都水道局設計単価表 イ 東京都関係部局設定単価（建設局・下水道局等） ウ 物価資料等掲載価格（実勢価格） エ 局特別調査（臨時調査） しかしながら、本工事のモルタル防食工の積算についてみると、物価資料等掲載価格で単価設定が可能であるにもかかわらず、適用できないと判断したため、局特別調査（臨時調査）を実施し、単価設定していることは適正でない。 このため、積算額約4,528万円が過大となっている。	局は、平成28年10月1日に配水管工事積算基準の単価設定順において「原則として」の記載を削除するよう改訂し、単価設定順を明確化した。【2-ア】 部は、平成28年12月26日に設計チェックリストの単価設定順に関する解説を充実させるよう改訂し、関係部署に周知した。 また、平成28年9月8日及び11月18日に課長代理会議を開催し、指摘事項を報告するとともに単価設定を適正に行うよう周知徹底した。【2-ウ、2-エ】
44	水道局	専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	第一板橋給水所外1か所屋根防水及び建屋補修工事は、老朽化した屋根防水や外壁など建物を補修するものである。 ところで、局積算基準では、専門工事業者に直接工事を発注する場合の諸経費は、一般的な建築工事の諸経費率ではなく、低減された諸経費率を用いて計上すると定めている。 しかしながら、諸経費の積算についてみると、防水工事として専門工事業者に直接発注しているにもかかわらず、一般的な建築工事における諸経費率を用いて計上している。 このため、積算額約298万円が過大となっている。	所は、起工時の記録票に発注業種のチェック項目を追記し、平成28年5月24日の所内連絡会において、指摘内容の報告とともに記録票の活用について関係職員に周知した。【2-ウ】 経理部営繕課は、同年8月24日付事務連絡により、積算チェックの依頼文に発注業種を明記するよう関係部署へ周知した。【2-ウ】 局は、同年8月から11月にかけて、技術系課長代理会議を開催し、諸経費率及び発注区分が適正か確認するよう周知徹底を図った。【2-エ】
45	水道局	コンクリートの配合について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-イ	2-エ	足立区立北宮城町公園内小規模応急給水施設築造工事は、震災対策用小規模応急給水施設を築造するものである。 ところで、配水管工事標準仕様書では、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの配合のうち水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下とすることを標準とすると定めている。 しかしながら、鉄筋コンクリート構造物である循環ポンプ室で使用する予定のコンクリートの承諾申請書についてみると、水セメント比は55%以上となっている。 このため、実際現場に納品されたコンクリートは、設計上の強度は満足しているものの、標準仕様書に定める耐久性向上に配慮したものとはなっていない。コンクリートの配合について受注者を適切に指導・監督されたい。	部は、特記仕様書平成29年2月1日版の記載例に、コンクリートの水セメント比の項目を追記し、工事監督員が受注者を確実かつ適切に指導できるようにした。 また、平成28年7月29日に開催した課長代理会議（工事担当）において、指摘事項を報告するとともに、仕様書に従い適切に受注者指導、施工管理を行うよう周知徹底を行った。【2-イ、2-エ】 支所は、平成28年6月27日に配水課にて工事監督員会議を開催し、コンクリートの配合について仕様書に従い適切に受注者を指導・監督するよう周知徹底を行った。 さらに、平成28年10月17日付事務連絡にて各支所に対し、改めて周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
46	水道局	埋戻し復旧後の強度試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-ウ	2-エ	配水管小規模整備工事請負単価契約は、道路工事調整上必要な工事等を行うものである。 ところで、配水管工事標準仕様書では、改良土の埋戻し復旧後の強度試験については、1箇所当たり1層の仕上がり厚20cm（1層の仕上がり厚が30cmの場合は、30cm）ごとに現場密度試験を行うものと定めている。 しかしながら、南部支所が所管する工事の施工管理記録についてみると、改良土を機械等で締め固めた後、現場密度試験が埋戻し最上面のみで行われ、各層ごとに行われていない状況が認められた。 埋戻し復旧後の強度試験について受注者を適切に指導・監督されたい。	部は、単価契約工事におけるチェックリストを新たに作成し、平成28年11月28日付事務連絡により、関係職員が工事監督業務に活用するよう周知徹底した。 また、平成28年10月17日付事務連絡により、単価契約工事における施工管理の徹底について各支所配水課に対し、関係職員への周知及び受注者への指導徹底を図るよう周知徹底した。【2-ウ、2-エ】 支所は、平成28年5月23日に工事監督員会議及び現場代理人会議、24日に緊急工事安全会議を開催し、埋戻し復旧後の現場密度試験は各層ごとを実施するよう周知徹底を図った。【2-エ】
47	水道局	工法変更に際し、適切に協議させるよう受注者を指導・監督すべきもの	2-ウ	2-エ	多摩市乞田1426番地先から同市関戸五丁目地先間配水本管（400mm）新設工事は、送配水施設整備事業の一環として、配水本管を新設するものである。 このうち、土留工について特記仕様書では、鋼矢板は油圧圧入工法、軽量鋼矢板は油圧圧入工法及び建込み工法としている。 しかしながら、土留工の施工についてみると、油圧圧入工法で実施する区間の一部において、受注者の判断により変更協議を行わず、建込み工法に変えて施工していることが認められた。 変更協議が行われていれば、施工性や安全性についてもより適切な指導ができたものであり、また、変更協議に基づき契約変更が行われていれば、積算額約409万円が縮減できたものである。 工法変更に際し、適切に協議させるよう受注者を指導・監督されたい。	部では、監督員が現場パトロール時に使用するチェックリストに、土留め工法を確認する項目を追加し、施工計画に基づき適切に施工されているか確認するよう周知徹底を図った。 また、平成28年6月30日の工事課課長代理会で、受注者との契約後第1回打合せ時において、条件変更が生じた際の報告・協議の徹底を、総括監督員から指示するとともに、施工計画書のヒアリング時にも、適切な仮設計画を確認し、安全施工を指導するよう周知した。【2-ウ、2-エ】 局では、同年6月9日、9月8日及び11月18日の建設系列課長代理会等で、指摘内容を踏まえた適切な変更協議及び受注者指導・監督を行うよう周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
48	水道局	土砂運搬における車両過積載防止について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-ア	2-イ 2-エ	東部建設事務所非常用自家発電設備設置その他工事は、発電機及び付帯設備を設置するものである。 ところで、東京都工事標準仕様書では、土砂等の運搬に当たり、受注者は車両の過積載防止を厳守するとともに、関係法令に従うことと定めている。 しかしながら、本工事の土砂運搬についてみると、当現場から搬出した15回のうち、9回に過積載が認められ、最大の超過率は39.1%であった。 土砂運搬における車両過積載防止について受注者を適切に指導・監督されたい。	経理部営繕課は、営繕工事を対象とした「水道局営繕工事過積載防止対策マニュアル」を作成し、平成29年度から適用することとした。【2-ア】 また、平成28年7月より、工事監理業務委託の特記仕様書に過積載防止業務を追記し、当局職員と工事監理受託者とのダブルチェック体制を構築している。【2-イ】 さらに、平成28年8月4日及び10月5日に職員と受注者向けに研修会を実施し、過積載防止について周知徹底を行った。【2-エ】
49	水道局	汚泥処理を適正に行うべきもの	2-イ	2-エ	平成27年度本郷庁舎建物付帯設備運転管理及び保守業務委託は、本郷庁舎設備の運転管理及び保守を行うものである。 ところで、廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和46年厚生省）では、し尿を含む汚泥は一般廃棄物、し尿を含まない汚泥は産業廃棄物として運搬・処分することと定めている。 しかしながら、本委託の汚水槽及び雑排水槽清掃の際に発生した汚泥の処理についてみると、次のような不適正な点が認められた。 ア 設備運転管理及び保守業務委託受託者が廃棄物処理業者に委託し、処理している。 イ 汚水槽のし尿を含む汚泥と、雑排水槽のし尿を含まない汚泥を区別せず、産業廃棄物として運搬・処分している。 本来これらの汚泥の運搬・処分は、本委託とは別に、排出者である局が事業者として一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者に委託し、それぞれ区別して適正に処理しなければならない。	所は、平成28年度の同様委託契約について、平成28年5月31日に契約変更を行い、汚泥の収集運搬及び処分について削除した。さらに、一般廃棄物と産業廃棄物を区別し、別途、廃棄物の収集運搬、処分の許可を受けた者と委託契約した。【2-イ】 部は、同年6月17日の設備工事関係部所の工事調整会議、7月13日付事務連絡及び9月28日の浄水系列関係課長会において、指摘内容及び廃棄物の適正処理について周知を行った。 局は、同年7月から9月にかけて実施した局実務研修及び技術向上説明会において、指摘内容及び廃棄物の適正処理の周知徹底を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
50	下水道局	覆工板開閉工の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	豊島区目白三丁目、新宿区下落合二丁目付近再構築その3工事は、雨水排水能力の増強を図るため、再構築工事を行うものである。 このうち、覆工板の積算についてみると、覆工板の開閉に使用する機械としてトラッククレーンとすべきところ、誤って割高なクレーン機能付バックホウとしている。 このため、積算額約507万円が過大となっている。	部では、再発防止策として、建設部の設計図書チェックの手引きを改訂し、覆工板の開閉機械の選択の妥当性を確認するチェック項目を追加した。 平成28年8月26日の設計調整連絡会及び同年7月19日開催の拡大工事・設計課長会において、指摘内容、手引きの改訂内容、再発防止について周知徹底した。【2-ウ、2-エ】 局は、同年10月5日に「工事監査フォローアップ研修」を行い、指摘の趣旨及び再発防止の取り組みを周知した。 所では、同年6月29日の課内会議にて、指摘の内容、積算基準の解釈及びチェック方法等について、周知徹底した。今後も継続的に研修等を実施し、職員の技術力向上を図り、適切な積算に努めることとした。【2-エ】
51	下水道局	コンクリート削孔工の積算を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	第二溜池幹線稼働に伴う整備工事は、既設の仮壁等を撤去するものである。 ところで、局積算基準では、質量20t未満の建設機械の搬入・搬出及び労働者の輸送に要する費用は、共通仮設費率に含まれるものと定めている。 しかしながら、本工事のコンクリート削孔工の積算についてみると、削孔機械の搬入・搬出及び労働者の輸送に使用する車両としてライトバンを選定し、損料等を計上している。 このため、積算額約967万円が過大となっている。	指摘に対する是正・改善措置として、平成28年7月7日付け契約変更により、過大額については是正した。【1-ア】 また、再発防止の取組として、局は、平成28年10月5日に「工事監査フォローアップ研修」を行い、指摘の趣旨及び再発防止の取り組みを周知した。 部では、同年7月19日開催の拡大工事・設計課長会及び同年8月26日の設計調整連絡会において、指摘内容及び再発防止について周知徹底した。 所では、同年11月29日に職場研修を開催し、設計・積算等における注意事項などの講義を行うなど、職員の技術力向上を図り、再発防止に努めている。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
52	下水道局	境石の積算を 適正に行うべき もの	2-ウ	2-エ	篠崎ポンプ所耐水化工事は、水害から下水道機能を保持するため、施設の耐水化を行うものである。 このうち、構内車道のかさ上げ工事における境石の積算についてみると、代価明細表による単価設定の過程で、一時的に入力した項目の訂正を失念したため、結果として割高な単価を設定している。 このため、積算額約116万円が過大となっている。	局は、局積算システムを改修し、一時的に入力した項目を忘れないようにする機能を追加した（平成29年3月に稼働開始）。 また、平成28年10月5日に「工事監査フォローアップ研修」を行い、指摘の趣旨及び再発防止の取り組みを周知した。【2-ウ、2-エ】 部では、設計・積算チェックリストを改訂し、確認項目を追加するとともに、複数の課長代理によるチェックを行うこととした。また、平成28年8月31日に開催した「設計担当連絡会議」の中で、指摘趣旨及び設計チェック体制強化の周知を図った。【2-ウ、2-エ】 所においては、同年7月14日に所内課長代理会を開催し、再発防止について周知を図った。【2-エ】
53	下水道局	コンクリート 打設の積算を適 正に行うべきも の	1-ア	2-ウ 2-エ	吾嬬第二ポンプ所耐水化工事は、水害から下水道機能を保持するため、施設の耐水化を行うものである。 このうち、止水壁のコンクリート打設におけるポンプ圧送費の積算についてみると、打設数量に1m³当たりの圧送単価を乗じて算出すべきところ、誤ってポンプ車基本料金の単価を乗じている。 このため、積算額約573万円が過大となっている。	指摘に対する是正・改善措置として、平成28年10月17日付け契約変更により、過大額については是正した。【1-ア】 また、再発防止の取組として、部では、設計・積算チェックリストを改訂し、確認項目を追加するとともに、複数の課長代理によるチェックを行うこととした。また、平成28年8月31日に開催した「設計担当連絡会議」の中で、指摘の趣旨及び設計チェック体制強化の周知を図った。【2-ウ、2-エ】 局は、平成28年10月5日に「工事監査フォローアップ研修」を行い、指摘の趣旨及び再発防止の取り組みを周知した。 また、所は、平成28年7月4日付事務連絡及び課内会議により、指摘の趣旨及び再発防止の取り組みを周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
54	教育庁	ウレタン塗膜防水の単価設定を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	都立紅葉川高等学校（27）体育館防水改修その他工事は、体育館等の屋上の防水を改修するものである。 このうち、校舎屋上のウレタン塗膜防水の単価についてみると、施工面積が約1,100m ² であるにもかかわらず、誤って100m ² 未満に適用する単価を用いている。また、一部の垂直面について、水平面用の単価を用いている。 このため、積算額約117万円が過大となっている。	設計・積算チェックシートを改定するとともに設計書等の確認方法を見直し、設計チェック体制の強化を図った。また、経験の浅い職員に対しては、積算における着眼点を抽出し、課長代理を含め担当間の連携を図り積算内容の相互チェック機能を強化した。【2-ウ】 上記については、平成28年3月30日に開催した営繕課係長会において、指摘事項を報告するとともに、単価の適切な設定について周知した。さらに、平成29年2月3日に開催した教育庁営繕技術連絡会議において、設計書等へのチェック方法の見直しや改定したチェックリストの活用等の周知・徹底を図った。【2-エ】
55	教育庁	諸経費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	都立農産高等学校（26）防球網改修その他工事ほか1件は、防球網及び校庭を改修する工事を行うものである。 ところで、庁積算基準では、諸経費率の補正は、工事現場に応じた施工地域・工事場所区分により積算するものと定めている。 しかしながら、本工事ほか1件の諸経費の積算についてみると、市街地とすべきところ、誤って地方部（施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）として計上している。 このため、共通仮設費率に2.0%及び現場管理費率に1.5%の加算補正が行われず、積算額計約330万円が過少なものとなっている。	設計書の作成に当たり、担当者間でのクロスチェック及び調整担当での確認を徹底し、ミスの防止に努めている。【2-ウ】 上記については、平成28年3月30日に開催した営繕課係長会において、指摘事項を報告するとともに、単価の適切な設定について周知した。さらに、平成29年2月3日に開催した教育庁営繕技術連絡会議において、局内技術職員に改めて積算基準の適正な運用について周知を行った。【2-エ】
56	教育庁	諸経費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	都立東久留米総合高等学校（27）校庭改修工事は、校庭改修を行うものである。 ところで、庁積算基準では、諸経費率は、各工種区分ごとによるものと定めている。 しかしながら、本工事の諸経費率の積算についてみると、工種区分を公園工事とすべきところ、誤って舗装工事としたため、積算額約333万円が過少なものとなっている。	設計書の作成に当たり、担当者間でのクロスチェック及び調整担当での確認を徹底し、ミスの防止に努めている。【2-ウ】 上記については、平成28年3月30日に開催した営繕課係長会において、指摘事項を報告するとともに、単価の適切な設定について周知した。さらに、平成29年2月3日に開催した教育庁営繕技術連絡会議において、局内技術職員に改めて積算基準の適正な運用について周知を行った。【2-エ】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
57	交通局	特命随意契約 委託業務の履行 の在り方について	2-ウ	—	電力管理システムほか保守点検委託は、変電所を遠隔監視・制御する電力管理システムの点検業務を委託するものである。 このうち、本委託の契約についてみると、局は、本業務の履行には、装置及びソフトウェアの構造・機能を熟知し、点検に関する高度な技術が必要であるとし、これを有するのは、本装置を設計・製造したA社のみであることを理由に、A社と特命随意契約を締結している。 ところで、業務の履行状況をみたところ、A社は、電力管理システムの保安要領の策定や緊急修理時の対応方法の局への提示等を実施していることが認められたが、点検業務については、A社の関連会社であるB社社員がA社による安全教育を受けた後に実施している。 一方、提出された書類をみると、業務責任者、作業責任者及び安全責任者は、全てB社社員で構成されている。また、業務計画書には、緊急連絡体制としてA社が記載されているが、局からの連絡先はA社が指定したB社となっている。 監査日時点で、本契約におけるB社の役割と責任は明確でなく、局は、本委託の履行体制を十分把握していない。特命随意契約委託業務の履行の在り方について検討されたい。	車両電気部では、平成28年度契約から、保守点検委託の業務責任者をA社社員とした。 また、作業計画や緊急連絡体制はA社の業務責任者の指示のもとにB社社員が行うなど、業務計画書の記載内容を見直した。 本内容について、平成29年1月16日付事務連絡にて、車両電気部管理課長から関係各所に対し、受託者と関連会社の役割と責任を明確にするよう周知した。【2-ウ】
58	下水道局	圧送管設計マニュアル等の運用方法について	2-ア	2-エ	三河島水再生センター受泥管改良工事は、経年劣化している受泥管の改良を行うものである。 このうち、受泥管に用いている水再生センター内での圧送管の一部は、屋外の露出方式でダクタイル鋳鉄管を敷設する設計となっている。 しかしながら、局の圧送管設計マニュアルは、公道、共同溝内、橋梁、河川・鉄道横断部等に適用する定めがあるものの、施設の敷地内における屋外の露出方式で敷設する設定がなく、適切な選定が困難である。 圧送管設計マニュアル等の運用方法について検討されたい。	局は、平成29年3月、「下水道施設耐震構造指針」の施設編に、圧送管も含め施設内の配管の耐震についての取扱いの規定を追加した。 また、平成28年10月5日に「工事監査フォローアップ研修」を行い、指摘の趣旨及び再発防止の取り組みを周知した。【2-ア、2-エ】 担当部署では、平成29年3月24日付け事務連絡により、追加内容について関係職員に周知した。

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
59	下水道局	合体工事における交通誘導員の計上の在り方について	2-ア	2-エ	北多摩二号水再生センター・浅川水再生センター間連絡管その5-1工事は、両センターの処理機能を相互に補完するための連絡管を設置するものである。 ところで、局積算基準では土木、建築合体工事の設計書は諸経費関係を含めて、土木施設と建築施設を完全に分離して記載することとなっている。 しかしながら、本工事は土木施設と建築施設の合体工事でありながら、工事全体にかかわる交通誘導員については、局に明確な取り扱いがないため、土木施設分に全て計上されている。 合体工事における交通誘導員の計上の在り方について検討が望まれる。	局では、意見・要望を踏まえ、平成28年10月発行の局の積算基準（土木施設編）及び積算基準（建築施設編）に、合体工事において、交通誘導警備員等で区分が困難なもの（配置期間や配置場所で区分できない場合等）は、主たる工事で計上することを追記した。【2-ア】 担当部署では、平成28年9月27日に積算基準説明会を開催し、意見・要望の趣旨を関係職員に周知するとともに、今後の合体工事における区分が困難なものの取扱いについて周知した。【2-エ】

〔平成２８年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
60	生活文化局 (学校法人 明星学苑)	私立学校経常 費補助金を返還 すべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	局は、交付年度の５月１日現在の標準教職員数に基づき、補助金を算出し、学校法人に対し交付している。 法人が運営する明星高等学校を本務とする法人職員について、平成２６年度及び平成２７年度の補助金申請状況を確認したところ、両年度ともに１名において、学校事務室業務を兼務することを発令していた。しかし、その事務分担は、大半が大学及び法人関係事務であり、当該学校の業務を主たる業務としていることは認められなかった。 このため、補助金が平成２６年度は４３０万５，７００円、平成２７年度は４３０万９，２００円過大に交付されている。	当該学校法人から補助金の返還及び事務の改善に係る顛末書が提出され、平成２９年３月１５日に過大交付分の補助金の返還を受けた。【１-ア】 局は、再発防止の取組として、平成２９年３月２８日に手引きの内容を見直し、法人本部職員の主たる業務の考え方について明確にした。【２-ウ】 局は、平成２９年３月８日に私学部内の担当者会議において、平成２９年度の申請分から改正された手引きに基づき審査を行うこと、また、審査時に担当間で法人本部職員の主たる業務の扱いについて相互チェックするよう担当職員に周知徹底した。【２-エ】
61	生活文化局 (学校法人 大成学園)	私立学校経常 費補助金を返還 すべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	局は、要綱により、学校法人が定めた規程に基づき、交付年度の前年度に家計状況を理由として授業料等を減免している場合に、減免実績額の３分の２を経常費補助金として交付している。 ところで、法人が運営する大成高等学校において、授業料減免に係る補助金の交付状況を見たところ、減免実績額の算出について、生徒が受給した就学支援金の一律分及び加算分の両方を差し引くべきところ、加算分を差し引かず、一律分のみを差し引いた金額を減免実績額として交付申請を行っていた。 このため、補助金が平成２７年度７万９，２００円過大に交付されている。	当該学校法人から補助金の返還及び事務の改善に係る顛末書が提出され、平成２８年１２月５日に過大交付分の補助金の返還を受けた。【１-ア】 局は、平成２９年１月１３日の担当者会議において、手引きの手続を適切に行うために、審査担当間で減免実績額の算出結果を相互チェックするよう担当職員に周知徹底した。【２-ウ、２-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
62	生活文化局 (学校法人 90団体)	授業料減免補助に係る減免実績額の算出方法を明確に定めるべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	局は、要綱により、学校法人が定めた規程に基づき、交付年度の前年度に①家計状況若しくは②家計状況の急変を理由として授業料等を減免している場合に、それぞれ減免実績額の①3分の2もしくは②5分の4を経常費補助金として交付している。家計状況の急変を理由とする減免実績額の算出については、家計状況の急変事由が生じた期間の授業料からその期間に受給する就学支援金等を差し引いた金額として申請するのが通常となっている。 ところで、局は、家計状況の急変における減免実績額の算出方法を手引き等で明確に定めていないことから、学校法人Aにおいては、保護者の年間授業料負担額（年額の授業料－年額の就学支援金等）と家計状況の急変事由が生じた期間の授業料（月額の授業料×減免対象月数）を比較して、その少ない方を減免実績額としているが、この場合についても申請を認めていた。 しかしながら、補助金額の算出方法は公平なものでなければならず、局が減免実績額の算出方法を明確に定めず、学校法人によって異なる算出方法を認めていることは適正でない。	平成29年3月28日に手引きの内容を見直し、減免実績額の算出方法を明確にした。【1-エ】 局は、平成29年3月8日の担当者会議において、平成29年度の申請分から改正された手引きに基づき審査を行うこと、また、担当間で減免実績額の算出結果を相互チェックするように担当職員に周知徹底した。【2-ウ、2-エ】
63	生活文化局 (学校法人 90団体)	補助金の交付にかかる審査を適正に行うべきもの	2-エ	—	局は、要綱により、東日本大震災に起因する事情で家計が急変し、授業料等の納付が困難となった生徒等に対して学校法人が行う授業料等減免措置に補助金を交付している。この補助金は、平成23年3月11日時点で被災区域に在住していることを交付の要件としている。 ところで、学校法人聖学院が運営する女子聖学院高等学校における平成26年度の補助金審査状況を見たところ、平成23年3月11日時点で、生徒等又は保護者が被災区域に在住していないことが認められた。 局は、生徒等又は保護者が在住していないことは確認していたものの、被災区域への転居準備を終えていることから、在住とほぼ同様の状態にあると判断し補助金の交付を決定したとしている。 しかしながら、このような要綱に定めのない例外の手続を行っているにもかかわらず、その旨を付記し意思決定するなどの決定過程が明確になっておらず、適正でない。	局は、平成29年1月13日の担当者会議において、今後は、要綱に定めのない例外事例について判断を行う際は、起案文書にその旨を付記することとし、決定過程に關与する職員がその記載の有無を確認するよう周知徹底した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
64	生活文化局 (学校法人 90団体)	複数者の見積書等を徴取し交付額を決定すべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	局は、「理科教育設備整備費等補助金」(国補助金)の審査事務を法定受託事務として行っている。また、国補助金とは別に、産業・理科教育施設設備整備費補助金交付要綱に基づき、国補助金と同内容の補助対象経費について、国補助金の2分の1の額の補助金(都補助金)を学校法人に交付している。 ところで、都補助金の交付状況について見たところ、交付額の算定根拠となる複数者の見積書等の提出を求めずに交付額を決定していることが認められた。このことについて、局は、国補助金の審査手続では交付申請に当たり見積書等の提出を求めていること、また、国補助金の要綱に基づき、各学校法人が適切に複数者の見積書等を徴して申請を行っていると考えられることから、見積書等の提出を求めないこととしている。 しかしながら、都補助金である以上、他の都の補助金と同様に、複数者の見積書等を徴し交付申請額の適正性を確認した上で交付額を決定すべきである。	平成29年2月22日に学校法人への補助金申請の依頼文書を見直し、見積書等を徴するよう明確にした。【1-エ】 局は、平成29年2月20日の担当者会議において、平成29年度の申請分から見直し後の依頼文書に基づき審査を行うこと、また、担当間で見積書等の徴取の有無を相互チェックするよう担当職員に周知徹底した。【2-ウ、2-エ】
65	生活文化局 (公益財団 法人東京都 歴史文化財 団)	委託業務内容の変更を適切に行うべきもの	2-エ	—	財団は、ホームページ「トーキョーデジタルミュージアム」及び「トーキョー・アート・ナビゲーション」の修正について、Aに特命で委託している。 この契約の仕様を見たところ、「Facebookイイネボタン」及び「Twitterボタン」を、①アート作品一覧、及び②アーティストファイルの2サイトに設置することとされているが、監査日現在、②への設置がされていないことが認められた。 財団によると、②への設置は本来不要であったが誤って仕様書に記載してしまったとのことであるが、契約書上の業務委託内容に誤記載があったにもかかわらず、書面により、契約内容の変更手続を行わなかったことは、適切でない。	財団は、平成29年1月25日の事務局内の企画広報担当者会議、平成29年1月30日の事務局内の連絡会議及び平成29年2月23日の財団各館の庶務担当係長の連絡会議において、契約上の仕様変更が発生した場合には、①適切に契約変更を行うこと、②事業担当及び経理担当間で情報を共有し、契約変更手続の有無を相互チェックすることを周知徹底した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
66	生活文化局 の（公益財 団法人東京 都歴史文化 財団）	積算を適正に 行うべきもの	2-エ	—	財団は、ホームページ「トーキョーデジタルミュージアム」及び「トーキョー・アート・ナビゲーション」の修正について、Aに特命で委託している。 この契約に係る積算及び契約単価を見たところ、財団は、市況調査機関の公表資料である「積算資料」を参考に積算を行っているが、システム開発計画や業務のモデル化を主な業務とするシステムエンジニア1及びプロジェクトマネージャの技術者単価を按分して適用している。 しかしながら、この本委託は、ホームページのプログラム修正が主な内容であるため、プログラマ及びシステムエンジニア2の技術者単価を按分して適用することが妥当である。 この結果、48万4,000円（監査事務局試算）が不経済支出となっている。	財団は、平成29年1月25日の事務局内の企画広報担当者会議、平成29年1月30日の事務局内の連絡会議及び平成29年2月23日の財団各館の庶務担当係長の連絡会議において、技術者単価を用いた積算を行う場合は、①適切な単価を適用すること、②事業担当及び経理担当間で二重のチェックを行うことを担当職員に周知徹底した。【2-エ】
67	オリンピック・ パラリンピック 準備局（公 益社団法人 東京都体育 協会）	分担金の交付 に当たり事業の 収益を事業経費 から差し引くべ きもの	1-ア	2-ア	協会は、①シニア健康スポーツフェスティバル、②都民体育大会、③都民生涯スポーツ大会を、都との共催事業として実施した。経費は都が分担金により負担し、協会が大会の企画、運営及び経理を行っている。 協会は、平成26年度及び平成27年度におけるこれらの大会の開催に当たって作成したプログラムに広告を掲載することにより、広告料収入を得ているが、次のとおり適正でない点が見受けられた。 （ア）①については、協定書において、事業経費から「大会参加料等」を差し引いた金額を都が分担金として負担することと定められており、大会参加料以外の収益も差し引くこととされているが、協会は、広告料収入を差し引いていない。 この結果、交付額が30万円過大となっている。 （イ）②と③については、協定書において、大会参加料以外の収益を差し引くことを定めておらず、適切でない。 局は、協定書において、事業によって得られた大会参加料以外の収益を事業経費から差し引いた金額を分担金額として負担することを明確に定められたい。	都はシニア健康スポーツフェスティバルについて、過去5年分の広告料収入を調査し、収入のあった平成25年度から平成27年度の3年分の広告料収入計35万円の交付金について協会に返還を請求し、平成29年3月31日にその支払いを受けた。【1-ア】 また、都は平成29年度以降の協定締結に当たっては、協定書を修正し、大会参加料以外の収益を事業経費から差し引いた金額を分担金額として負担すること及び各事業において予定する全ての事業収入を収支予算書に計上することを定めた。【2-ア】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
68	オリンピック・パラリンピック準備局（公益社団法人東京都体育協会）	補助金の実績報告書を経理内容に基づき適正に作成すべきものの	1-ア	2-エ	協会は、「平成27年度公益財団法人東京都体育協会に対する補助金交付要綱」に基づく都補助金の交付を受け、国民体育大会等への東京都選手団派遣事業を実施している。 ところで、協会が都に提出した実績報告書を見たところ、事業実績内訳書のうち派遣事業費の額が、協会の総勘定元帳に記帳されている費用の金額より、158万132円過大となっている。 これは、協会から他団体に概算払いした旅費等の一部が年度末に戻入されたが、協会が実績報告書を作成する際に戻入分を対象経費から差し引かなかったことによるものである。 協会は、実績報告書を適正に作成するとともに、過大に交付されている補助金を返還されたい。また、局は事業実績報告書の確認を誤りなく行われたい。	都は、協会に対し、平成27年度の事業実績報告書の改善を求め、協会は、平成28年12月12日付修正報告書を提出した。都は、協会に過大に交付していた補助金158万132円の返還請求を行い、平成29年3月31日に支払いを受けた。【1-ア】 都は、平成28年12月9日、協会に対して、複数の職員により事業実績報告書の確認を実施して、適正に作成するよう指導した。また、都においては、平成29年2月13日の部課長会で、監査指摘事項及びその是正改善措置について周知徹底した。【2-エ】
69	オリンピック・パラリンピック準備局（公益社団法人東京都体育協会）	競技用備品の所有、貸与及び譲渡について適正に定めるべきものの	2-ア	2-エ	協会は、自転車、ボート及びカヌーの3競技について、競技用備品を購入し、各競技の競技団体に無償貸与している。 しかしながら、この事業は都と協会が共催で行っており、本来協定書により購入した備品の帰属を定めておくべきところ、定めがないまま局の所有としており適正でない。 また、協会は、各競技団体へ無償貸与している備品は、東京2020大会終了後には競技団体へ無償で譲渡することとしているが、都と協会の間においては競技団体への貸与及び譲渡について定めがなく、適正でない。	都及び協会は、競技用備品の所有、貸与及び譲渡について、①所有権は都に帰属すること、②備品は都から協会へ貸与し、管理・保全に関する責任は協会が負うこと、③購入後3年が経過した備品は都から各競技団体に対して無償譲渡ができることを確認し、平成29年4月1日付協定書に明記し、取り交わした。【2-ア、2-エ】
70	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	売上管理を適切に行うべきものの	2-ウ	—	指定管理者である事業団が管理運営する駒沢オリンピック公園総合運動場は、Aと「駒沢オリンピック公園総合運動場トレーニングルーム運営業務委託」契約を結んでいる。 そこで、トレーニングルームの利用方法を見たところ、利用者は機械で利用カードの購入や精算を行うこととなっているが、故障等の理由で機械が使えない場合、Aは窓口で現金を徴収している。ところが、窓口で徴収した利用料金について、売上金額を確認できる証ひょうのないものがあつた。また、機械等の故障による理由によらずに、窓口で精算を行っている事例が認められた。 窓口で利用料金等の徴収を行うと、機械に利用記録が残らないため、収受すべき金額が確認できない。事業団は、Aに対し、窓口で利用料金等を徴収する場合には領収書を発行するよう指導するとともに、窓口徴収はやむを得ない場合に限ることとし、その理由を報告させるなど、適切に売上管理を行う必要がある。	事業団は、平成28年12月6日付文書によりトレーニングルーム受託者に対して、同日から、以下の対応を実施させた。 トレーニングルーム窓口での現金徴収は、機械の故障等やむを得ない場合のみに限定し、その際、受託業者は必ず連続した発行番号入りの領収書を発行し、その控えを証ひょうとして保管するほか、窓口徴収の理由を受託業者から聴取し、記録して保管する。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
71	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	プリペイドカードの券売機の販売記録と残枚数との照合を行うべきもの	2-ウ	—	指定管理者である事業団が管理運営する東京体育館及び東京武道館には、トレーニングルームが設置されている。 トレーニングルームの利用者は、自動券売機で利用カード（入場券）を購入するが、この自動券売機では1,000円・3,000円・5,000円券種のプリペイドカードの販売を行っている。 そこで、このプリペイドカードの管理について確認したところ、残枚数と販売記録との確認・照合を行っておらず、適切でない。事業団は、定期的に、プリペイドカードの自動券売機の販売記録と残枚数との照合を行われない。	事業団は、平成29年1月分から、グループ団体に対し、毎月末、プリペイドカードの自動券売機の販売記録と残枚数との照合を行った結果を原則として翌営業日に書面にて提出させ、その結果と払出記録との整合性を確認することとした。【2-ウ】
72	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	駐車場料金の売上金について適正に取り扱うべきもの	1-ア	2-エ	東京体育館は、駐車場管理業務をBに委託している。契約書によれば、Bは駐車場の入退場管理等の業務について、当月末に報告し、売上金は翌月10日までに事業団指定口座へ振り込むことと定められている。 しかしながら、Bは6月分～9月分の4か月分を、まとめて10月に事業団指定口座へ振込みを行った。 この間、事業団は、口頭での請求を一度は行ったとするものの、事業団指定口座への振込みの完了を確認せずに月々の委託料を払っていた。また、契約書に遅延違約金の定めはあるが、事業団はこれを請求していなかった。 事業団は、毎月の振込みを確認し、振込みがない場合は適切に請求手続きを執ることとされたい。また、委託料の支払いに当たり、履行確認を適切に行われたい。	事業団は、遅延違約金について、契約書に基づきその額を算定して請求し、平成29年3月31日に支払いを受けた。【1-ア】 また、事業団は、平成28年12月分から、毎月の売上金報告を翌月10日までに受けた後、速やかに請求書を発行し、送金の確認を徹底することとした。【2-エ】
73	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	使用料の売上金について適切に取り扱うべきもの	2-イ	2-ウ	事業団は、東京体育館陸上競技場の使用料を徴収し、その料金収入を指定管理者である事業団へ納入する事務を、Cに委託している。 その契約書等を見たところ、事業団は、Cに対し、毎月の売上高を集計し、翌月10日までに文書で報告するよう定めているのみで、事業団指定口座への振込みについては規定がなく、適切でない。 一方、事業団の財務規程によれば、東京体育館長は、事業団収入について、翌月10日までに取りまとめ、事業団指定口座へ振り込まなければならないとされている。 しかしながら、東京体育館長は、平成27年度の売上金をCへ預け置き、平成28年4月に1年間分を一括して事業団指定口座へ振り込ませているのは適切でない。	事業団は、平成29年度の契約において、受託者からの毎月の売上集計報告を受けた後、請求書を発行し、毎月売上金を受領する内容の仕様書に変更した。 平成28年度については、平成29年2月6日付覚書により、上記の内容を実施した。【2-イ、2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
74	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	実績報告書の内容を確認すべきもの	1－エ	2－ウ	事業団は、Cに陸上競技場の中央部分（多目的コート）をフットサルスクール等に活用させており、その対価として、定額の使用料及び売上の一部を事業団に納入させている。事業団が局へ提出した平成27年度実績報告書を見たところ、本件事業の事業団収入欄の金額に誤りが確認された。	契約書等を確認の上、正しい数字に実績報告書を修正し、平成28年11月11日付けで都へ報告を行った。【1－エ】 また、新たにチェックリストを作成し、主担当・副担当により、会計帳簿等との照合・確認を行うこととし、平成28年度第3四半期報告から実施している。【2－ウ】
75	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	テクニカルサポート事業について様式等を定め、証拠書類に基づく精査を行うべきもの	2－ア	—	事業団は、都から負担金を得て、DからHの5大学と協定を締結し、高校生アスリート等を対象とするテクニカルサポート事業を実施している。各大学は、予算及び内訳金額を明記した事業計画書を提出し、1年間のサポート終了後、実施報告書等を提出し、事業団に費用を請求する仕組みとなっている。 平成27年度実施状況を見たところ、下記のとおり、各大学の実績内容が確認できないものとなっている。 ① Eを除く4大学は、現場指導料、分析費及び調整費について、内訳を記載せず請求している。 また、Fを除く4大学は現場指導料の1割程度の分析費・調整費を請求しているところ、F大学については約7割の分析費や約5割の調整費の請求を行っている例が見受けられ、事業団は証拠書類に基づく確認を行わずに、請求どおりに支払っている。 ② サポート内容の有効性を把握するためには、サポート開始時と終了時に体力測定等を行う必要があるところ、E大学は、競技団体等との日程調整等ができなかったとして、12人中6人しか測定しておらず、測定できなかった理由等の報告を行っていない。 ③ 事業計画書で計画されたカヌーのスプリント競技について、H大学は全くサポートを実施せず、その理由等の報告を行っていない。 事業団は、現場指導料、分析費、調整費等の積算基準を示したうえで適切に支払いを行われない。また、実施報告書に基づき、証拠書類等を提出させて履行状況を確認するなど、適切に精査を行われない。	平成29年度事業の実施にあたっては、日程変更に係る手続きの様式や、内訳人数等を記載する個別報告書様式を作成し、平成29年2月23日に各大学へ説明を行った。【2－ア】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
76	都市整備局 (一般社団 法人東京都 トラック協 会)	契約書の作成 等を適切に行う べきもの	2-エ	—	協会は、平成26年度及び平成27年度において、Aと委託契約を行っている。委託内容は、協会が交付金対象事業として実施する初任運転者特別講習事業において、講義（ドライバーの健康管理）を18回（18日）行うものである。 しかしながら、当該契約を見たところ、講習会実施の都度支払い（10万8,000円／1回）を行っているが、契約書が作成されておらず適切でない。 また、協会は、契約規程に基づき、契約の性質又は目的が指名競争入札に適さないため、当該契約を随意契約としている。 しかしながら、具体的な理由を付した文書を作成しておらず、入札に適さない理由が明確でない状態となっており適切でない。	協会は、平成29年1月16日に、部長会において、契約書の作成や随意契約の手続など、契約規程に基づく適正な事務処理手続の徹底について周知を行った。 また、平成29年1月27日及び31日に、課長以下の職員全員を対象として、契約規程に基づく事務処理手続に係る研修を実施した。【2-エ】
77	都市整備局 (東京地下 鉄株式会 社)	役員公用車運 行管理業務委託 の契約手続を適 正に行うべきもの	2-イ	2-ウ 2-エ	会社は、役員公用車の運行管理について、Bと委託契約を締結している。 この契約について見たところ、会社は、月額基本料金のほかに、契約書に記載のない料金（時間外料金等）を支払っていることが認められた。 これについて、会社は、口頭で受託者と合意したとしている。 しかしながら、会社が定めている役務契約事務規則では、契約書等には契約金額を記載することとしていることから、これらの料金を契約書に記載していないことは適正でない。	会社は、指摘の趣旨を踏まえ、平成28年10月27日付けで平成28年度の契約を時間外料金等の内訳を記した契約に変更した。 平成29年度の契約についても、平成29年3月9日付けで時間外料金等の内訳を記載した契約を締結した。【2-イ】 今後は、毎年度の契約手続き段階において、契約書の内容についてセルフチェックシートを使用して確認を行い、契約の相手とも確認したうえで、契約書を締結する。【2-ウ】 また、平成29年1月10日に部門内において担当者とのミーティングを行い周知徹底を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
78	都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	工事敷地周辺道路清掃費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	会社は、研修棟・保守棟等を新築するとして、「総合研修センター（仮称）建物ほか新築工事」を工事請負契約により締結している。 ところで、会社積算要領によると敷地周辺を含む屋外の整理清掃費は、共通仮設費の率の中に含まれている。 しかしながら、会社は周辺道路清掃について、大規模工事であることから清掃範囲を拡大する必要があると判断し、共通仮設費の率部分に加え、周辺道路清掃全体について「積み上げ」により追加計上しているため、一部重複したものとなっている。 加えて受注者からは、安全衛生管理計画表に「毎週金曜日に一斉清掃」の一文の記載はあるものの、具体的に「積み上げ」で追加計上した範囲を清掃する計画の提出はなく、事実を示す資料が一部の写真だけであることから作業実績が確認できない。 このため、周辺道路清掃費は積算額が最大で約1,789万円過大である。	会社は、建築設計マニュアルを平成29年1月31日付で修正し、積上げ共通仮設に関して設計段階でチェックすることとした。 また、平成28年12月26日、27日実施の監査報告会及び平成29年1月31日付の通知文で、次の事項の徹底を指示した。【2-ウ、2-エ】 ① 特別に積上げる項目については、その必要性を詳細に検討するとともに計上する場合は設計図書に記載する。 ② 設計図書に明記された積上げ共通仮設については、照合できる資料（写真・日報等）を残す。
79	都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	塗膜厚の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-イ	2-エ	会社は、東西線荒川・中川橋りょうの塗替え塗装を行うため、「荒川・中川橋りょう第8トラス～第12トラスペイント塗り替え工事」を工事請負契約により締結している。 ところで、鋼道路橋防食便覧では、施工計画書作成時には、作業内容を確認するとともに管理項目及び管理基準を明確に定めておき、施工中は記録や現場確認により所定の品質、施工状態を保持するよう管理する必要があるとしている。 しかしながら、本工事の塗膜厚の施工管理についてみると、施工計画書に管理基準を定めておらず、測定結果も記録していないため、塗膜厚の評価ができないものとなっている。 塗膜厚は、塗装の防せい効果と耐久性に大きく影響するものであることから、このような状況は適切でない。	会社は、平成29年1月30日に標準仕様書を改定し、塗膜厚の管理に関する項目を加え、2月1日から施行した。 また、平成28年11月15日及び12月27日に、本指図に関係する契約中の全受注者（2者）に対して、管理表（塗膜厚測定表）を使用する旨を含んだ追加仕様書を通知した。 さらに、平成29年1月以降に新規発注する鋼製橋りょうの塗替え工事においては、最初の工事打合せの際に、管理表の使用について通知する。【2-イ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
80	都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	共通仮設の施工条件の明示と契約変更を適切に行うべきもの	2-ウ	2-エ	会社は、和光車両基地内でモーターカー庫の新築等を行うため、「和光車両基地モーターカー庫新築その他建築工事を工事請負契約により締結している。 このうち、共通仮設についてみると、設計では、列車運行中に行う車両基地内での作業であることから、車両基地内列車監視員の配置を想定し積算していた。 しかしながら、本工事の設計図書には、車両基地内列車監視員の施工条件が明示されておらず、配置人数等が不明確になっている。 また、施工時に再検討した結果、本工事場所は電車の通過も無いことから、車両基地内列車監視員の配置は不要と判断し、受注者と協議の上、資格条件が緩くより安価な列車警備員を配置することとしたが、適切な契約変更手続きを行っていない。 このため、仮に、契約変更を行っていれば、積算額約457万円が縮減できたものである。	会社は、建築設計マニュアルを平成29年1月31日付で修正し、積上げ共通仮設に関して設計段階でチェックすることとした。 また、平成28年12月26日、27日実施の監査報告会及び平成29年1月31日付の通知文で、次の事項の徹底を指示した。【2-ウ、2-エ】 ① 列車監視員等を計上する場合は、必要性を確認した上で適切に計上し、設計図書に記載する。 ② 条件を含む仕様が変更になった場合は、労務単価についても見直しを行い、設計変更にて適切に処理を行う。 ③ 設計図書に明記された積上げ共通仮設については、照合できる資料（写真・日報等）を残す。
81	都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	産業廃棄物処理の委託契約について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-イ	2-エ	会社は、換気口浸水防止機の改良を行うため、「日比谷線ほか5線換気口浸水防止機改良その他工事」を工事請負契約により締結している。 ところで、廃棄物処理法の一部を改正する法律により、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任が元請業者へ一元化され、元請業者は、排出事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととなった。また、廃棄物処理法によれば、排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、適切な処理業者と書面で契約し、委託を行うことと定めている。 しかしながら、本工事で発生した廃棄物の処理についてみると、排出事業者である元請業者ではなく、下請業者が産業廃棄物処理業者と契約し、運搬及び処分を委託している。 会社は、産業廃棄物処理の委託契約について受注者を適切に指導・監督されたい。	会社は、平成28年11月に追加仕様書を一部改訂し、産業廃棄物の運搬業者及び処理業者との契約書類の写しを提出する旨を明記した。加えて、産業廃棄物の委託契約における指摘事項及び対応に関する文書を平成28年11月1日付で発出し、周知した。【2-イ】 また、平成28年11月24日開催の職場会議において、監査における指摘事項および産業廃棄物処理に関する書類の写しを提出する旨を追加仕様書に記載するよう所員へ周知徹底した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
82	福祉保健局 (社会福祉法人滝乃川学園)	実績が確認できる記録を残すべきもの	2-エ	—	局は、法人に対し、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害児施設）を交付している。 平成26年度及び平成27年度の補助金交付状況を見たところ、買い物や調理・食事の後片付けなど自力で行える訓練の支援（日常生活訓練支援）を入所者に行ったとして加算分が交付されているが、法人が保管する入所者のケース記録には当該支援に関する記録がなかった。 補助金の要綱等では、日常生活訓練支援に係る加算分について、ケース記録を「施設に備える書類」として定めているが、その中に支援がどのように行われたのかの具体的な記載がないことは適切ではない。	平成29年1月12日に園児部代表者会議を開催し、支援内容のケース記録への記載を徹底するよう確認した。 また、ケース記録への記載とは別に、対象者の個別支援計画にも支援内容を盛り込むこと、対象者と支援内容を一覧化したレジメを作成し、日頃から職員が支援の実施を確認できるようにすることを決定した。 この旨を平成29年2月15日及び21日の各寮会議において全職員に周知徹底し、再発防止を図った。【2-エ】
83	福祉保健局 (社会福祉法人東京恵明学園)	補助金の返還を求めるべきものの	1-ア	2-エ	局は、法人に対し、児童養護施設等の職員人材確保事業補助金を交付している。 平成27年度の補助金交付状況について見たところ、学生（実習生）への指導経費（代替職員の雇用経費）の算定において、当該法人の職員採用試験の一環である実習試験の受験生を含めていたことが認められた。 補助金の交付要綱等では、対象学生（実習生）を「大学、短期大学又は専修学校の一課程として実習を受ける者」と定めており、当該受験生への実習は対象外である。この結果、25万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付された補助金25万9,000円については、平成28年12月9日に法人より返還された。【1-ア】 局は、平成29年3月16日に説明会を開催し、法人に対して事業の趣旨を再度周知するとともに、監査における指摘事項のほか、実績報告審査時に見受けられたその他の対象外事例についても説明し、注意喚起を行った。【2-エ】
84	福祉保健局 (社会福祉法人子供の家)	補助金の返還を求めるべきものの	1-ア	2-エ	局は、法人に対し、東京都専門機能強化型児童養護施設運営費補助金を算定し交付している。 補助金交付状況について見たところ、専門職員（精神科医等）の勤務時間数及び施設運営向上事業の対象経費の算定が不適正であったため、平成26年度分が24万8,000円過大に交付されていることが認められた。	過大に交付された補助金24万8,000円については、平成29年2月24日に法人より返還された。【1-ア】 局は、平成29年3月16日に説明会を開催し、法人に対して事業の趣旨を再度周知するとともに、監査における指摘事項のほか、実績報告審査時におけるその他誤りの多い点についても説明し、注意喚起を行った。【2-エ】
85	福祉保健局 (社会福祉法人生光会)	補助金の返還を求めるべきものの	1-ア	2-ウ	局は、法人に対し、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（老人福祉施設）を算定し交付している。 補助金の交付状況について見たところ、法人が設置する長安寮で、基本補助及び努力・実績加算項目の各項目において加算対象者数の算定が不適正であったため、平成26年度分が9万円、平成27年度分が44万6,000円、それぞれ過大に交付されている。	過大に交付された53万6,000円については、平成29年2月13日に法人より返還された。【1-ア】 局は、各法人が努力実績加算の人数のカウント方法を誤らないよう、実績報告の記入見本に、監査指摘において誤りのあった事項に関する注意文を追加した。 また、実績報告提出時に法人が使用するチェック表について、同様の注意文を追加するとともに、確実に履行されるようチェック欄を設け、再発防止を図った。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
86	福祉保健局 (社会福祉法人聖明福祉協会)	補助金の返還を 求めるべきもの	1-ア	2-ウ	局は、法人に対し、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（老人福祉施設）を算定し交付している。 補助金の交付状況について見たところ、法人が設置する聖明園曙荘で、基本補助及び無年金者処遇加算項目において加算対象者数の算定が不適正であったため、平成26年度分が10万3,000円過大に交付されている。	過大に交付された10万3,000円については、平成29年2月1日に法人により返還された。【1-ア】 局は、各法人が努力実績加算の人数のカウント方法を誤らないよう、実績報告の記入見本に、監査指摘において誤りのあった事項に関する注意文を追加した。 また、実績報告提出時に法人が使用するチェック表について、同様の注意文を追加するとともに、確実に履行されるようチェック欄を設け、再発防止を図った。【2-ウ】
87	福祉保健局 (社会福祉法人池上長寿園)	補助金の返還を 求めるべきもの	1-ア	2-ウ	局は、法人に対し、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（老人福祉施設）を算定し交付している。 補助金の交付状況について見たところ、法人が設置する池上長寿園で、介護予防加算項目において加算対象者数の算定が不適正であったため、平成26年度分が5万1,000円、平成27年度分が5万8,000円、それぞれ過大に交付されている。	過大に交付された10万9,000円については、平成29年2月7日に法人より返還された。【1-ア】 局は、各法人が努力実績加算の人数のカウント方法を誤らないよう、実績報告の記入見本に、監査指摘において誤りのあった事項に関する注意文を追加した。 また、実績報告提出時に法人が使用するチェック表について、同様の注意文を追加するとともに、確実に履行されるようチェック欄を設け、再発防止を図った。【2-ウ】
88	福祉保健局 (社会福祉法人博泉会)	補助金の返還を 求めるべきもの	1-ア	2-ウ	局は、法人に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（老人福祉施設）を算定し交付している。 補助金の交付状況について見たところ、法人が設置する高幡台老人ホームで、通院同行加算及び介護予防加算において加算対象者数の算定が不適正であったため、平成26年度分が6万円、平成27年度分が6万円、それぞれ過大に交付されている。	過大に交付された12万円については、平成29年1月31日に法人より返還された。【1-ア】 局は、各法人が努力実績加算の人数のカウント方法を誤らないよう、実績報告の記入見本に、監査指摘において誤りのあった事項に関する注意文を追加した。 また、実績報告提出時に法人が使用するチェック表について、同様の注意文を追加するとともに、確実に履行されるようチェック欄を設け、再発防止を図った。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
89	福祉保健局 (社会福祉 法人生光会 など30団 体)	補助金交付要 綱を見直すべ きもの	2-ア	1-エ	局は、社会福祉法人あいのわ福祉会に対し、東京都知的・身体障害者等グループホーム開設準備経費等補助金を交付している。 そこで、補助の対象となった初年度備品の購入手続について見たところ、法人は競争契約ではなく随意契約により購入していることが認められた。 補助金による契約手続について、施設整備費の補助要綱では「一般競争入札に付するなど東京都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない」と定めているが、本件補助要綱には同様の定めがない。 また、法人は、本件補助金の対象物品を購入した相手から、平成26年4月に当該施設の開設祝いとして3万円を、また、家屋の借上げの相手から、平成27年5月に寄付金20万円を受領していることが認められた。 補助金による契約の相手方からの寄付金等の資金提供について、施設整備費の補助要綱では禁止しているが、本件交付要綱には禁止する条項がない。局は、補助金交付要綱を見直されたい。	平成29年2月2日付けで要綱を改正し、平成29年度より、補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、東京都が行う契約手続の取扱いに準拠すること、補助金による契約の相手方からの寄付金等の資金提供を禁止することとした。【1-エ、2-ア】
90	福祉保健局 (社会福祉 法人全国重 症心身障害 児(者)を 守る会)	財産管理を適 切に行うべき もの	2-ウ	1-ウ 2-エ	局は、東京都立東大和療育センター（分園「よつぎ療育園」を除く。）及び東京都立東部療育センターにおける指定管理に関する基本協定及び年度協定を法人と締結し、施設の維持管理に関する業務を行わせている。 ところで、両センターの建物等修繕及び工事請負契約について見たところ、工作物の更新、増設及び備品の取得など都の財産が変動しているものが認められた。 しかしながら、局は、法人からこれらの実績報告等を受けておらず、公有財産台帳及び物品管理システムに増加額などが反映されていないことが認められた。 局は、指定管理業務における工事等について、財産管理に必要な情報の報告を求め、財産管理を適切に行われたい。	平成29年1月29日付けで、指摘対象の工事等の案件については、財産台帳に登載するとともに、取得した備品については、物品管理システムに登録した。【1-ウ】 平成29年度の年度協定（平成29年4月1日締結）において、工事等の内容を都に報告することを定め、報告に基づき適切に財産台帳及び物品管理システムに登録する体制とした。【2-ウ】 平成29年2月23日付事務連絡により、局内指定管理施設所管課へ当該指摘事例及び適切な運用に努めるよう周知徹底した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
91	福祉保健局 (地方独立 行政法人東 京都健康長 寿医療セン ター)	医業未収金の 債権管理を適正 に行うべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	法人は、診療費本人負担分等の未収金について、東京都健康長寿医療センター未収金管理要綱により債権管理を行っている。 ところで、診療費本人負担分の債権管理状況について見たところ、以下のとおり、不適正な点が認められた。 ①要綱で定めた、住所氏名等の基本情報、督促内容及び入金経過などが一覧できる債権管理票を作成していない。 ②催告書の発行と電話催告はしているが、督促状はほとんど発行していない。 ③催告書が宛先不明で返送された場合や電話が不通となった場合に、住民票の確認や現地訪問調査を行っていない。 法人は、診療費本人負担分について不納欠損処分を行っているが、上記の結果、現地訪問調査など十分な徴収努力を行わないまま、徴収不能として処分している。	指摘内容を踏まえ、債権管理について以下のとおり対応した。 ①対象の患者について、要綱で定められた債権管理票を作成した。 ②平成29年1月20日に、要綱に基づき、一定期間支払が滞った患者に対して、督促状及び催告書を発行した。 なお、督促状発行後も納入意思が見られない場合は、催告状と併せて、保証人等への連絡を行う。 ③回収が滞った患者や連絡がつかない患者については、平成29年3月7日から同月17日にかけて要綱で定めた実地訪問調査を行った。今後も要綱に基づいた債権管理を実施する。【1-エ】 平成29年2月20日に実施した係会議において、要綱に基づき適正に債権管理を行うこと、また、要綱に即した運用が行われているか係会等で定期的に確認作業を行うことを周知徹底した。【2-ウ、2-エ】
92	福祉保健局 (地方独立 行政法人東 京都健康長 寿医療セン ター)	研究未収金に おける債権管理 を適正に行うべ きもの	1-エ	2-ウ 2-エ	法人は、診療費本人負担分等の未収金について、東京都健康長寿医療センター未収金管理要綱により債権管理を行っている。 法人では、高齢者の健康の維持・増進等に関する研究活動を行っており、保有するノウハウ等を使用させ、対価を受けているが、その一部で研究未収金が発生している。 ところで、この研究未収金についてみたところ、以下のとおり、不適正な点が認められた。 ① 要綱で定めた、住所氏名等の基本情報、督促内容及び入金経過などが一覧できる債権管理票を作成していない。 ② お知らせ等を送付するのみで、督促状及び催告書の発行をしていない。	本研究未収金（対象1社）について、債権管理票を作成し、平成29年1月20日に書面督促を実施したところ、当該書面は宛所不明のため返戻となった。 また、平成29年2月22日に本店所在地等へ実地訪問調査を行ったところ、退去していた。引き続き、必要な調査を検討し、徴収困難な場合は徴収停止を行うなど要綱に基づいた債権管理を実施する。【1-エ】 平成29年2月17日に経理係と研究部門を管轄する事業支援係の合同会議を実施し、研究未収金について毎月1回、両係間でチェックを行い、要綱に基づいた債権管理を適正に行うことについて、認識の統一を図った。【2-ウ、2-エ】
93	福祉保健局 (地方独立 行政法人東 京都健康長 寿医療セン ター)	医業未収金の 管理を適正に行 うべきもの	1-ウ	2-ウ	法人が、平成26年8月27日に他病院で入院中の患者に外来診療を行った診療費の請求について総勘定元帳を確認したところ、医業未収金1,410円が未計上となっていた。 この原因について、法人は、債権対象から誤って取り消しを行ったためとしている。 他病院に入院中のDPC算定患者が法人で受診した場合、法人は保険による医療費の請求が制度上できないため、外来診療費を入院先の病院に請求することになっていることから、正当な理由なく債権を取り消すことは適正ではない。	法人内部の決定に基づき、遡及して平成28年4月1日付けで債権として計上した。【1-ウ】 平成29年1月から、誤って会計伝票をシステムから取り消すことがないように、新たに「欠番チェックリスト」を作成し、会計伝票を削除する際、削除理由など必要事項を記入させ、経理係長の承認を受ける体制とした。 また、欠番チェックリストについては、月1回会計システムと整合性が取れていることを確認することとした。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
94	福祉保健局 (地方独立 行政法人東 京都健康長 寿医療セン ター)	医業収益にお ける診療報酬返 還金を未払金に 計上すべきもの	1-ウ	2-エ	法人では、医療行為を行ったものの、日報が作成されていないなどの理由から、診療報酬の返還を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険連合会等（基金等）から求められているものが841万6,505円ある。 この返還金は、毎月法人が行う診療報酬請求から、基金等が相殺して診療報酬を支払うこととしている。 ところで、この返還金は以前に収入した医業収益の返還に当たることから、会計基準では負債計上することとされているが、平成27年度末の財務諸表にはこの未払金が計上されておらず適正でない。	返還金については、平成28年4月に834万6,437円で確定したため、平成28年度の未払金として計上し、管理を行う。【1-ウ】 平成29年2月27日に経理係と診療報酬を所管する医事係で、診療報酬返還金に関する会議を実施し、係間の連携を図ること、また、会計基準を遵守し、地方独立行政法人法第36条の規定に基づき選任された監査法人と協議をしながら、適切な金額及び時期に未払金の計上を行うことを周知徹底した。【2-エ】
95	福祉保健局 (公益財団 法人城北労 働・福祉セ ンター)	敬老室の運営 管理を適切に行 うべきもの	2-エ	—	財団は分館に敬老室を設置しており、契約により運営を委託している。当該契約の履行状況等について見たところ、以下のとおり適切でない事例が認められた。 (ア)仕様書及び運営要領では、敬老室の休業日を日曜日及び祝日並びに年末年始（12月29日から31日及び1月2日から3日）と定めており、休業日においては、財団の所長が必要と認める者は、敬老室を利用できるものとしている。 そこで、休業日の利用状況を見たところ、受託者が運営するボランティアサークルが年末年始に敬老室を使用しているが、財団は事前申請の受付、承認を行っていない。 (イ)仕様書では、事前に提出した申込書を誠実に守って業務を行うよう定めており、申込書では、敬老室において年に一回、自主的に消防防災訓練を行う旨の記載がある。 しかし、監査日現在、財団は訓練の実施状況について確認を行っていない。	平成28年12月29日から平成29年1月3日までの年末年始については、事前申請の受付、承認を行ったうえで利用させた。 平成28年度契約では、受託法人は消防防災訓練を平成29年3月8日に実施した。実施状況については、法人から書面報告を提出させ確認した。 平成29年1月20日に係会議を開催し、敬老室の使用許可手続きを適切に行うこと、また、仕様書どおり適切な管理運営を行うよう法人を指導することについて周知徹底した。【2-エ】
96	福祉保健局 (公益財団 法人城北労 働・福祉セ ンター)	適切な形で支 払を行うべきもの	2-イ	—	財団は、委託契約により、山谷地域住民の健康保持、増進を目的とした健康相談地域保健事業を行っている。 当該契約では、原則として総価契約とした上で、既定回数に実施回数が満たない場合は、1回につき単価の分を減額して請求するよう確認書で取り決めがされている。 しかしながら、現状では、取り決めと異なり、前述した単価に実施回数に乗じた単価契約形式で請求を受け、支払を行っており、適切でない。	平成28年度の契約については、平成28年11月29日付けで、委託先と協議を行い、単価契約方式に変更した。今後、当該事業の契約方法については、単価契約方式とする。【2-イ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
97	福祉保健局 (公益財団 法人城北労働・福祉センター)	履行状況等を確認し適切な体制で業務が行われるよう指導すべきもの	2-ウ	—	財団は、委託契約により、山谷地域住民の健康保持、増進を目的とした健康相談地域保健事業を行っている。 当該契約の履行状況等について見たところ、以下のとおり適切でない事例が認められた。 (ア) 当該契約では、業務の内容ごとに体制を定めている。しかしながら、娯楽室健康相談の業務日誌を見ると、体制を満たすことなく業務を行っていることが認められた。 (イ) 当該契約の仕様書には、当該業務に従事する者について、受託者から財団に名簿を提出すること、変更、又は変動があった場合、届出を行うこと等の定めがある。しかしながら、平成26年度、平成27年度ともに、届出が行われないまま、名簿に載っていない者が業務に従事しており、その者の職種等も判断できない事例が認められた。	平成28年10月21日に受託者に対し、体制整備、従事者変更時の名簿の適切な届出について指導を行い、その後は適切に履行された。 また、監査指摘後は、名簿のほか、各実施日における従事者の勤務予定、職種を記した「シフト表」の提出を求めることとした。あわせて、実施日毎に受託者が提出する「日報」の様式について、従事者の職種も明記するよう改め、確認方法を改善した。【2-ウ】
98	福祉保健局 (公益財団 法人城北労働・福祉センター)	適正な区分で処分すべきもの	2-エ	—	財団は、契約により不用となった什器等を処分している。この処分について見たところ、平成27年度の処分品目には木くずとして木製の本棚が含まれており、産業廃棄物として処分されている。 しかしながら、廃棄物処理法施行令によれば、産業廃棄物となる木くずは、建設業、家具製造業等の業種から発生するものに限定されるため、財団から排出される木くずは一般廃棄物として処理すべきである。	平成29年1月24日の管理係会議において、環境局ホームページ掲載の「一般廃棄物の概要」を基に、廃棄物の処理区分について関係法令を遵守するよう周知を行い、今後の不用品の処分に当たっては、清掃事務所等関係機関への事前確認を行う等により適正な処理を徹底するよう注意喚起した。【2-エ】
99	福祉保健局 (公益財団 法人城北労働・福祉センター)	不要品の処分に当たって再資源化に努めるべきもの	2-エ	—	財団は、契約により不用となった什器等を処分している。ところで、財団が処分した物品の中には、各法律の再資源化対象品目が含まれており、これらを他の産業廃棄物と同様に処分していることが認められた。	平成29年1月24日の管理係会議において、環境局ホームページ掲載の「廃棄物リサイクル対策・家電リサイクル法の概要」を基に周知を行い、今後の不用品の処分に当たっては、関係法令に基づき再資源対象品目について十分な確認を行うよう注意喚起した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
100	福祉保健局 (公益財団 法人城北労働・福祉セ ンター)	再委託に係る 手続を適正に行 うべきもの	2-イ	2-エ	局は、下記の業務を財団に委託している。 これらの契約の履行状況を見たところ、財団はすべての契約を再委託しており、再委託の仕様書と元契約の仕様書は同一であることが認められた。 各契約では個人情報を取り扱うことから、受託者が再委託する場合は、再委託先等を文書で提出し、局から書面による承認を得るよう仕様書で定めているが、すべての再委託について、申請・承認が口頭での手続となっており、適正でない。 また、局は、項番③を特命随意契約で財団に委託しているにもかかわらず、業務の主要な部分の再委託を承認していることは、適正でない。 さらに、財団は、これらの再委託の契約を局との契約額と同額で締結していることから、事務処理に係る人件費及び諸経費分を負担することになっており、適切でない。 ①平成26年度越年相談所医療室における医療相談業務委託契約 ②平成26年度越年越冬施設における巡回診療業務委託契約 ③平成27年度山谷地域野宿者生活実態調査業務委託契約 ④平成27年度山谷地域越年対策医療相談業務委託契約	【局】 平成28年11月16日開催の課内担当者会議において、指摘事項を踏まえ以下の点を周知徹底した。 ・財団に対し、仕様書で定めた再委託手続きを適正に行うとともに、再委託契約において所要の事務処理経費を見込むよう指導する。 ・③の契約については、平成28年度は実施しないが、今後実施する際に契約方法を見直す。【2-エ】 平成28年度の契約では、集約可能な契約をまとめたうえで、財団が実施すべき主要な業務を明確化し、それ以外の業務を再委託するよう是正した。 また、財団が再委託するに当たって、再委託先等を文書で協議し、局は書面による承認を行った。【2-イ】 【財団】 平成28年度契約では、所要の事務処理経費を見込んだ上で、再委託を行った。 また、再委託に際して局から書面により承認を受けた。 【2-イ】 事業の実施に際し、仕様書及び契約の内容について、局と十分協議し、適切な契約を結ぶとともに、再委託にかかる手続きを適正に行う。
101	福祉保健局 (公益財団 法人東京都 保健医療公 社)	補助事業の実 績報告を適切に 行うべきもの	2-エ	1-エ	局は、多摩北部医療センターに対し補助を行っている。 ところで、実績報告を見たところ、事業経費の報告において、事業規模が異なるにもかかわらず、給与費、材料費、経費及び委託料が同額となっている不適切な状況が認められた。 これは、稼働日数、入院患者数、稼働収益、事業規模及び病床確保収益を適切に用いて按分しなかったことにより、経費の算出を誤ったものである。 実績報告は、補助要綱に基づき適正になされるべきものである。	修正された実績報告の審査を適切に行った。【1-エ】 平成29年2月21日付事務連絡により、部内補助事業担当者に対して、指摘事項を踏まえ、補助要綱に基づき実績報告を適切に審査するよう周知し、平成29年3月15日付事務連絡により、公社を含む補助事業者に対し、経費算定の考え方を周知徹底した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
102	福祉保健局 (公益財団 法人東京都 保健医療公 社)	委託事業を適 切に行うよう指 導すべきもの	2-ウ	2-エ	局は、多摩北部医療センターを地域リハビリテーション支 援センターとして指定し、支援事業を委託している。 ところで、病院において、支援事業の実績報告を見たところ、事業が実施されていない、実施内容が不十分又は実施対象が異なる事例が見受けられた。 しかしながら、局は、実績報告の記載内容の詳細について項目ごとに確認しておらず、病院に対し、委託事業を適切に行うよう指導を行っていない。 局は、病院が委託事業の趣旨に沿った事業を適切に行うよう指導されたい。	平成29年2月1日の課内会議において、以下の点を確認した。 今後は、事業計画・事業報告の提出があった際に、取組が不十分な支援センターがあった場合、支援センターが実施する研修会等について書類だけでなく必要に応じて実際の状況を見て内容を把握する、又はヒアリングや意見交換を行うなどにより適切に確認・指導を行う。【2-ウ、2-エ】 また、平成29年2月2日に多摩北部医療センターとの会議を実施し、取組が不十分であった事項について、他のセンターの事例を情報提供する等により、再発防止に向けた指導を行った。【2-エ】
103	病院経営本部 (公益財 団法人東京 都保健医療 公社)	非常食等の管 理を適切に行う べきもの	2-ウ	1-イ 2-エ	豊島病院は、要綱及び通知に基づき、災害時のための非常食等や応急用資器材を病院敷地内の倉庫等に保管している。 ところで、この非常食等や応急用資器材の保管状況を見たところ、以下のとおり不適切な点が認められた。 (ア) 監査日現在、使用期限が経過している非常食と飲料水が、廃棄されず保管されている状況が見受けられた。 (イ) 応急用資器材が6か所に分けて保管されていた。また、管理台帳の記載と異なる場所に保管されている応急用資器材が散見され、保管状況の確認を速やかに行うことができない現状が認められた。	期限の過ぎた備蓄食糧については、平成29年1月16日に廃棄を行った。応急用資器材については、6ヶ所から管理台帳の記載どおり3ヶ所へ保管場所を集約した。【1-イ】 豊島病院においては、平成29年1月10日に課内会議を開催し、「今後は新規の備蓄食料が納品になったタイミングで更新を行い、期限切れを防止していく。 また、年間2回を目安に応急用資器材の現物確認を行い、台帳管理に基づいた保管・管理がされているか点検を実施していく。」とした。【2-ウ】 公社は、平成29年1月24日に開催した「防災担当者会」において事務連絡を配布し、全病院に対して期限の確認、器材の確認を指示した。【2-エ】
104	病院経営本部 (公益財 団法人東京 都保健医療 公社)	研修委託に係 る支出を適正に 行うべきもの	2-イ	2-エ	公社は、職員研修の一部を委託しているが、この契約における支出状況を見たところ、平成27年10月14日実施の中途採用職員研修について、2クラス実施を1クラス実施に減じたことに伴い、キャンセル料6万4,800円が支出されていることが認められた。 しかしながら、契約書にはキャンセル料に係る定めはなく、根拠を欠く支出となっており適正でない。	公社は、平成28年12月21日の課内会議により、今後の契約では、受注者との間で「協議書」を取り交わすことによりキャンセル料に関する定めとすることを周知徹底した。【2-エ】 これを受けて、平成28年度契約については仕様書にあるとおり、受注者との間でキャンセル料にかかる「協議書」を取り交わした。【2-イ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
105	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	契約事務を適切に行うべきものの	2-エ	—	公社は、豊島病院及び東部地域病院に電子カルテシステムを導入するため、Aと特命随意契約を締結している。この契約では、電子カルテシステムの運用に当たり、個人情報情報を裁断・破棄する必要があるとして、ハードウェア・USB裁断機を調達している。 しかしながら、当該機器は、公社事務局に配備され、公社全体で共同使用していることが認められた。また、特命随意契約の相手方以外の者でも納品可能である。 当該機器の調達には、公社の規程に基づき2人以上の者から見積書を徴して、購入契約を締結すべきである。	平成28年12月13日開催の用度担当係長会議において、監査における注意事項として報告し、平成29年2月15日開催の担当者会議において注意を喚起した。 さらに、新任用度研修で使用している契約事務テキストに、随意契約における留意点として追記し、平成29年度の研修で周知徹底をする。【2-エ】
106	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	公社病院の職員住宅を経済的に運用すべきものの	2-イ	2-エ	豊島病院は、平成26年4月1日付けの新規職員採用に際して、民間賃貸住宅6室を借り上げ、職員住宅の総数を119室とした。 ところで、この119室の入居状況を見たところ、平成26年4月は空室が11室（入居率91%）であったものの、以後入居率がこれを上回ることとはなく、毎月20室から30室が空室となっていることが認められた。 入居率の実績を見れば、違約金を考慮しても適切な時期に借上げ契約を解消することが経済的であり、少なくとも平成28年度について借上げ契約を更新する必要はなく、経費の節減が可能であった。 公社は、病院の職員住宅を経済的に運用されたい。	豊島病院では、現在、借上契約している6室は、平成29年度の新規入寮希望数の状況を平成29年2月6日に検討した結果、不要な空室分は解約できることを確認した。 このことにより、借上住宅6戸のうち空室となっている4戸については、平成29年3月31日をもって解約した。 【2-イ】 また、残室は入居中であるが、平成29年度中の転居について指導を行っていく。 さらに、公社事務局では、平成29年3月10日開催の庶務担当課長会において、職員住宅の適切な管理運用について、周知した。【2-エ】 その後も入居状況を把握し、年度途中であっても借上契約を解消していく。
107	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	貸付物品に係る手続きを適正に行うべきものの	2-ア	1-イ 2-ウ	都は、公社と物品無償貸付契約を締結し、東部地域病院へ、物品を貸付けている。契約では、貸付物品は東部地域病院のために使用しなければならず、不用になった物品は、都へ返還申請を行うこととされている。 ところで、東部地域病院において、都が貸付けている物品の使用状況について見たところ、都への返還申請を行わないまま、病院の判断により廃棄しているものがあり、適正でない。	平成27年度末現在の使用状況報告で都に提出したリストに基づいて病院と事務局にて全ての現物確認調査を実施し、平成29年2月21日に物品の有無を確認した。除却が確認された物品については、平成29年3月に都への返還及び除却手続を完了させた。【1-イ】 今後は各物品に貸付物品であることを示したシールなどを貼り付け、無断に廃棄されないよう徹底する。なお、シールの添付は平成29年2月21日に実施する現物確認にあわせて行った。【2-ウ】 また、公社では貸付物品の現物確認については規定されていなかったため、事務局において3月1日付で「固定資産現物確認実施要領」を改正し、病院は公社所有の固定資産と同様に貸付物品についても、毎年1回現物確認を実施し、現物の有無及び、返還すべき物品の有無を確認し、その結果を事務局に報告するよう改めた。【2-ア】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
108	病院経営本部（公益財団法人東京都保健医療公社）	補助事業の実績報告を適切に行うべきもの	2-エ	1-エ	福祉保健局は、多摩北部医療センターに対し、補助を行っている。 ところで、実績報告を見たところ、事業経費の報告において、事業規模が異なるにもかかわらず、給与費、材料費、経費及び委託料が同額となっている不適切な状況が認められた。 これは、稼働日数、入院患者数、稼働収益、事業規模及び病床確保収益を適切に用いて按分しなかったことにより、経費の算出を誤ったものである。 補助金の交付額には上限があり、これを下回らないため、今回の事業経費の算出誤りによる補助額への影響はないものの、実績報告は、補助要綱に基づき適正になされるべきものである。	平成27年度終了後に行う本事業の実績報告において、今回の指摘を踏まえ、適切な按分計算をしたうえで、平成29年1月30日に再報告を行った。【1-エ】 公社では、事務局から各病院に対し、稼働日数、入院患者数、稼働収益、事業規模及び病床確保収益等を適切に用い、各補助要綱に基づいた適正な実績報告を行うように、平成29年1月12日の補助事業担当者会議で周知徹底した。【2-エ】
109	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	外国旅費について経済実態等を反映した旅費を支給すべきもの	1-エ	2-ア	都においては、外国旅費は職員の旅費に関する条例により、地域によって単価が異なり諸外国の経済実態等を反映した規程となっている。これに対して、法人の外国旅費の日当及び宿泊料は、法人の旅費規程によると、旅行先を問わずに都の最上位の金額である指定都市の金額としている。 外国旅費については、旅行先によって経済実態が異なるため、同一の単価により支給されると実際の宿泊料とかい離した金額になる恐れが生じる。 法人の旅費等の運営費には都からの交付金がいれられており、外国旅費について経済実態等も考慮しないことは適切でない。	平成28年12月より都及び監理団体並びに国立研究開発法人産業技術総合研究所等の研究機関における外国旅費の規程の調査を実施し、平成29年3月に規程改正（平成29年4月1日付施行）を行った。【1-エ、2-ア】
110	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	タクシーチケットの利用実績について調査し、必要に応じた対応を講じるべきもの	1-ア	2-ア 2-エ	法人は、Aのタクシーチケットを利用している。 このうち、平成26年4月から6月までの利用状況を見たところ、旅行命令簿の記載がなく、また、深夜帰宅の時間帯でないにもかかわらずタクシーチケットを利用している状況が認められ、業務での利用であるかが確認できない状況となっており適正でない。 法人は、タクシーチケットの利用実績について調査し、不適正な利用が判明した分については返金を求めるなど、必要な対応を講じられたい。	平成26年度及び平成27年度についてタクシーの利用実態を調査し、業務との関連性が確認できなかったものについては、平成29年2月に自主返納を受けた（102件、合計35万7,240円）。【1-ア】 平成28年10月にコンプライアンス研修を実施して、タクシーチケットの適正な利用方法についても職員への周知を図った。【2-エ】 また、平成28年4月にタクシー利用基準及び利用簿の整備を行い、適正に管理を実施しているところであるが、改めて、平成29年3月に「タクシー利用の手引き」を作成し、掲示板で全職員に周知した。【2-ア】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
111	産業労働局 (地方独立 行政法人東 京都立産業 技術研究セ ンター)	図書室管理業 務の委託を適正 に実施すべきも の	1-エ	2-ウ	法人は、図書室管理業務をBに委託しているが、以下の通り適正でない状況が認められた。 (ア) 契約仕様書では、委託時間を平日の午前9時から午後5時45分とし、受託者は適正な人員を配置することとされている。 しかしながら、日報等を確認したところ、業務委託契約において従事している職員が年休取得した場合に、受託者が人員を配置していない日が認められた。 (イ) 契約では原則として司書1名の配置であり、本部図書室については休室時間は設定されていない。 しかしながら、受託者が代替人員を配置していないため、司書の休憩時間に法人職員や派遣職員が対応している状況が認められた。	平日の午前9時から午後5時45分までの間、切れ目なく適正な人員を図書室に配置するため、受託者は、平成29年1月から、業務委託で配置されている司書の年休及び休憩時間に代替人員の配置をする体制を整備した。【1-エ】 受託者から体制が明確となる図書管理業務シフト表の提出を求め、日々履行確認を行っている。【2-ウ】
112	産業労働局 (地方独立 行政法人東 京都立産業 技術研究セ ンター)	図書資料に係 る不明資料の調 査を実施し、最 速に基づく除籍 処理を適正に行 うべきもの	1-エ	2-ウ	法人は、図書資料管理細則に基づき、図書資料の管理を行っており、紛失図書資料・所在不明3年以上経過の図書資料は、除籍することとされている。 また、法人の本部では、図書室管理の蔵書点検業務において、①蔵書データの突合せによる棚卸処理、②不明資料一覧表作成及び調査、③調査後除籍処理を行うこととしている。 これについて確認したところ、不明資料一覧表は作成されているが、その後の調査が行われておらず、除籍処理が行われていない状況となっており適正ではない。	平成29年1月5日から全職員に周知して、平成27年度の不明図書を検索した。発見できなかった図書（3年以上紛失・不明分）の除籍処理を平成29年3月14日に実施した。【1-エ】 平成29年1月に、図書の蔵書点検業務について受託業者と法人がそれぞれ実施する作業の点検フローを作成した。これを受託者と共有し、受託業者に徹底のうえ適正な除籍処理を行う。【2-ウ】
113	産業労働局 (地方独立 行政法人東 京都立産業 技術研究セ ンター)	郵券の管理を 適正に行うべき もの	1-エ	2-エ	法人は、経理事務規則により、郵便切手は現金に準じて保管しなければならないとし、受払簿を整備し、受払の都度、記録することと規定している。 ところで、法人の本部において郵券の受払方法等を確認したところ、日中は郵券と受払簿を金庫から出しておき、各使用者が受払簿に記入して、各自受払簿に記入した郵券を取り出して使用し、夕方、庶務係の職員が金庫に保管していたとのことであった。 受払簿の記載事例では、どの案件の料金が不足していたのか不明であり、また、恒常的に返信用の宛先が未記入であることは、不正な使用ができる状況となっており適正でない。 また、法人は、平成28年11月から郵券の受払方法を見直しているが、受払簿の確認日の記録と責任者の押印が徹底されていない状況が認められた。	平成28年11月集計分から本部・支所とも、払出者と異なる職員による受払簿の確認・押印処理を徹底しており、適正な管理が図られている。【1-エ】 平成29年2月に支所との連絡会を開催し、改善後の取扱い方法を改めて職員に周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
114	産業労働局 (地方独立 行政法人東 京都立産業 技術研究セ ンター)	委託契約によ り取得した物品 の管理を適正に 行うべきもの	1-ウ	2-ウ	法人は、平成25年度に局が法人と締結した産業サポート スクエア・TAMAテクノプラザ本館等の建物維持管理等業 務委託において、物品を新たに取得し、平成26年3月31 日付けで局へ引き渡した。局は、当該物品を引き続き法人に 使用させている。 ところで、東京都物品管理要綱では、施設の管理に関する 委託契約が終了したときは、契約に係る業務の遂行のため新 たに取得した物品の引渡しを受け、物品管理システムへの登 録を行うこととしている。 しかしながら、監査日現在、局は当該物品の登録をしてお らず適正でない。	登録漏れとなっていた物品2点について、平成29年1月 13日に、物品管理システムに登録した。【1-ウ】 委託契約により取得した物品があった場合の処理手順書を 平成29年2月に作成した。今後はこれを活用し、適正に処 理する。【2-ウ】
115	産業労働局 (地方独立 行政法人東 京都立産業 技術研究セ ンター)	委託契約によ り取得した工作 物の公有財産台 帳整備を適正に 行うべきもの	1-ウ	2-ウ	局は、平成26年度に東京都地域中小企業振興センターの 建物維持管理等業務委託を法人との特命随意契約により契約 している。 この契約の中で法人は、区道に誘導サインを4本設置し、局 に引き渡している。 ところで、東京都公有財産規則によると、取得した工作物 は公有財産台帳を整備しなければならないにもかかわらず、 監査日現在、台帳の整備が行われておらず適正でない。	登録漏れとなっていた工作物について、平成28年12月 21日に、公有財産台帳に登録した。【1-ウ】 委託契約により取得した工作物があった場合の処理手順書 を平成29年2月に作成した。今後はこれを活用し、適正に 処理する。【2-ウ】
116	港湾局（東 京港埠頭株 式会社）	産業廃棄物の 処理委託を適正 に行うべきもの	2-イ	2-エ	会社は、青海公共コンテナふ頭施設等の産業廃棄物の収集 及び処理委託契約をAと締結している。 産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合は、廃棄 物処理法に基づき、産業廃棄物収集運搬許可業者と産業廃棄 物処分許可業者に、それぞれ書面による契約を行うこと、ま た、契約に当たっては、許可証等の写しを添付することとさ れている。 ところで、当該契約を見たところ、会社は、収集・運搬及 び処分業許可証の確認を行わないまま、処分許可業者ではな いAのみと契約しており、Aは会社と契約を締結していない Bに、収集した産業廃棄物を持ち込み処分しており、適正で ない。	平成28年度契約についても同様の契約内容であったた め、今年度の契約は平成28年10月31日にて解除した。 平成29年2月6日に産業廃棄物の処分業者と、同年2月 9日に収集・運搬業者と、それぞれ新たに委託契約を締結し た。 また、平成29年1月12日に東京都で実施された「産業 廃棄物処理委託契約の適正化講習会」に担当部署の社員を受 講させ、再発防止を徹底した。 さらに、平成29年3月10日に、適正な産業廃棄物の事 務手続きについて、関係部署へ書面により周知徹底し、情報 共有を図った。【2-イ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
117	港湾局（東京港埠頭株式会社）	産業廃棄物の処理委託に係るマニフェストの交付を適正に行うべきもの	2-エ	—	会社は、青海公共コンテナふ頭施設等の産業廃棄物の収集及び処理委託契約をAと締結している。 産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、廃棄物処理法により、排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならないとされている。また、会社は、特記仕様書で、会社がマニフェストを交付すると記載している。 しかしながら、会社が保管するマニフェストを見たところ、排出事業者はAとなっており、本来の排出事業者である法人がマニフェストを交付していないのは適正でない。	新たに委託契約を締結した事業者に対し、平成29年2月25日に、産業廃棄物の引渡しを行うと同時にマニフェストを交付した。 平成29年1月12日に東京都で実施された「産業廃棄物処理委託契約の適正化講習会」に担当部署の社員を受講させ、再発防止を徹底した。 また、平成29年3月10日に、適正な産業廃棄物の事務手続きについて、関係部署へ書面により周知徹底し、情報共有を図った。【2-エ】
118	港湾局（東京港埠頭株式会社）	管理許可を受けた施設の管理を適切に行うべきもの	1-イ	2-ウ	局は、東京臨海副都心グループを指定管理者として、東京都立お台場海浜公園外10公園の管理を委託している。 会社は、東京臨海副都心グループの構成員として、事業全般の運営管理業務及び財産管理を行っており、その一環として、東京港管理事務所から、お台場海浜公園における売店施設の管理許可を受け、当該施設における食料品等の販売に関する業務をCに委託している。 当該施設の営業状況について見たところ、監査日現在、以下のとおり、適切でない状況が認められた。 （ア）管理許可を受けていない共有スペース（売店前面のビーチを望むデッキ）に、Cが所有するテーブル・椅子・看板等が設置されていた。 （イ）当公園が所在する港区においては、分煙の推進のため、条例で、公共の場所（指定喫煙場所を除く）において喫煙をしてはならないと定められており、上記の場所は、喫煙場所として指定されていない。 しかしながら、Cが会社の下承を得ないまま、上記の場所に吸殻入れを数個設置していた。 （ウ）Cは、売店施設でアルコール類を販売しており、局も、海上公園においては、アルコール類の持込みを禁止していない。 しかしながら、上記の場所に設置されたテーブル上に、アルコール類の持込みを禁止する旨の注意書きが置かれていた。これは、Cが会社の下承を得ないまま、作成・設置したものであった。	（ア）テーブル・椅子の設置については、海上公園利用者の利便性向上に向けた取組であることから、指定管理者である東京港埠頭株式会社が自主事業として取り組むこととし、平成28年12月、港湾局に自主事業に関する計画変更申請の手続を行った。その後、12月28日付けで港湾局から承認が得られたことから、平成29年1月1日より自主事業としての運営を開始した。（承認番号 12月28日付28東港臨 第1325号）【1-イ】 看板等については、現場での指摘を受け、速やかに追加で設置許可申請の手続を行った。（許可番号 10月31日付28東港臨第1013号）【1-イ】 （イ）灰皿については、現場での指摘を受け、直ちに撤去した。【1-イ】 （ウ）アルコール持込禁止の注意書きについても現場での指摘を受け、直ちに修正した。【1-イ】 再発防止の取組として、平成29年2月から、指定管理者の業務日報に「許可物件等の運営状況の確認」の項目を追加した。 管理許可等の対象となる物件について、今後も日々の巡回にて現状を確認し、必要に応じて適正な指導と手続を行っていく。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
119	港湾局（東京港埠頭株式会社）	東京港内清掃作業委託契約に係る契約事務を適正に行うべきもの	2-イ	—	局は、会社と平成26年度東京港内清掃作業委託契約を締結している。また、局は、会社が行う船舶廃油回収事業に対し補助金を交付しているが、時間外勤務手当は補助対象外のため、法人は、補助事業に係る時間外勤務手当を除外して補助金交付申請を行っている。 ところで、本委託契約の支出内容を確認したところ、局は、補助事業に係る時間外勤務手当について、東京港内清掃作業委託契約の対象として会社に執行状況報告を行わせ、委託料を会社に支払っていた。 これについて局は、局と会社の双方合意のもと、船舶廃油回収事業の時間外勤務手当については、港内清掃作業委託契約で事業費として支出するものとしてきたとしている。 しかしながら、当該手続きについては、口頭での了承のみであり、本委託契約書に明記しておらず適正でない。	指摘を受け、平成28年度契約について契約条項、仕様書が実際の業務と乖離していないか確認するとともに、平成29年度の契約に向けても、契約条項等の記載と実際の業務に乖離が無い事を確認した後、契約を締結している。 なお、船舶廃油回収事業は平成26年度に終了したため、平成27年度以降は、廃油回収事業の時間外勤務手当を含めず港内清掃作業委託契約を締結している。【2-イ】
120	交通局（東京交通サービス株式会社）	再委託契約の積算事務を適切に行うべきもの	2-ア	2-ウ	会社は、局より「日暮里・舎人ライナー安全管理業務委託」を受託しており、会社は指名競争入札により契約した再委託業者に業務を行わせている。再委託に当たり、会社は、前年度請負っている業者から下見積を徴している。 ところで、平成26年度及び27年度の予定価格の積算状況を見たところ、下見積額の下位の額3,600万円を上限として、予定価格を積算している。 しかしながら、積算の方法を聴取してみると、人件費の積み上げ、緊急対応の金額に算定根拠が見当たらず、下見積額に合うよう内訳を計上したことが認められた。 会社は、再委託契約の積算事務を適切に行われたい。	会社は、平成29年3月10日に外注費の見積に関する新たな事務取扱基準を定め、積算には、国や地方公共団体が示す積算基準や複数者からの外注見積書等を根拠とすることなどを明記した。 平成29年度の日暮里・舎人ライナー安全管理業務委託の積算に、上記基準を適用した。【2-ア】 今後は、積算事務を適切に行うため、平成29年4月に設置した技術管理課に関与させる。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
121	交通局（東京交通サービス株式会社）	契約事務を適正に行うべきものの	2-エ	2-ア 2-イ	局は、地下鉄駅建築・設備点検及び保守業務等の委託契約並びに東京都交通局地下鉄駅舎等の修繕業務委託契約を会社と締結している。 これらの契約によると、地下鉄駅舎等で漏水等の異常が発生した場合、一般修繕により対応する場合と緊急修繕により対応する場合とがあり、一般修繕により対応する場合は、①から③の手続きによることとしている。 ① 会社は、「点検・保守契約」に基づき、地下鉄駅等から漏水発生等の通報を受け付け、直ちに現場に出動して原因調査等を行い、速やかに報告書を取りまとめて局（工務事務所）に報告する。 ② 局（工務事務所）は、①の報告を受け、「修繕契約」に基づき、修繕工事に係る依頼書を発行し、会社に依頼する。 ③ 会社は、会社の契約事務規程に基づいて少額契約を除き、二者以上による競争を経て修繕工事施工者を決定し、書面による契約締結後、修繕工事施工者に修繕工事を発注する。 ところで、三田線白山駅、同本蓮沼駅及び同春日駅において漏水が発生したことに伴い、会社は、状況を判断の上、一般修繕工事を発注している。 工事記録写真で施工日を確認したところ、契約締結日前に一般修繕工事を行わせ、その後、修繕工事施工者を含め二者の見積書の提出を受け、契約関係書類を作成している。これは、局が口頭で会社に一般修繕工事を依頼し、一般修繕工事施工後に、局が依頼書を作成したことによるものであり、適正でない。	局は、「一般修繕」工事を会社に依頼する際には、依頼書に基づき適正に行うよう、平成29年3月6日に工務事務所職員に周知徹底した。 会社は、「一般修繕」工事を施行する際には、局からの依頼書に基づき適正に行うよう、平成29年3月7日に関係社員に周知した。【2-エ】 なお、局は、漏水等の原因調査の結果、緊急性が高いと判断される修繕対応を、「緊急修繕」として取り扱うよう、平成29年度契約予定の「修繕契約」仕様書に追記した。【2-イ】 会社は、「緊急修繕」工事に係る社内の手続を「緊急契約」として処理することとし、この処理に当たっては、会社の契約事務マニュアルである「受委託契約事務取扱の手引き」に緊急契約の定義、適用事例などを平成29年3月10日付けで記述し、契約事務の適正化を図った。【2-ア】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
122	交通局（東京トラフィック開発株式会社）	土地賃貸契約を遵守及び検討すべきもの	1-イ	2-ウ 2-エ	局は、会社と東京都江戸川区篠崎町二丁目に所有する土地の賃貸契約を締結しているが、契約状況を見たところ、以下のとおり適正でない状況が認められた。 ① 契約書によれば、当該土地に施設物を設置する場合は、その構造等について局の承認を受けることとなっている。しかしながら、会社から当該土地を時間貸し駐車場として借り受けている第三者が、駐車場精算設備一式、案内看板及び照明設備等施設物を設置しているにもかかわらず、会社は局の承認を受けていない。 ② 契約書によれば、会社が当該土地を第三者に使用させる際は、あらかじめ期間や賃料などを定め、局の承認を受けることとしている。しかしながら、会社は、第三者に使用させることについて局の承認を受けていたものの、期間や賃料などについて、局の承認を受けていない。 ③ 局が会社に賃貸した土地の賃貸料（9万7,200円／月）は、平成5年8月30日から平成26年6月30日まで会社が近隣の商店街に月極駐車場として貸し付けた際の賃貸料（16万2,029円／月）に基づいて定めたものである。 しかしながら、監査日現在、会社が第三者に賃貸している土地の賃貸料は、月額34万5,000円であるにもかかわらず、局は、その賃貸料に基づいた賃貸料の検討をおこなっていない。	会社は、当該土地への施設物設置及び第三者に使用させる期間・賃料などの条件について、平成28年10月31日付けで「承認申請」を提出し、局は、同年11月2日にこれを承認した。【1-イ】 局は、現在の会社から第三者に対する賃料を考慮の上、平成29年2月15日付けで、会社に対する賃貸料の改定を行った。【1-イ】 局は、平成28年10月17日に、今回の不適正事例とともに、契約に基づく適正処理を行うよう関係職員に周知徹底した。【2-エ】 また、局は、平成29年2月1日付けで、会社あてに指摘事項の是正について通知し、是正改善及び再発防止を指導した。【2-エ】 会社は、局からの通知文書を受け、平成29年2月10日付けで、不動産の使用内容や使用方法等に変更がある場合は、事前に局と綿密な打合せを行い情報の共有化を図るとともに、変更内容、条件等を明記した承認申請などの起案に、根拠となる契約書の添付を徹底するよう、社内に周知した。【2-ウ】
123	教育庁（宗教法人氷川神社）	補助事業に係る関係書類を適切に整理保管すべきもの	2-エ	—	東京都文化財保存事業費補助金交付要綱では、補助事業者は、補助事業に関する帳簿等の書類を当該補助事業の属する都の会計年度終了後5年間整理保管することと定められている。 宗教法人氷川神社において、平成26年度及び平成27年度の補助事業である社殿修理工事に係る関係書類を確認したところ、平成26年12月及び平成27年6月の社務所の建替え工事に伴い関係書類を紛失しており、工事契約の見積書、注文書、注文請書、請求書、領収書等の原本を確認することができなかった。	平成29年1月26日、団体に要綱を示しながら、補助事業に係る関係書類を適切に整理保管するよう指導した。【2-エ】 今後、補助金交付決定通知と合わせて注意文書を配布することで、要綱記載内容の周知徹底を図っていく。【2-エ】 工事完了時の現地調査において関係書類を確認する際に、補助事業に係る関係書類を適切に整理保管するよう指導していく。【2-エ】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
124	都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	道路上工事の埋戻材における試験基準の在り方について	2-ア	—	会社は、丸ノ内線中野新橋駅の新設するエレベーター関連工事として、「丸ノ内線中野新橋駅改良その他に伴う土木工事」を工事請負契約により締結している。 ところで、東京都の報告団体である会社は、東京都環境物品等調達方針（公共工事）をできる限り守るよう努力目標が課せられている。方針では、道路上工事の埋戻材として環境物品等である改良土等を原則使用するように求めている。 しかしながら、会社が定める「道路復旧に伴う諸試験について」（試験基準）は、路面下1.2mから上の部分の埋戻材に環境物品等ではないしゃ断層用砂等を想定しており、改良土等の記載がないものとなっている。 このため、埋戻材の設計についてみると、しゃ断層用砂を使用しており、環境に配慮したものとなっていない。 また、試験基準の試験項目についてみると、改良土等を使用した場合の試験項目を定めていない。 会社は、道路上工事の埋戻材における試験基準の在り方について検討が望まれる。	会社は「道路復旧に伴う諸試験について」に改良土等の試験項目を追記する等の改正を平成29年3月30日に決定し、平成29年度から全ての工事で適用した。【2-ア】
125	都市整備局 (東京地下鉄株式会社)	材料費及び労務費の設定方法に関する検討について	1-エ	2-ア	会社は、平成17年度及び平成18年度に、工事の積算に関する運用を定めている。 これは、当時の経済状況下での実態調査によるとして、材料費について建設資材定期刊行物による調査価格を、労務費について公共工事設計労務単価を、それぞれ一定の割合で低減するとしたものであり、現在まで継続して運用されている。 また、適正な予定価格の設定等に関して定めた、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）の内容に沿った取組みが、特殊法人等以外の法人が発注する建設工事についても要請されているところである。 しかしながら、会社は平成27年度に市場価格の実態調査を実施しているものの、材料費及び労務費の設定方法に関する見直しに至っていない。 材料費及び労務費の設定方法に関する検討が望まれる。	会社は、平成29年3月21日付で材料費及び労務費の積算に関する社内通知を行い、従来の査定率の見直しを行った。（平成29年4月1日以降立案の工事から適用） また、経済環境等の変動に対応して、今後も適切に実態調査及び見直しを実施することとした。【1-エ、2-ア】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
126	交通局（東京交通サービス株式会社）	外注費見積書を使用する場合の取扱いについて	1－エ	2－ア 2－エ	会社は、局から受託する業務の見積書作成の際には、会社が定めた「業務の受託に係る積算基準」に基づき見積書の積算を行っている。 積算基準では、見積る業務費の直接業務費のうち外注費を算定する方法の一つとして、外注業者から徴した見積書（外注費見積書）を使用して算定している。 この算定について見たところ、舎人車庫施設保守管理業務委託及び高島平総合庁舎建物管理委託に係る見積書の積算では、 ① 外注費見積書は、複数社から徴することが望ましいにもかかわらず、1社のみからの徴取となっている。 ② 外注費見積書について、組織内の供覧等による確認がなされていない。 これは、「業務の受託に係る積算基準」において、外注費見積書を使用する場合の定めが十分でないことによるものである。 会社は、より適切な外注費の算定を行うため、外注費見積書を使用する場合の適切な定めを検討することが望まれる。	会社は、平成29年3月10日に、外注費の算出に係る事務取扱基準を新たに定め、外注見積書について、原則として複数の相手方から徴取すること、組織的な確認を行うこと等により、事務取扱の統一化を図った。また、同日付けで「受委託契約事務取扱の手引き」の該当箇所に上記基準の内容を追記した。【1－エ、2－ア】 各部契約担当者を対象とする契約事務説明会（平成29年2月6日開催）において、意見・要望事項及び、外注費見積書の取扱いについて説明、周知した。【2－エ】

〔平成２８年行政監査（財務に関する事務の内部統制について）〕

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
127	会計管理局	問合せ・相談・協議に対する回答・指導内容の記録、継承について	2-ウ	1-エ	会計管理者は、各局からの問合せ、相談、協議に対して回答・指導を行っているが、回答・指導内容の記録を見たところ、項目ごとの件数及び局別の件数集計表があるのみであった。このため、①回答・指導内容の分析及び業務への反映が適切に行えない ②回答・指導内容に係る経緯や考え方が不明であり、適切に継承されない状況である。 また、私人委託に係る協議については、既に承認済みの内容を変更する場合は変更協議が必要だが、文言修正など軽微な内容は、修正後の文書の提出による確認としているとのことである。しかしながら、徴収現金の金融機関への払込期限や都への徴収実績報告期限に係る文言修正を行った事案であっても、修正後の文書が提出されておらず、また、回答の記録もなく、変更協議があったのかが確認できない事例が認められた。	日常の問合せ・相談業務に関して、原則論では判断に迷うような事例で今後も発生し得るものについて、その照会及び回答の内容を事例の記録として残し、継承する仕組みを構築した。 私人委託に係る変更協議に関して、文言修正など軽微な内容であることから協議不要と判断したものについて、変更協議不要の場合に毎年提出する「継続報告書」に必ず変更後の仕様書等を添付させることとし、後で経緯が分かるよう記録を残す仕組みを構築した。【2-ウ、1-エ】
128	財務局	無体財産権の管理について	2-ウ	1-エ	a 著作権について 財務局は、各局の著作物について第三者からの利用申請が各局になされた場合に、著作権取扱要綱に基づき、各局からその許諾を行うことについての協議を受けている。 ところで、財務局は、これらの協議に係る著作権の公有財産登録状況について、利用許諾の協議段階で、各局に対し口頭で確認及び注意を行っている。しかしながら、協議案件のうち本監査の対象局に係る著作物について確認したところ、平成２７年度末時点で公有財産登録がされていないものが２件認められた。公有財産事務の統括局である財務局は、権利の適正な登録がなされるための方策を検討することが望まれる。 b 特許権について 財務局は、産業財産権等取扱要綱に基づき、各局の特許権等の管理状況について、毎年度、各局から通知を受けている。ところで、これらの権利のうち特許権については、保護期間終了に伴う公有財産台帳からの削除の漏れにより、決算審査において財産の過大登載が判明している。公有財産事務の統括局である財務局は、権利の適正な削除がなされるための方策を検討することが望まれる。	a 著作権について 平成２９年２月２０日に各局に通知し、各局の著作物利用許諾決定に当たり財務局に協議を行う起案文書に、その時点で当該著作物の財産登録がされている場合は財産台帳番号を記載すること、また、財産登録がされていない場合は、財務局協議後に各局で財産台帳登録を行った際に、登録日を記入し、担当者印を押印する欄を設ける取扱いへと改めた。【1-エ、2-ウ】 b 特許権について 平成２９年４月１０日に各局に通知し、毎年４月に各局が特許権等の管理状況を財務局へ通知する際、職務発明等管理台帳に記載された権利消滅日又は権利消滅予定日と台帳の保護期間終了日とを照合し、確認したことを示すものを提出する取扱いへと改めた。

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
129	財務局	出えん金の管理について	2-エ	1-エ	出えん金については、財規により公有財産として管理すべきと定められており、適正な残高を公有財産台帳に計上する必要がある。本監査の対象局に関して、平成25年度から平成27年度の決算審査で、各局での計上作業の漏れ等により複数の計数誤りが指摘されているほか、本監査でも新たに1件の過大登載が判明した。 公有財産事務の統括局である財務局は、適正な登録状況を担保するという観点に基づき、出えん金の所管局が出えんの相手方からの収支状況報告等により把握する適正な残高を公有財産台帳に計上しなければならないことについて、各局に対し必要な周知を行うことが望まれる。	毎年4月に実施する「財産運用科研修」において、従来行っている公有財産全般の異動についての説明に加え、出えん金に異動があった場合の取扱いについて、研修テキストに周知用の資料を新たに作成し、説明することとした。【1-エ、2-エ】
130	財務局	業務委託契約及び企画提案方式の履行管理について	2-エ	1-エ	a 業務委託契約について 業務委託は、発注する内容が多岐に渡ること、役務や成果物の提供に至る手順が多様であることなどから、仕様書においても受注者側に対する条件を付す項目が多く見られる。このため、履行中の管理においても事業担当者による確認や指示、承認等の手順が必要となる。 このため、受注者から提出させるべき書面の不足や書面で取り交わすべき確認事項が口頭で行われているものなどが各局等で見られており、繰り返し不適切な事例が指摘されている。 b 企画提案方式について 財務局が作成した「企画提案方式の活用ガイドライン」では、民間事業者等からの提案を取り入れることで業務目的が充足された仕様書が完成するとの考え方から、「基本の仕様書を民間事業者等からの提案により補完、完成させていく」としている。 ところで、各局等での状況を確認したところ、提案された企画書をそのまま採用しており、必要な仕様を明らかにしていない事例、広報PR等に使用する映像の作成等イメージを伝えて修正を加えているが指示の内容等が記録されていない事例などが見られた。 財務局は、業務委託契約及び企画提案方式の事務に関する質の向上に向けて、各局等の履行管理に対する支援のさらなる充実について検討することが望まれる。	平成29年2月21日開催の契約事務協議会において、業務委託契約や企画提案方式に関する不適切な事例について周知を行った。また、適切な契約事務や履行管理に向けて、各局において疑問や課題などが生じた場合は各局と財務局の間で情報共有し、財務局は各局への支援を更に充実させることを説明した。【1-エ、2-エ】